

7月企画運営委員会次第

日 時 平成 23 年 7 月 27 日(水)10:30～
場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
 - (1) 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会について
 - (2) 保育三団体被災地支援募金（第二期）へのお礼と結果報告について
 - (3) 子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）について
 - (4) 保育専門講座Ⅰ及び平成23年度保育士の質を高める研修会の開催について
 - (5) その他（資料配布）
 - ・ 「子ども・子育て新システム」に関する講演会の開催について
 - ・ 「東日本大震災」における全国保育協議会災害見舞金規程に関する取り扱いについて
- 4 報告事項
 - (1) 全保協情報 全保協ニュース No11-09、10
 - (2) 部会からの報告
 - (3) 地域からの報告
 - (4) その他

<本日の今後の予定>

- 13:30～ 県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会
ホテルキャメロットジャパン 4階 フェアウインドⅠ
17:30～ 同 情報交換・懇親会 同 フェアウインドⅢ

※8月企画運営委員会は休会です。

※9月企画運営委員会（予定）

平成23年9月14日(水)15:00～ 県社会福祉会館

県・市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会次第

日 時 平成23年7月27日(水) 13:30 ~
場 所 ホテルキャメロット・ジャパン
4階 フェアウインドⅠ・Ⅲ

1 開 会

2 主催者挨拶 一般社団法人神奈川県保育会理事長 都築 融光

3 出席者自己紹介

4 第1部 連絡協議会（フェアウインドⅠ）

議 題

「大震災の教訓を学んで実践する！！

—地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために—

(1) 講演「地震防災の基礎知識 ～東日本大震災と神奈川県に影響を与える
地震～」

神奈川県温泉地学研究所次長 杉原 英和 氏

(2) 意見交換会

5 第2部 情報交換・懇親会（フェアウインドⅢ）

6 閉 会

県・市町連絡協議会進行表

司会 真壁総務部長

時 間	内 容	担当(敬称略)
13:00	受付	
13:30	開会	真壁総務部長
(30分)	開会の言葉 主催者挨拶 出席者自己紹介(県、市町、保育会の順)	宮田副理事長 都築理事長
14:00	第1部 連絡協議会	
(60分)	議題 「大震災の教訓を学んで実践する！！－地震防災の基礎知識と子ども達の安全を守るために－」 ○講演「地震防災の基礎知識」	神奈川県温泉地学研究所 杉原 英和次長
15:00	— 休 憩 —	
(15分)		
15:15	○質疑応答	都築理事(議長)
(30分)	・講演内容を中心とした質疑応答	
15:45	○意見交換会	都築理事(議長)
(90分)	・防災アンケート結果概要報告 ・県・市町課長から順次コメント、委員との意見交換	萩原副理事長
17:15	第1部閉会・事務連絡	真壁総務部長
(15分)	— 休 憩 —	
17:30	第2部 情報交換・懇親会	真壁総務部長
(120分)	開会挨拶 来賓挨拶 市町代表挨拶・乾杯 — 懇 談 —	富田顧問 (代理)神奈川県福祉・次世代育成部次世代育成課 井上 従子課長 〇〇市町課長
19:30	閉会	榎居副理事長

県・市町担当課長／県保育会委員保育連絡協議会座席表

2011/7/27

(敬称略)

演 壇

○	杉原次長			司会○真壁
1 ○	井上課長	理事長	都 築 ○	真 壁 ○
2 ○	三枝副課長	副理事長	宮 田 ○	瀬 戸 ○
3 ○	川上 グループリーダー	副理事長	榊 居 ○	土 屋 ○
4 ○	横須賀市	副理事長	萩 原 ○	棚 木 ○
5 ○	平塚市	顧問	富 田 ○	古 内 ○
6 ○	鎌倉市		高 木 ○	吉 田 ○
7 ○	藤沢市		飯 嶋 ○	渡 邊 ○
8 ○	小田原市		富 田 ○	保 住 ○
9 ○	茅ヶ崎市		鈴 木 ○	大 塚 ○
10 ○	逗子市		伊 澤 ○	三 崎 ○
11 ○	秦野市		瀬 戸 ○	中島光 ○
12 ○	厚木市		野 中 ○	諏訪部 ○
13 ○	大和市		若 林 ○	富 田 ○
14 ○	伊勢原市		中 村 ○	遠 藤 ○
15 ○	座間市		近 藤 ○	相 磯 ○
16 ○	綾瀬市		中島利 ○	
17 ○	松田町		山 本 ○	
18 ○	箱根町		岩 澤 ○	事務局 ○

3

平成23年度保育連絡協議会県・市町課長出席者名簿

建制順
敬称略

No.	縣市町	所 属	氏 名	備 考
1	神奈川県	次世代育成課長	井上 従子	
2	神奈川県	次世代育成副課長	三枝 茂樹	
3	神奈川県	次世代育成グループリーダー	川上 亮	
4	横須賀市	こども育成部保育課長	高木 厚	
5	平塚市	健康・こども部こども家庭課長	大野 勉	
6	鎌倉市	こどもみらい部保育課長	進藤 勝	
7	藤沢市	こども青少年部参事兼保育課長	青木 正己	
8	小田原市	子ども青少年部保育課長	北村 洋子	
9	茅ヶ崎市	保健福祉部保育課長	栗原 謙二	
10	逗子市	福祉部保育課長	杉山 正彦	
11	秦野市	こども健康部保育課長	赤羽 信一	
12	厚木市	こども未来部保育課長	飯塚 尚	
13	大和市	こども部保育家庭課長	関 信夫	
14	伊勢原市	子ども部保育課長	荻籠 央樹	
15	座間市	保健福祉部子育て支援課長	安藤 潔	
16	綾瀬市	健康こども部子育て支援課参事兼課長	見上 修平	
17	松田町	健康福祉課長	小林 賢吾	
18	箱根町	福祉部子育て支援課長	岩本 美智子	

平成23年度保育連絡協議会・保育会委員出席者名簿

敬称略

No.	地区	保育園名	氏名	備考
1	理事長	上府中保育園	都築融光	
2	副理事長	長井婦人会保育園	宮田丈乃	
3	副理事長	高谷保育園	榊居祐三	
4	副理事長	大原保育園	萩原敬三	
5	顧問	岩瀬保育園	富田英雄	
6	横須賀	長岡保育園	高木睦子	
7	横須賀	鴨居保育園	飯嶋恵美子	
8	鎌倉	オレンジ	富田知敬	
9	鎌倉	大船保育園	鈴木恵子	
10	藤沢	五反田保育園	伊澤昭治	
11	藤沢	藤沢保育園	瀬戸富美江	
12	茅ヶ崎	西久保保育園	岩澤貞之	
13	茅ヶ崎	香川保育園	野中幸枝	
14	逗子	沼間愛児園	若林順子	
15	平塚	真土すばる保育園	真壁洋道	
16	平塚	吉沢保育園	中村利江	
17	小田原	久野保育園	近藤正浩	
18	小田原	桜井保育園	中島利子	
19	秦野	やまゆり保育園	山本昇	
20	南足柄	塚原保育園	瀬戸雄三	
21	足柄下郡	まさご保育園	土屋今日子	
22	厚木	けいわ星の子保育園	棚木宮子	
23	厚木	厚木保育所	古内敦子	
24	海老名	つちのこ保育園	吉田淳子	
25	座間	座間保育園	渡邊廸子	
26	座間	相模が丘西保育園	保住みすみ	
27	綾瀬	吉岡保育園	大塚哲朗	
28	綾瀬	つぼみ保育園	三崎たずゑ	
29	寒川	旭保育園	中島光子	
30	愛川	半原保育園	諏訪部裕子	
31	保育士会	岩瀬保育園	富田弘美	
32	保育士会	小田原市保育課	遠藤文子	
33	保育士会	ハイランド保育園	相磯しげ子	

保育三団体被災地募金の結果について

第二期募金には、1,656,845 円の募金をお寄せいただきまして、誠にありがとうございました。

6 月 28 日(火)に締切り、6 月 30 日(木)に保育三団体の指定口座に全額振込をいたしました。

第一期募金の 4,918,501 円と合わせますと、全体で 6,575,346 円という多額の募金となりましたことに、神奈川県保育会及び保育士会会員・役員の皆様方に、厚くお礼申し上げます。

これらの募金が、被災地の保育所の補修や再建、物品の購入、被災した保育士等職員の支援等に有効に充てられ、一日も速い被災地保育所の復旧・復興を成し遂げ、子ども達の笑顔が戻ってくることを切に願っております。

なお、この結果につきましては、今後、機関誌や役員会等の場において、ご報告させていただく予定です。

取り急ぎ、お礼とご報告をさせていただきます。

平成 23 年 7 月 4 日

神奈川県保育会顧問・副理事長・理事・監事
神奈川県保育士会副会長 殿

一般社団法人神奈川県保育会理事長 都築 融光
神奈川県保育士会会長 富田 弘美

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて（案）

平成 23 年 月 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月より子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下で14回開催され、議論を重ねてきた。また、同時並行して、幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針（仮称）ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、他の2つのワーキングチームとともに、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた基本的方向性を踏まえて、関係者間で意見集約を図りながら重ねてきたこれまでの議論の到達点として、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善（機能強化）の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善（機能強化）については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を見込んでいる。その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今後も「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」及び本とりまとめを踏まえ、「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）の工程表にあるように、税制抜本改革とともに、早急に法案提出ができるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、子ども・子育て包括交付金（仮称）の在り方、②国における所管の在り方、③ワーク・ライフ・バランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、その他の残された検討課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、基本制度案要綱に掲げられた、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質の支援を行い、地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるなどの観点も含め、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。

政府においても、国と地方の協議の場などを通じて地方公共団体と十分に協議を行うとともに、関係団体などの関係者の理解も得た上で、成案化されたい。

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力である。

子どもが、それぞれの個性と能力を十分に発揮すること、人の気持ちを理解し互いを認め合い、共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは、子どもの親のみならず、今の社会を構成するすべての大人にとって、願いであり、また喜びである。

乳幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う、極めて重要なものである。そして、子どもの健やかな育ちは、我が国にとっての最大の資源である「人」づくりの基礎であり、子どもの育ちと子育てを支援することは、未来への投資でもある。

親の経済状況や幼少期の成育環境によって格差が生じることがないなど、子どもの最善の利益を考慮し、すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう取り組まなければならない。

他方、子どもの育ちや子育てをめぐる環境の現実は厳しい。非正規労働者の増加などの雇用基盤の変化、核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域の子育て力・教育力の低下により、若者が雇用など将来の生活に不安を抱き、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめ、子育て当事者が悩みを抱えながら苦勞している。

子育てとは本来、日々成長する子どもの姿を通じて親に大きな喜びや生きがいをもたらす営みである。親が子育ての充実感を得られるなど「親としての成長」を支援していく必要がある。

そして、ワーク・ライフ・バランスを推進しつつ、子ども・子育て支援を質量ともに充実させることにより、家庭を築き、子どもを生み育てるといふ希望がかなえられる社会を実現していかななければならない。

そのためには、子育てについての第一義的な責任が親にあることを前提としつつ、かつては家族や地域が担っていた子育てに関する支え合いの機能や、企業による日本型の生活保障機能が低下していることを踏まえ、こうした子ども・子育てを支える機能を新しい形で再生させる必要がある。こうした機能の再生は、地域社会そのものの再生にも大きく寄与する。

今般の東日本大震災においては、子どもと大人、被災者と支援者など、地域の中あるいは地域を超えた様々な人と人とのつながり、地域の人々の参画と助け合いの大切さが再認識されている。

子ども・子育て支援についても、こうした助け合いの気持ちを確かなものとして国民が共有し、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築しなければならない。

上記の理念を踏まえ、これまで「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱（平成22年6月29日少子化社会対策会議決定）に掲げられた幼保一体化（こども園（仮称））等の基本的方向性を踏まえて重ねてきた議論の到達点として、次のとおり子ども・子育て新システムの具体的制度設計の在り方に関し、中間的にこれまでの議論をとりまとめた。今後、基本制度案要綱及び本とりまとめを踏まえ、幼保一体化を含む子ども・子育て新システムの理念の実現に向けた取組を推進していくことが必要である。

I 市町村、都道府県、国の役割

○ 子どもの育ち・子育て家庭を社会全体で支えるため、市町村（基礎自治体）が制度を実施し、国・都道府県等が制度の実施を重層的に支える仕組みを構築する。

○ 事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。

※ 残された課題については、今後、更に検討する。

○ 実施主体は市町村（基礎自治体）とし、新システムに関するすべての子ども・子育て関連の国庫補助負担金、労使拠出等からなる財源を一本化し、市町村に対して包括的に交付される仕組み（子ども・子育て包括交付金（仮称））を導入する。

※ 上記は基本制度案要綱における記述であり、国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）のあり方については、今後、更に検討する。

○ 地域主権改革の観点を踏まえ、また、実施主体である市町村及びそれを支援する都道府県と十分調整しながら、以下の点について、今後、更に検討を行う。

①事業計画の策定など地方公共団体の実施する施策についての国の関与のあり方

②国が定める基準と地域の実情に応じるための地方公共団体の裁量との関係

③指定制における指定や総合施設（仮称）の認可等の主体のあり方

④都道府県の具体的な役割やその財源措置のあり方

1 市町村の役割

（1）市町村の権限と責務

○ 市町村は、新システムの実施主体としての役割を担い、国・都道府県等と連携し、自由度を持って地域の実情に応じた給付等を設計し、当該市町村の住民に新システムの給付等を提供・確保する。そのために必要な以下の権限及び責務を法律上位置づける。

- ・子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- ・質の確保された給付・事業の提供
- ・給付・事業の確実な利用の支援
- ・事業の費用・給付の支払い
- ・計画的な提供体制の確保、基盤整備

(2) 「市町村新システム事業計画」(仮称)の策定

- 市町村は、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、管内における新システムの給付・事業の需要見込量、見込量確保のための方策等を盛り込んだ「市町村新システム事業計画」(仮称)を策定し、本計画をもとに、給付・事業を実施する。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 市町村新システム事業計画(仮称)の策定における市町村内の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

2 都道府県の役割

- 都道府県は、広域自治体として、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な助言・援助等を行うとともに、子ども・子育て支援施策のうち、広域的な対応が必要な事業等を行う。
- 都道府県は、「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)に基づき、市町村を支援する。「都道府県新システム事業支援計画」(仮称)の策定及び記載事項を法定する(計画記載事項は別紙のとおり)。
- 都道府県新システム事業支援計画(仮称)の策定における都道府県の関係当事者の参画の仕組みについて検討する。

3 国の役割

- 国は、新システムの制度設計、市町村への子ども・子育て包括交付金(仮称)の交付、基本指針(仮称)の策定等、新システムの給付・事業が健全かつ円滑に運営されるよう、必要な措置を講ずる。

- 基本指針（仮称）については、その策定及び記載事項を法律上明記し、国の「子ども・子育て会議」（仮称）の審議を経て策定する（指針記載事項は別紙のとおり）。
- 基本指針（仮称）には、家庭・地域を含めたすべての子育て関係者を対象とした、子どもに関する理念、子育てに関する理念を示すものである「こども指針（仮称）」を位置づける。

II 給付設計

- 市町村は、子ども・子育て支援給付（仮称）及び子ども・子育て支援事業（仮称）を実施する。

1 子ども・子育て支援給付（仮称）

- 子ども・子育て支援給付（仮称）は、個人に対する以下の給付とする。

(1) 子ども手当（個人への現金給付）

- 子ども手当については、新システムにおける給付に位置づける。（別途検討）

(2) こども園給付（仮称）

- こども園給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たした施設として指定を受けたこども園（仮称）に関する給付とする。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。総合施設（仮称）とは、学校教育と保育及び家庭における養育の支援を一体的に提供する施設。その名称については、今後検討する。

(3) 地域型保育給付（仮称）

- 地域型保育給付（仮称）については、質の確保のための客観的な基準を満たす事業者として指定を受けた小規模保育事業者、家庭的保育事業者及び居宅訪問型保育事業者等に関する給付とする。

※ こども園給付（仮称）及び地域型保育給付（仮称）は、早朝・夜間・休日保

育にも対応する。

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付（仮称）

- 産前産後・育児休業中の現金給付から保育まで切れ目なく保障される仕組みの構築が課題であるが、出産手当金（健康保険）、育児休業給付（雇用保険）の適用範囲や実施主体に違いがあること等を踏まえ、両給付を現行制度から移行し一本化することについては将来的な検討課題とする。

2 子ども・子育て支援事業（仮称）

○ 子ども・子育て支援事業は、市町村が実施する以下の事業とする。

（1）地域子育て支援事業（仮称）

※ 地域子育て支援拠点事業、一時預かり及び乳児家庭全戸訪問事業等
（対象事業の範囲は法定）

（2）延長保育事業、病児・病後児保育事業

（3）放課後児童クラブ

（4）妊婦健診

※ 市町村の独自事業の取扱いは今後検討する。

Ⅲ 幼保一体化

1 基本的な考え方

○ すべての子どもの健やかな育ちと、結婚・出産・子育ての希望がかなう社会を実現するため、以下の三点を目的とする幼保一体化を推進する。

（1）質の高い学校教育・保育の一体的提供

（2）保育の量的拡大

（3）家庭における養育支援の充実

※ ここで言う「学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

- 具体的には、以下の給付システムの一体化と施設の一体化を推進する。

(1) 給付システムの一体化

①地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込み及び見込量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。

②多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

- 客観的基準を満たした施設及び多様な保育事業への財政措置を行うこと等により、多様な事業主体の保育事業への参入を促進し、質の確保された保育の量的拡大を図る。

③給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設することにより、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

(2) 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

- 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。

2 子どもや家庭の状況に応じた子ども・子育て支援

- 子ども・子育て家庭については、乳幼児の子育てをしている、育児休業中の家庭、共働き家庭、いわゆる専業主婦家庭など、様々な状況の子ども・子育て家庭がある。

- 子ども・子育て新システムにおいては、すべての子どもに、良質な成育環境を保障するため、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、「子ども・子育て支援給付（仮称）」を保障する。

- 子どもが満3歳となったとき、子どもが学齢期となったときなどに円滑に切れ目のない支援を行うため、施設間・事業間の連携・提携等の仕組みを検討する。
- また、子育てに孤立感・負担感を感じている保護者が多いこと等を踏まえ、すべての子ども・子育て家庭に、それぞれの子どもや家庭の状況に応じ、子育ての充実感を得られるような親子の交流の場づくり、子育て相談や情報提供、親子登園などの支援を行う。

3 幼保一体化の進め方

- 国においては、幼保一体化を含む子ども・子育て支援に関する基本指針（仮称）を策定するとともに、給付の一体化及び強化等により総合施設（仮称）への移行を政策的に誘導する。
- 都道府県については、広域自治体として、都道府県新システム事業支援計画（仮称）を策定し、市町村の業務に関する広域調整等を行う。
- 市町村においては、国による制度改正及び基本指針（仮称）を踏まえ、市町村新システム事業計画（仮称）に基づき、地域における、満3歳以上の保育所等を利用する家庭の子どもの状況、満3歳以上の保育所等を利用しない家庭の子どもの状況、満3歳未満の保育所等を利用する家庭の子どもの状況など、地域の実情等に応じて、必要な施設・事業を計画的に整備する。

※ 具体的な施策については、今後、地方自治体、関係者等と十分に協議を行う。

4 地域における学校教育・保育の計画的整備（市町村新システム事業計画（仮称）の策定）

- 市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに係る需要の見込みを調査し、その結果に基づき市町村新システム事業計画（仮称）を策定する。
- 市町村は、当該計画に基づき、指定されたこども園（仮称）や多様な保育事業を行う、多様な事業主体を共通の財政措置（子ども・子育て支援給付（仮称））の対象とするなど、地域の実情等に応じて提供体制を計画的に整備する。

- 家庭における養育を支援する事業（地域子育て支援拠点事業等。対象範囲は法定。）についても、広く財政措置の対象とし、当該計画に基づき、計画的に推進する。

5 多様な保育事業の量的拡大（指定制度の導入）

（1）基本的な考え方

- 新システムにおいては、質の確保のための客観的基準を満たすことを要件に、認可外施設も含めて参入を認めるとともに、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を認める。
- 指定制の導入により、保育の量的拡大を図るとともに、多様なメニューの中から、あらかじめ質が確保されている施設や事業であることを行政が確認し、指定された施設又は事業者の中から、利用者がニーズに応じた施設や事業を選択できる仕組みとする。

（2）具体的制度設計

①法人格

- こども園（仮称）については、学校法人、社会福祉法人、株式会社、NPO等、多様な事業主体の参入を可能とする。ただし、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を条件とする。
- 地域型保育給付（仮称）の対象となる多様な保育事業を行う指定事業者については、地方単独事業の対象の個人立の認可外保育施設が存在することも踏まえ、法人でない場合でも、一定の条件を満たせば、指定の対象とする。

②指定基準

- 指定基準については、こども園（仮称）、指定小規模保育事業、指定家庭的保育事業等の施設・事業ごとの客観的な基準を、全国一律の基準として定める。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 指定基準は、施設・事業の内容ごとに、現行の基準を基礎とする。
- 教育・保育の質の確保・向上の観点から、職員配置基準の引上げ等を検討する。

③撤退規制等

- 継続的な運営が基本であるが、やむを得ず事業を撤退する場合には、指定辞退の事前届出を行わせる。
- 指定辞退については、法律で予告期間を設定するとともに、利用している児童が他の施設等で継続的に利用できるようにするための調整義務を施設・事業者に課す。
- 施設・事業者による調整に対する都道府県又は市町村の援助の在り方について検討する。
- 指定については、質の確保の観点から、他の類似制度を参考に、数年ごとに更新する。
- 保護者の選択に資する観点から、情報開示の義務化を行う。
- 具体的には、以下の項目について情報開示を行う。
 - ア 学校教育・保育の理念など、施設の運営方針
 - イ 学校教育・保育の内容及びその特徴
 - ウ 一人の職員が担当する子どもの数
 - エ 職員の保有免許・資格や経験年数
 - オ 定員以上に応募がある場合の選考基準
 - カ 上乗せ徴収（実費徴収を除く）の有無
 - キ カで「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

④需給調整

- 指定制度においては、指定基準を満たす施設については、すべて指定する。

- ただし、市町村が策定する新システム事業計画（仮称）における供給量を超えた供給がなされている場合など、施設数が過大となっている場合については、指定主体の権限において新規の指定や更新を行わないことができることとする。

※ 目標供給量を盛り込む市町村の計画に関する策定手続きを含めた国による策定のための指針、事後の点検・評価を含めた必要な情報の開示等、適正性・透明性を確保するための仕組みを検討する。

⑤指定・指導監督の主体

ア こども園（仮称）

- こども園（仮称）の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

- また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

- 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み（報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等）も他の類似制度を参考に検討する。

イ 多様な保育事業を行う指定事業者

- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

⑥指定・指導監督の権限

- 指定事業者には、指定基準に従い、事業を実施しなければならない義務を課すほか、指定・指導監督主体に、報告徴収、立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、指定取消等の権限を与える。

(3) 制度施行時の経過措置

- 新たな制度を施行する際に、現に幼稚園又は保育所の認可を受けている施設については、こども園（仮称）の指定があったものとみなす経過措置を設ける。

※ 施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有しなくても指定を受けられることとする。

※ 認定こども園の取扱いについて、今後、更に検討する。

(4) 運営費の在り方等

- イコールフットィングの下で、一定の客観的な基準を満たした多様な主体の参入促進を図るため、以下の点について、今後、更に検討を行う。

① 運営費の使途範囲について、こども園給付（仮称）等を提供するための費用とすることを基本としつつ、多様な主体の経営努力により柔軟な経営を可能とする観点から、他会計への費用の繰入を認めること

② 施設整備費について、運営費に上乘せする仕組みとすること

③ 会計基準について、法人種別に応じた会計処理を基本とした上で、資金の流れを明確化する仕組みとすること

6 給付の一体化及び強化（こども園給付（仮称）の創設等）

(1) こども園給付（仮称）の創設

- 学校教育・保育に係る給付を一体化したこども園給付（仮称）を創設し、学校教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。

※ こども園（仮称）とは、指定を受けた総合施設（仮称）、幼稚園、保育所、それ以外の客観的な基準を満たした施設であり、その総称である。

(2) 契約方式

- こども園給付（仮称）については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。

① 保育の必要性の認定

- 例外のない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。

ア 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 具体的な認定基準と認定手続は、以下の通りとする。

i) 認定基準

A 事由

a 就労

○フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

b. 就労以外の事由

○保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討する。

○その他これらに類するものとして市町村が定める事由

B 区分

○ 月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度（「長時間利用」及び「短時間利用」）を設定

C 優先利用

○ ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

ii) 認定手続

○ 市町村は、認定基準に従って審査を行い、認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。

○ 市町村は、認定を行った利用者（保護者）に対して、

認定証を交付する。

- 認定証には、事由、区分（長時間利用又は短時間利用）、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

イ 保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続
（満3歳以上の学校教育のみを受ける場合）

- 満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。

- 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもであることが確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

※ 受給者証は、主として、施設が保護者負担の区分を確認するためのものであるが、その要否を含め、今後、更に検討する。

②公的契約

- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とする。

- 公的契約については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。「正当な理由」については次のとおりとする。

ア 定員に空きがない場合

イ 定員以上に応募がある場合

（この場合、選考の実施が必要となる。）

ウ その他特別な事情がある場合

- 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。

- 定員以上に応募がある場合の選考については、その基準を国が定め、施設は、国の選考基準に基づき選考を行うものとする。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。
 - ア 保育の必要性の認定を受けた子ども
 - i) 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。
 - ii) ひとり親家庭、虐待のおそれのあるケースなどは、i)に関わらず、優先的に選定する。
 - iii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討する。

- イ 保育の必要性の認定を受けない子ども
 - i) ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準（選考方法）に基づき、選定する。
 - ii) 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、i)に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

- 施設の設置者が定める選考基準（選考方法）については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

(3) 市町村の関与

①関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。

- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん（市町村による、利用可能な施設との契約の補助）等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等することとし、その具体的な仕組みについては今後更に検討する。

②当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強力に推進することが制度の前提である。その上で、当面の対応のため、次のような対応を検討する。
 - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。
 - ・ それ以外の子どもについては、保護者が市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

③市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する（措置による入所・利用）こととし、具体的な仕組みについては今後更に検討する。

（４）給付の内容

①給付構成

- こども園給付（仮称）については、次のような給付構成とする。
 - ・ 満3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

- ・満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

※ 「標準的な教育時間」とは、学校教育における教育課程に係る時間を言う。以下同じ。

②公定価格

- こども園給付（仮称）については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもに保障する（公定価格）。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
 - ・質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
 - ・人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
 - ・子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
 - ・施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

③支払い方法

- 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

- 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、②で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。

④上乗せ徴収

ア 実費徴収

- 国が定める基準に基づく学校教育・保育の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいこと等から、こども園給付（仮称）の対象とすることが困難な費用（特別な教材費、制服代など）について、実費徴収を認める。

- 国において、実費徴収の実態（各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額）を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

- 低所得者に対しては、一定の要件の下で、公費による補足給付を行うこととし、その具体的仕組みについては、今後、更に検討する。

イ 実費徴収以外の上乗せ徴収

- 次の要件を満たす施設については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

- i) 国が定める基準に基づく学校教育・保育であること
- ii) 低所得者については、当該徴収を免除すること

iii) 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※ 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

○ なお、国が定める基準に基づく学校教育・保育以外の活動（教育課程終了後に行う体操教室など）については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

(5) 地域型保育給付（仮称）

○ こども園（仮称）を対象とするこども園給付（仮称）に加え、以下の保育事業を地域型保育給付（仮称）の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育

○ 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

○ 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な指定基準を設定し、質の確保を図る。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

○ 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、こども園給付（仮称）と同様とする。

7 施設の一体化（総合施設（仮称）の創設）

(1) 基本的位置づけ

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合施設（仮称）を創設する。総合施設（仮称）の根拠法と

して総合施設法（仮称）を制定する。

※ 総合施設（仮称）の名称については、今後検討する。

- 総合施設（仮称）においては、
 - ① 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。
 - ② 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

- 総合施設（仮称）については、学校教育法、児童福祉法及び社会福祉法における学校（1条学校）、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

- なお、満3歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満3歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合施設（仮称）への移行を促進する。

※ 例えば、現行制度でいえば、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分、保育所型認定こども園の幼稚園機能部分についても基準を満たせば財政措置を受けられるようにすることや、調理室等への補助制度を創設すること、保育単価等によるインセンティブを付与することなどが挙げられる。

（2）基本的な考え方

- 総合施設（仮称）の創設により、次の内容を実現する。
 - ① 学校教育法及び児童福祉法上の位置づけの付与による学校教育・保育の質の保障
 - 現行の保育所における幼児教育※に対し学校教育（1条学校）としての位置づけを付与するとともに、現行の幼稚園の預かり保育のうち、保育の必要性の認定を受けた子どもを対象とするものに対し児童福祉としての位置づけを付与する。
 - これにより、学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。

※ 満3歳以上の幼児を対象とするもの。満3歳以上の幼児を対象とする保育所については、総合施設（仮称）へ移行する。

○ その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

②保育の量的拡大

現行の幼稚園が保育機能を強化することにより、保育の量的拡大を図る。

③家庭における養育の支援の強化

現行の幼稚園・保育所が、地域の拠点として、地域の子ども・家庭に対する養育の支援を必須の事業として実施することにより、地域の子ども・家庭に対する養育の支援機能を強化する。

※ 他の事業も含めた施設の取組状況や地域の実情等に応じ、地域子育て支援事業等により行う。

④二重行政の解消

現行の幼稚園、保育所、認定こども園に対する行政庁（地方公共団体）の認可・認定を一本化することにより、二重行政の解消を図る。

○ 総合施設（仮称）に係る具体的制度設計については、質の高い学校教育・保育を保障する観点から、現行の幼稚園制度及び保育所制度の双方に求められる質の水準を基本とする。

○ 総合施設（仮称）における指導・援助の要領として「総合施設保育要領（仮称）」を定める。

※ 総合施設保育要領（仮称）については、こども指針（仮称）を踏まえ、策定する。

（3）具体的制度設計

①設置主体

○ 総合施設（仮称）の設置主体は、組織・資産等において持続性、確実性、公共性等を担保するため、国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人及び一定の要件を満たした株式会社、NPO等の法人とする。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。

※ 上記のほか、会計間の繰り入れ制限を行うか否か等については、今後検討する。

②認可・指導監督権等

○ 総合施設（仮称）の設置認可等については、現行の幼稚園及び保育所の例にならい、都道府県単位で行う。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

○ 総合施設（仮称）は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。

○ 都道府県知事が総合施設（仮称）に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。

○ また、大都市（指定都市、中核市）に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

③評価、情報公開

○ 学校教育・保育の質の向上を図る観点から、自己評価を義務化し、関係者評価、第三者評価を努力義務化する。また、地域住民・保護者の理解増進及び連携・協力を資するため、総合施設（仮称）の運営に関する情報提供を義務化する。

④施設に置かれる職員

○ 総合施設（仮称）は、学校教育・保育を一体的に提供する施設であることから、現行の幼稚園及び保育所の双方で必要とされる職員を置く。

※ これらの職員については、幼稚園の職員と同様に資格要件及びその資格要件違

反に対する罰則を設けるため、法律で規定する。

- 学校教育と保育を担う職員として、新たに保育教諭（仮称）等を置く。
- 保育教諭（仮称）は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
 - ※ いずれかしか有しない者については、現在の幼保連携型認定こども園制度における扱いを参考にしながら、特例措置を講じる。
- なお、職員の資格については、教員免許・養成制度の見直し及び保育士資格制度の見直しの検討状況等を踏まえた上で検討する。

⑤研修

（公立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。
- 公立の幼稚園教員と同様に研修を受ける機会を付与するとともに、新任者に対する研修等を義務化する。

（私立）

- 教育基本法第9条の規定により、職員の研修の充実を図る。また、職員は、必要な知識等の修得に努めるものとする。

⑥監督

- 総合施設（仮称）は、学校及び児童福祉施設の双方の性格を有し、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、私立の総合施設（仮称）を含め、立入検査、改善勧告、改善命令の権限等を監督権者に付与する。

⑦政治的行為の制限

（公立）

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

- 職員の政治的中立性を確保するため、現行の公立幼稚園教

諭と同じ政治的行為の制限を課すことを基本とし、その具体的方法については今後更に検討する。

(私立)

- 総合施設（仮称）における政治教育その他政治的行為を禁止する。

⑧経過措置等

- 保育所（満3歳未満児のみを保育するいわゆる乳児保育所を除く。）については、小学校就学前のすべての子どもに学校教育を保障する観点から、一定期間後にすべて総合施設（仮称）に移行する。
- 総合施設（仮称）への移行に係る経過措置等の在り方について、今後検討する。

IV 子ども・子育て支援事業（仮称）

- 子ども・子育て支援事業（仮称）は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。

1 地域子育て支援事業（仮称）

- 以下の事業を地域子育て支援事業（仮称）として、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
 - ①地域子育て支援拠点事業
 - ②一時預かり
 - ③乳児家庭全戸訪問事業
 - ④養育支援訪問事業
 - ⑤ファミリー・サポート・センター事業等（対象事業の範囲は法定）
- すべての子ども・子育て家庭を対象としたこれらの事業の実施が

必要であり、特に、地域子育て支援拠点事業については、実施主体である市町村と当該事業者が連携し、個々の子育て家庭に身近な立場から、その事情に応じた、利用者支援の役割を果たすものとする。

- 一時預かりは、保護者の働き方に関わらず、日常生活を営む上での利用や、社会参加を行うための利用など、普遍的に子ども・子育て家庭に必要なものであり、すべての子ども・子育て家庭が身近に利用できる事業とする。
- 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業は、都道府県等が実施する社会的養護、障害児支援と連携して実施することとし、市町村新システム事業計画（仮称）において、都道府県等との連携方策を位置付けることを検討する。
- 事業ごとに、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

2 延長保育事業、病児・病後児保育事業

- 保護者の残業、子どもの病気など、保育の利用にかかわる突発的な事情変化にきめ細かく対応できるよう、延長保育事業、病児・病後児保育事業を市町村の事業として位置づける。

延長保育事業

： 認定された保育の必要量を超えて保育を提供する事業

病児・病後児保育事業

： 病気の際に就労等で保護者による自宅での保育が困難な場合に、病児等の特性を踏まえた保育を提供する事業

- 延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。

- それぞれの事業について、質の確保を図る観点から、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。

3 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上のニーズも踏まえた基盤整備を行う。
- 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画（仮称）で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。
- 質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数・時間などについて、国は一律の基準を設定する。
- その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲については、今後、更に検討する（基準の客観性は担保）。
- 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し（事業者は市町村に状況報告）、利用についてのあっせん、調整を行うことを検討する。

4 妊婦健診

- 妊婦健診については、市町村新システム事業計画（仮称）の記載事項に位置づけることとし、市町村において確実な実施を図る。
- 国は「健診回数・実施時期」及び「検査項目」について基準を示すこととする。

V 社会的養護・障害児に対する支援

- 子ども・子育て新システムの給付・事業は、社会的養護施策の要保護児童、障害児等を含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とするものである。一方、都道府県は、社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い施策を引き続き担うこととし、市町村と都道府県の連携を確保する。市町村（新システムの実施主体）と都道府県等（措置制度等の実施主体）との関係については、今後更に検討する。

※ 都道府県等が担う児童相談所を中心とした体制、措置制度等は現行制度を維持する。

※ 障害児に対する支援については、障害者全般についての改革推進に係る議論の状況等を踏まえ検討することが必要である。

- 市町村は、要保護児童、障害児等を含め、地域における学校教育・保育の需要の見込み及び見込量確保のための方策を市町村新システム事業計画（仮称）に明記する。また、市町村による利用調整により、確実な利用を支援する仕組みを検討する。
- 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合など、契約による利用が著しく困難と判断した場合において、市町村が措置による入所・利用を行うこととし、その仕組みを検討する。
- 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業など、子どもに提供される一般施策を実施する。実施に際しては、都道府県が行う事業（社会的養護、障害等のニーズに対応する専門性が高い事業）と連携が必要であり、相互の連携について市町村新システム事業計画（仮称）、都道府県新システム事業支援計画（仮称）に位置付けることを検討する。

VI 子ども・子育て包括交付金（仮称）等

- 国から市町村に対し、市町村新システム事業計画（仮称）に盛り込まれた給付・事業の実施に必要な費用を包括的に交付するものとして、子ども・子育て包括交付金（仮称）を検討する。子ども・子育て包括交付金（仮称）の検討にあたっての留意事項は次のとおりである。

- 交付金の対象となる給付・事業の範囲については、新システムの給付・事業の制度設計に加え、既存の財政措置との関係などを踏まえて今後検討する。
- 交付金の対象となる給付・事業に区分を設けることの是非については、当該給付・事業の性質（義務的経費・裁量的経費）等や市町村の自由度を高める制度改革の趣旨も踏まえ今後検討する。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）と地域自主戦略交付金との関係について、今後検討する。
- 市町村は、子ども・子育て包括交付金（仮称）と地方の財源を合わせ、地域の実情に応じ、給付・事業を行うことを検討する。
市町村での交付金の経理は、交付金は子ども・子育てのために使われるものであるため、一般会計での対応を基本とする。あわせて、子ども・子育てに使われたことが確認できる仕組みを今後検討する。
※ 国、地方及び事業主の負担のあり方、既存の財政措置との関係など費用負担のあり方、子ども・子育て包括交付金（仮称）については、今後、更に検討する。
- 国における会計については、費用負担の検討に応じ、区分経理の必要性について、今後検討する。その際、子ども・子育て会議（仮称）によるチェックなど、関係当事者の参画による運営の透明性の確保を前提とする。

VII 子ども・子育て会議（仮称）

- 子ども・子育て支援の給付・事業を、子ども・子育て当事者のニーズに即したものとするため、また、効果的かつ効率的な制度運用のため、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、NPO等の子育て支援当事者等が子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議（仮称）を設置する。
- 地方公共団体においても、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組みを設けることと具体的な方策について今後検討する。

VIII 費用負担

- 基本制度案要綱においては、「社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担」と記載されている。
- 新システムの施策については、給付等に応じて、税制抜本改革による財源確保を前提とし、公費を中心に負担することとし、具体的な負担の在り方については、今後検討する（なお、基本制度案要綱に記載された事業主拠出については、現行制度も参考に、事業主拠出の対象範囲の明確化や事業主の意見が用途等に反映等される仕組みの必要性も踏まえて、今後検討する）。
- 新システムにおける利用者負担については、新システムが、「保護者の子育てについての第一義的責任」を前提としつつ、「社会全体で子ども・子育てを支援する」ものであることを踏まえ、施設と利用者の適切な利用関係の確保に資するよう、低所得者に一定の配慮を行いつつ、利用者 に一定の負担を求めることとし、その具体的なあり方については、今後検討する。
- その際、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえて定める。
- 既存の財政措置との関係について、今後検討し、その結果に応じて、適切な制度設計を行う。
- 潜在ニーズを含む保育等の量的拡充※は、最優先で実施すべき喫緊の課題である。
- これと併せて、職員配置の充実など必要な事項※については、子ども・子育て新システムの制度の実施のため、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。

※ 主な内容

■保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充 ※子ども・子

育てビジョンベース

- 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
 - ・現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
 - ・小規模保育など新たなサービス類型を創設
 - ・長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実 等
- 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
 - ・3歳児を中心とした配置基準の改善
 - ・病児・病後児保育、休日保育の充実
 - ・地域支援や療育支援の充実
 - ・給付の一体化に伴う所要の措置 等
- 総合的な子育て支援の充実
 - ・子育て支援コーディネーターによる利用支援の充実 等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ そのための追加所要額は、潜在ニーズを含む保育等の量的拡充と、職員配置の充実などの質の改善を合わせて2015年度で1兆円超と見込まれる。

※ 「社会保障・税一体改革成案」（平成23年6月30日 政府・与党社会保障改革検討本部決定）においては、税制抜本改革によって財源を措置することを前提に、2015年における子ども・子育て分野の追加所要額（公費）は0.7兆円程度（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）とされた。

※ 上記の額に施設整備費は含まれない。（なお、幼稚園における調理室の新設や緊急的な基盤整備（耐震化を含む）等に係る施設整備費補助については引き続き実施する。）

※ 指定制の導入による保育等への多様な事業主体の参入を促進。（質を確保するための基準とあわせて質の改善を図る。）

※ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

※ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

IX その他

1 実施体制

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討する。

- なお、国及び地方における実施体制の一元化については、新システムに係る給付の仕組み全般、PDCAサイクルの在り方等に係る議論を踏まえ、検討する。

2 ワーク・ライフ・バランス

- 基本制度案要綱では、子ども・子育て新システムにおいて、「ワーク・ライフ・バランスの実現」を掲げている。

- 今後新システム上どのように位置づけるか検討を進める。

(別紙) 市町村新システム事業計画(仮称)、都道府県新システム事業支援計画(仮称)、国の基本指針(仮称)の記載事項(更に検討を行う)

1 市町村新システム事業計画(仮称):5年ごとに計画を策定

- 目標値の設定
- 圏域の設定
- 需要の見込み
 - ・幼児期の学校教育の需要
 - ・保育の需要
 - ・地域子育て支援の需要
 - ・放課後児童クラブの需要 等
- 見込み量確保のための方策
 - ・こども園(仮称)
 - ・地域型保育(仮称)
 - ・地域子育て支援事業(仮称)
 - ・放課後児童クラブ 等
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策
- 都道府県が行う事業との連携方策

2 都道府県新システム事業支援計画(仮称)

- 市町村の業務に関する広域調整
- 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- 指定施設・事業者に係る情報の開示
- 人材の確保・資質の向上
- 都道府県が指定権限を有する給付類型に係る事業
- 社会的養護に係る事業
- 障害児の発達支援に着目した専門的な支援に係る事業
- ※市町村が行う事業との連携方策を盛り込むことが必要

3 国の基本指針(仮称)

- 子ども・子育てに関する理念(こども指針(仮称))
- 提供体制の確保・事業の実施に関する基本的事項

- ・ 幼保一体化を含む子ども・子育て支援の推進方策
- ・ 市町村間、市町村と都道府県との間の連携
- ・ 指定施設・事業者に係る情報の開示
- ・ 人材の確保・資質の向上

等

○ 需要を見込むに当たり、参酌すべき標準

- ・ 目標値の設定
- ・ 需要の見込量
- ・ 見込量確保のための方策

等

全保協「保育活動専門員」 認証制度対象研修
平成23年度 保育士の専門性を高める研修会開催要綱（案）

～保育における家族支援の基礎知識～

1 趣 旨

保育士の資格が国家資格となり、専門職として位置づけられた保育士は、常に必要な専門知識や技術などを吸収し、その専門性を高めていかなければなりません。

特に近年、親の孤立感や育児不安が指摘され、子どもへの保育だけでは対応できない難しいケースが増えてきています。その様な現状を踏まえ、保育士には家族全体を対象と捉え、関係機関や地域と連携しながら適切な支援を行う力が必要となっています。

そこでこの研修会では、これからの保育士に求められる専門性や倫理についての理解を深めるとともに、これからの保育士にとって必要な基礎知識となる家族支援の倫理と実践について学びます。

2 主 催

関東ブロック保育協議会／関東ブロック保育士会

3 共 催

神奈川県保育会／神奈川県保育士会

4 後 援（予定）

全国社会福祉協議会・全国保育協議会・全国保育士会／
茨城県保育協議会／栃木県保育協議会／群馬県保育協議会／埼玉県保育協議会／千葉県保育協議会／千葉市保育協議会／東京都社会福祉協議会保育部会／横浜市社会福祉協議会保育福祉部会／川崎市社会福祉協議会施設部会保育協議会／相模原市保育連絡協議会／新潟県保育連盟／山梨県保育協議会／長野県保育園連盟／静岡県保育所連合会

5 期 日

平成24年2月21日（火）、22日（水）

6 会 場

横浜ワールドポーターズ 6階 イベントホールA
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-2-1

7 参加対象

保育士として5年以上の実務経験を有している方

8 定員（先着順）

150名

9 参加費

10,000円

10 受講認定書

全課程修了者（5単位）には、関東ブロック会長名において受講認定書（100ポイント）を発行します。（※途中退席、未履修単位がある場合等はお渡しできません。予め御了承ください。）

11 プログラム

【2月21日(火)】 (受付12時30分～)

時間・プログラム	趣旨等
13:00～13:10 開講式	開催の趣旨等を説明
13:10～14:40 講義Ⅰ「保育所をめぐる動向と保育士に求められる専門性と倫理」 講師：加藤 繁美 氏 (山梨大学教授)	保育士に求められる価値、役割について学ぶ。
14:55～16:25 講義Ⅱ「社会福祉援助技術～保育ソーシャルワークの基本的な考え方～」 講師：大嶋 恭二 氏 (共立女子大学教授)	保育士にも求められるようになったソーシャルワークの知識・技術を体系的に理解する。
16:40～18:10 講義Ⅲ「保育所における家族援助の展開(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に位置づけられた保護者支援に、実際にどのように取り組むか。保育課程と密接に関連した家庭支援計画の作成や、説明責任・苦情解決など社会的責任を果たすために必要とされる家庭援助の方法について具体的に学ぶ。

【2月22日(水)】

9:00～10:30 講義Ⅳ「保育所における家族援助の展開(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	保育所保育指針に明記されている地域交流の展開過程や、特別な支援を要する子どもと家庭に対応するための関係機関と連携した問題解決方策について学ぶ。
10:45～12:15 演習Ⅰ「保育所における家族援助の実際(1)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	ロールプレイを通して保育所における個別の相談援助技術を理解する。
13:00～14:30 演習Ⅱ「保育所における家族援助の実際(2)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	事例検討を通して園や地域の関係者がチームとして協働して行う家族援助の展開過程を理解する。
14:45～16:15 演習Ⅲ「保育所における家族援助の実際(3)」 講師：金子 恵美 氏 (日本社会事業大学准教授)	アセスメントの具体的方法や問題別の対応方法について理解する。
16:15～16:25 閉講式・受講証明書授与	

平成23年度保育専門講座 I 開催要領

1. 目的 次代を担う子ども達の健全な育成のため、保育従事者には多様な保育ニーズへの対応はもとより、専門的知識の取得や、技術の向上が求められています。

そこで、今回は、自然とのつながり、コミュニケーションのしかた等の考察を深めます。

2. 主催 神奈川県保育会

3. 日時 平成23年9月8日(木) 午前10時から午後3時まで
受付9時40分～

4. 会場 神奈川県社会福祉会館
横浜市神奈川区沢渡4-2 Tel.045-311-8754

5. 対象 会員保育所の保育士および関係者

6. 定員 100名

7. 参加費 3,000円

- | |
|----------------------------------|
| (1) 当日会場に持参していただいても結構です。 |
| (2) 振込(替)の場合は、次のいずれかの口座をご利用ください。 |

[銀行振込] 横浜銀行 横浜駅前支店 普通預金 0215851 神奈川県保育会 会長 都築融光
[郵便振替] 00280-5-40226 神奈川県保育会

8. 昼食 研修会場に用意します

9. 日程

	研 修 内 容
10:00	開 会
10:10	主催者あいさつ
	「アース・ビジョン キッズ★キット」の紹介と解説
	・「さよなら、ブーリー」「おとなりさんとわたし」「めんどりのパラオ」上映と解説
	幼年期だからこそできる環境教育について、自然とのつながり、生活習慣の中にエコロジーをなど、ガイドブックの説明をしていただきます アース・ビジョンスタッフによる
12:00	昼 食 ・ 休 憩 (12:00～13:00)
13:00	「幼児への環境教育」
	まずは保育士が変わる 「はじめの一步」
	財団法人キープ協会環境教育事業部シニアアドバイザー 川嶋 直 氏
14:50	
15:00	閉 会

平成23年7月21日

一般社団法人 神奈川県保育会理事長 様

神奈川県保健福祉局
福祉・次世代育成部次世代育成課長

「子ども・子育て新システム」に関する講演会の開催について（通知）

本県の保育行政の推進につきましては、日ごろ格別の御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、次のとおり保育所・幼稚園の関係者を対象とした講演会を開催いたします。

つきましては、貴会から参加の希望がございましたら、別紙様式により8月4日（木）までにFAXにてお申し込みいただきますようお願いいたします。

- 1 日時 平成23年8月11日（木） 13:15～14:45
- 2 場所 南足柄市文化会館 小ホール（別紙案内図参照）
南足柄市関本415-1
TEL 0465-73-5111（代）
- 3 対象 神奈川県及び県内市町村の幼稚園所管課、保育所所管課の職員、県内の幼稚園及び保育所関係者
- 4 内容
テーマ 『子ども・子育て新システム』で変わりそうなこととは？（仮題）
講師 吉田 正幸 氏
(有)遊育 代表取締役兼発行人
(株)保育システム研究所代表
厚生労働省社会保障審議会児童部会委員

問い合わせ先

保育・待機児童対策グループ 小泉

電話 045-210-4663

FAX 045-210-8857

Eメールアドレス koizumi.6xtr@pref.kanagawa.jp

(※) 会員園には、別途この通知文をお送りいたします。

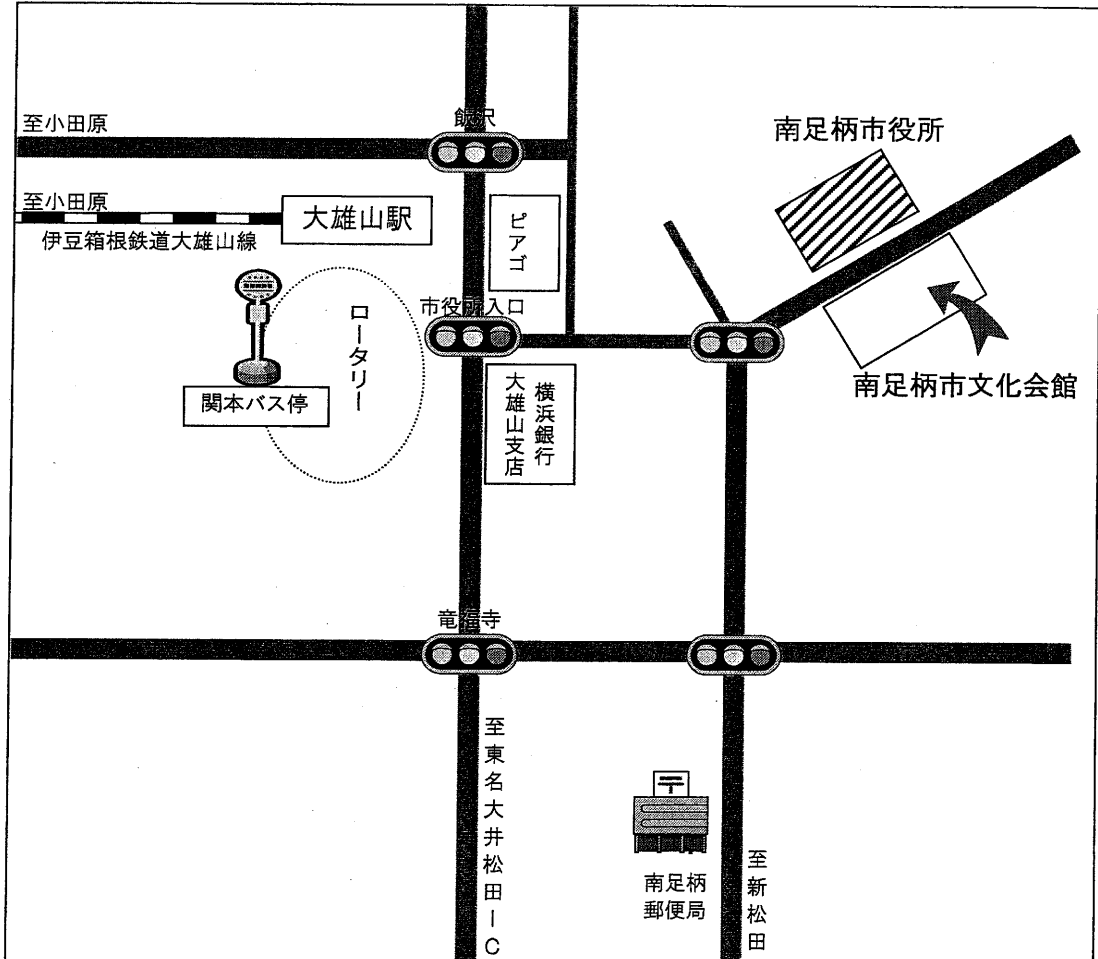
希望される方は、それぞれ神奈川県までにお申し込み下さい。

44

南足柄市文化会館 案内図

- 所在地 〒250-0105
神奈川県南足柄市関本 415-1
- 電話 0465-73-5111
- F A X 0465-73-5115
- 交通アクセス
 - (J Rご利用の場合)
 - J R小田原駅から「伊豆箱根鉄道大雄山線」(乗車 21 分)
 - 終点「大雄山駅」下車 (徒歩約 5 分)
 - (小田急線ご利用の場合)
 - 小田急新松田駅から「箱根登山バス 関本・フジフィルム方面」(乗車約 15 分)
 - ※ 「五反田経由」以外
 - 「関本バス停」下車 (徒歩約 5 分)

案内図



(別紙)

FAX送付先(送信票は不要です。)

(045) 210-8857

神奈川県次世代育成課 保育・待機児童対策グループ 小泉 行き

平成23年8月11日(木)開催

「子ども・子育て新システム」に関する講演会 参加申込書

市町村名 _____

保育所名 _____

(出席者)

職	氏名

申込期限 平成23年8月4日(木)

全社児福発第 161 号
平成 23 年 7 月 22 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 小 川 益 丸
(公印省略)

「東日本大震災」における全国保育協議会災害見舞金規程に関する取り扱いについて

本会の事業の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、「東日本大震災」における被災保育所への支援をすすめるべく、本会では保育三団体共同により「保育三団体被災地支援募金事業」を実施しており、7月13日時点で393,138,565円が集まりました。この募金額を原資とし、第1期送金として、岩手、宮城、福島県に2000万円、それ以外の県（市）については災害救助法が適用された市町村の認可保育所に対し、公私立を問わず、見舞金相当額（1か所あたり30,000円相当）の送金を実施いたしました。さらに、保育三団体による合議に基づき、第2期分として、被災を受けた民間保育所への支援にむけて、申請方式により、全壊相当保育所1か所あたり1,000万円、半壊相当保育所1か所あたり300万円(上限)、その他の被災保育所1か所あたり20万円の送金をすることとしたところです。

本会では、6月10日開催の常任協議員会において、上記支援募金の取扱いについて確認するとともに、本会会員保育所に災害見舞金を送る「全国保育協議会災害見舞金規程」について、東日本大震災にかかる対応においては、標記のとおり「保育三団体被災地支援募金事業」を実施していることから、本規程の適用外とすることといたしましたので、お知らせいたします。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

<事務局>

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内
全国保育協議会事務局（担当：武田、岡澤）
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

全国保育協議会災害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、災害により被害を受けた「全国保育協議会会則第4条に定める会員保育所等の範囲に関する規程」に定める会員保育所等に対し、別表に定める「災害見舞金基準表」により災害見舞金を贈ることを目的とする。

(対象災害)

第2条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、火災、その他により被害が生じた場合に適用する。

(見舞金の範囲)

第3条 第2条に定める災害により被害を受けた会員保育所等に対し、見舞金を贈るものとする。ただし、床下浸水による被害は除く。

(見舞金の申請)

第4条 都道府県・指定都市保育組織より別紙様式に定める被害状況報告書の提出を以て申請とする。

2 被害状況報告書の提出は、災害の発生から1年以内とする。

(見舞金の支払い)

第5条 見舞金は、当該都道府県・指定都市保協に支払う。

(会計)

第6条 この規程に基づく支出会計は、全国保育協議会事業経理区分とする。

(その他)

第7条 特に大きい災害の場合は、常任協議委員会の決定の後、募金活動を行う。

(別表) 災害見舞金基準表

要 件	見 舞 金 額
災害の被害が概ね 30万円以上100万円未満	10,000 円
同 上 500万円未満	30,000 円
同 上 1,000万円未満	50,000 円
同 上 1,000万円以上	70,000 円

附 則 平成14年3月12日 一部改正

平成14年4月30日 一部改正

平成21年3月13日 一部改正

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について」に関する意見募集について

平成23年7月15日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

この度、厚生労働省では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）附則第4条の規定に基づき、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び対象地域を定めることとしております。

つきましては、下記のとおり御意見を募集いたします。皆様からいただいた御意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。

記

1 意見募集期間

平成23年7月15日（金）～ 平成23年8月13日（土）（必着）

2 意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) インターネットの場合（ここをクリックしてください）

*入力フォームの「※件名」欄に「児童福祉法施行規則等の一部改正に関する意見」と入力してください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

(3) FAXの場合

FAX番号 03-3595-2674

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課企画調整係あて

3 意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限りませす。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、原則公表させていただきます、その際、個人・法人の属性に関する情報についても併せて公表させていただきますことがありますので、あらかじめ御了承願います。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働省令で定める基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が指定する地域について

I. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）附則第 4 条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び当該基準に照らし対象となる地域を定めるもの。

II. 概 要

（1）整備法附則第 4 条の特例措置の対象となる地域の基準について（省令）

整備法附則第 4 条の規定に基づき、児童福祉法（昭和 23 年法律第 74 号）第 45 条第 1 項の規定により都道府県等が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準は、次のいずれの要件も満たす市町村（特別区を含む。以下同じ。）であることとする。

- ① 当該年度の前々年度の 4 月 1 日時点において、当該市町村における待機児童の数が 100 人以上であること
- ② 当該年度の前々年度の 1 月 1 日時点において、当該市町村の住宅地の公示価格の平均額が、三大都市圏の住宅地の公示価格の平均額を上回っていること

（2）整備法附則第 4 条の厚生労働大臣が指定する地域について（告示）

平成 24 年 4 月 1 日時点で（1）の①及び②の基準を満たす市町村として、以下の市町村を定める。

東京都	中央区、港区、文京区、墨田区、江東区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、立川市、三鷹市、府中市、調布市、小平市、東村山市、東久留米市、多摩市、西東京市
神奈川県	横浜市、川崎市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市
埼玉県	さいたま市、川口市
千葉県	市川市

京都府	京都市
大阪府	大阪市
兵庫県	西宮市

Ⅲ. 根拠法令

整備法附則第4条

Ⅳ. 施行日

平成24年4月1日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令及び同条の厚生労働大臣が定める地域について 説明資料

1. 趣 旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号。以下「整備法」という。）附則第 4 条の規定に基づき、都道府県、政令市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が保育所に係る居室の床面積の基準を条例で定めるに当たり、厚生労働省令で定める基準を標準として定める特例措置の対象となる地域の基準及び対象地域を定めるもの。

2. 概 要

- 整備法の施行に伴い、児童福祉法（昭和 23 年法律第 74 号）第 45 条が改正され、児童福祉施設の設備及び運営に係る基準については、都道府県等の条例で定められることとなった。
- 改正後の児童福祉法第 45 条においては、都道府県等は条例を定めるに当たり、同条第 2 項各号に掲げる事項については、厚生労働省令で定める基準に従い、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものと規定された。
- 保育所の居室面積に係る基準については、改正後の児童福祉法第 45 条第 2 項第 2 号に該当するものであり、従うべき基準と整理された。しかしながら、待機児童対策の観点から、待機児童問題が深刻でかつ地価が高い等の一定の条件を満たす地域については、整備法附則第 4 条の規定により、政令で定める日までの間、「従うべき基準」である保育所の居室面積に係る基準について、厚生労働省令で定める基準を「標準」として条例を定めることとする特例措置が設けられた。（本特例措置は平成 26 年度までの時限措置である。）
- 本省令は、整備法附則第 4 条の規定に基づき、上記特例措置の対象となる地域の基準を定める省令である。

3. 特例対象地域の基準

- 特例の対象となる地域の基準は、次の①及び②のいずれの基準も満たすこととする。
 - ① 待機児童問題が特に深刻な地域であること

② 保育所の増設等を図るに当たり、土地等の確保が困難であること

- ①について、児童福祉法第 56 条の 8 において、待機児童数が 50 人以上の市町村（特定市町村）については、待機児童の解消を図るための市町村保育計画を策定することが義務づけられている。今般の特例措置は、保育所の最低基準の緩和を含むものであり、特定市町村の中でも特に待機児童問題が深刻である市町村（特別区を含む。以下同じ。）を対象とする。

このため、待機児童数が 100 人以上である市町村を、特例措置の対象とする。

- ②について、保育所の増設等を図るに当たり、地価が高い地域においては、土地の確保が困難な状況となっている。

このため、今般の特例措置では、特に地価が高く土地の確保が困難な市町村を対象とするため、地価公示法（昭和 44 年法律第 49 号）に基づく公示地価を利用し、当該市町村の住宅地の公示価格平均が、三大都市圏の住宅地の公示価格平均を上回る市町村を、特例措置の対象とする。

4. 特例対象となる市町村について

- 本特例措置の対象となる市町村については、毎年厚生労働省告示で定めることとする。

5. 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

地震防災の基礎知識

～東日本大震災と神奈川県に影響を与える地震～

神奈川県温泉地学研究所
次長 杉原 英和

1 東日本大震災について
どんな地震だったのか
今後の影響は。

2 神奈川県に影響を与える地震

東海地震 30年発生確率 () %

大正型関東地震 30年発生確率 () %

神縄・国府津－松田断層帯地震 30年発生確率 () %

三浦半島断層群 30年発生確率 () %

東京湾北部地震 30年発生確率 () %

神奈川県西部地震 約 () 年間隔で発生。

神奈川県東部地震 危機管理的に設定

3 地震災害の種類、震災の教訓

教訓 耐震化が命の危険を減らす 昭和 () 年以前の建物は要注意

教訓 津波からの避難 速く、できる限り () ところに

教訓 避難時はブレーカーを落とす

教訓 安否情報の収集のしくみを知る

災害時伝言ダイヤルサービス () を記憶しておく

教訓 迅速な避難と健康管理は重要 () はメモして避難袋へ

教訓 水・食糧・生活必需物資の備蓄は工夫で

成人一人一日当たり () リットルの水分が必要

教訓 お子さん特有の対策を検討しておく

施設職員対応能力の強化については、訓練を工夫して

地震防災の基礎知識

～東日本大震災と神奈川県に影響を与える地震～

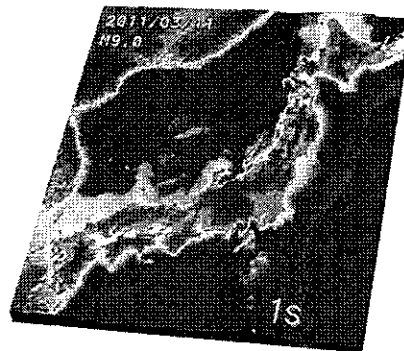
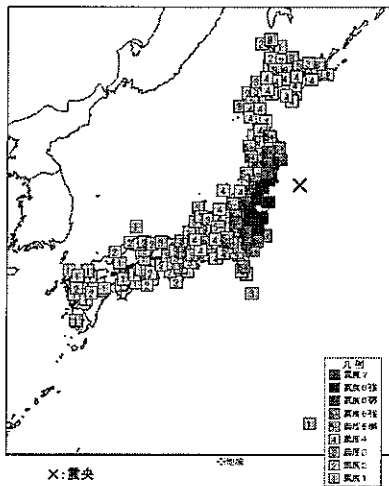
神奈川県温泉地学研究所

杉原英和

- I 東日本大震災について
- II 神奈川県に影響を与える地震
- III 地震災害の種類、震災の教訓

I 東日本大震災について 東北地方太平洋沖地震の地震

平成23年3月11日14時46分頃の三陸沖の地震
震度分布図

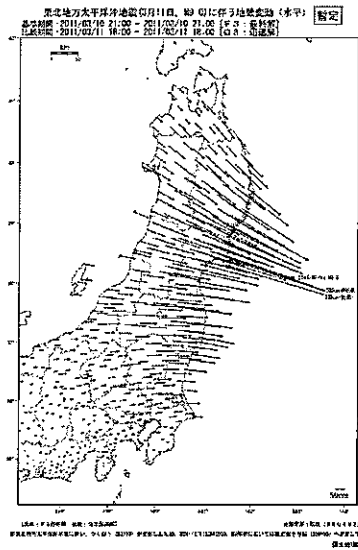


東京大学地震研究所より

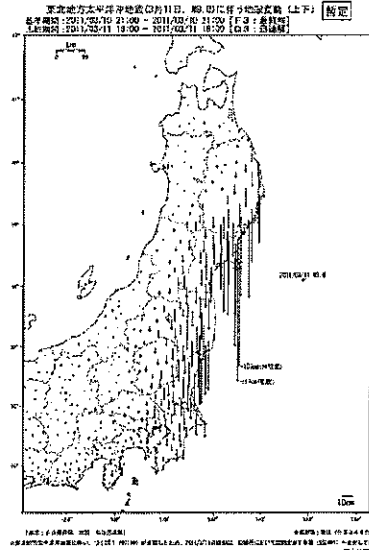
東京大学地震研究所

地殻変動

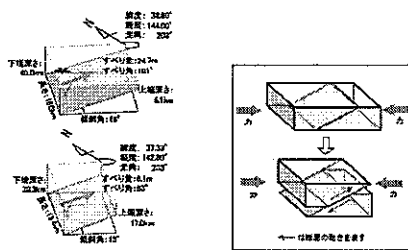
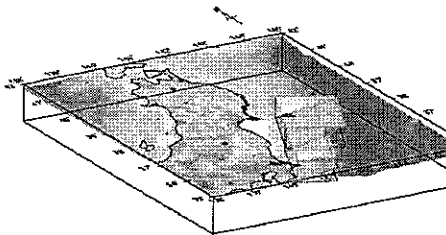
東へ5m以上



沈降1m以上



平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震
震源断層モデルの概念図

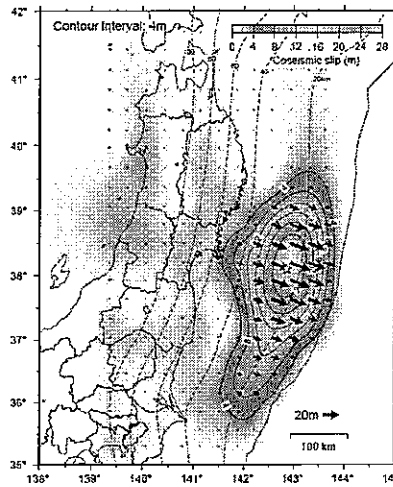


緯度	経度	上端深さ	長さ	幅	傾斜	傾斜角	すべり角	すべり量	すべり方向
36.80°	144.00°	5.1km	160km	120km	203°	18°	104°	24.7m	東
37.32°	142.80°	17.0km	160km	85km	203°	15°	83°	6.1m	東

国土地理院

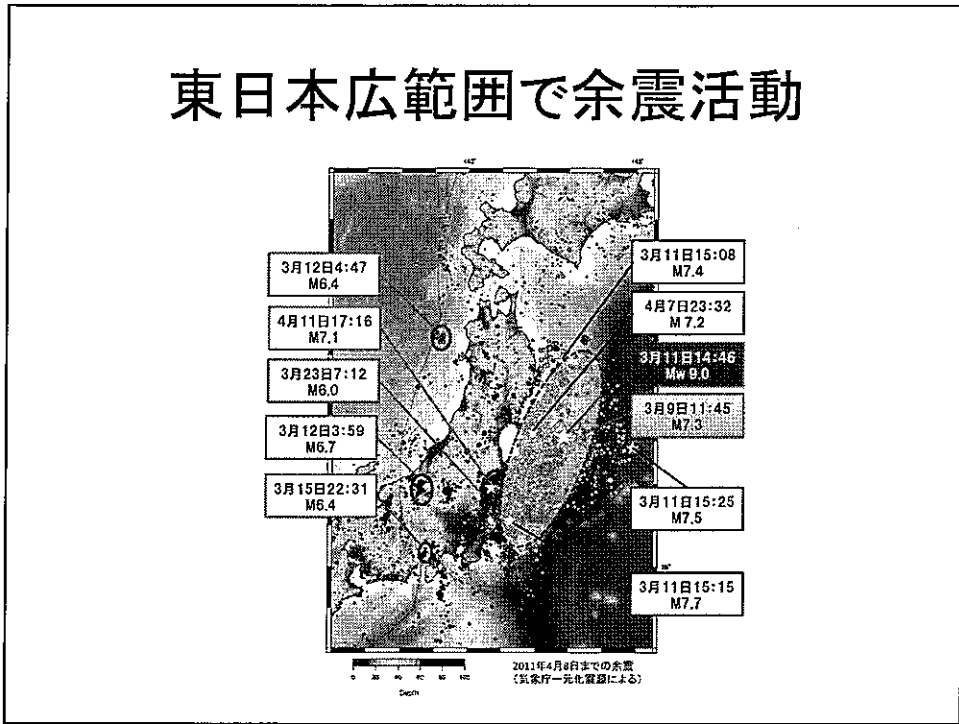
平成23年(2011年) 東北地方太平洋沖地震
The 2011 off the Pacific coast of Tohoku Earthquake
プレート境界面上の滑り分布モデル

データ期間 20110310 - 20110312 (日本時間) 固定高: 津江 (950462)
From 20110310 to 20110312 JST Reference Site: 950462



国土地理院

東日本広範囲で余震活動



今後の内陸地震活動を予測するために、影響を受ける断層の走向、傾斜、すべり角(すべりの向き)の地域性を考慮して応力変化の計算を行い、各地点でのクーロン応力変化の最大値をマッピングしました。また、新たに東海地震、関東地震の想定断層面への影響も検討しました。(地震予知研究センター 遠田)

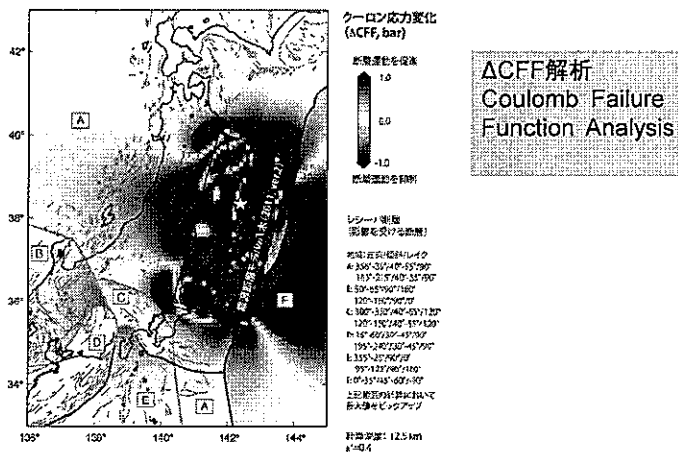
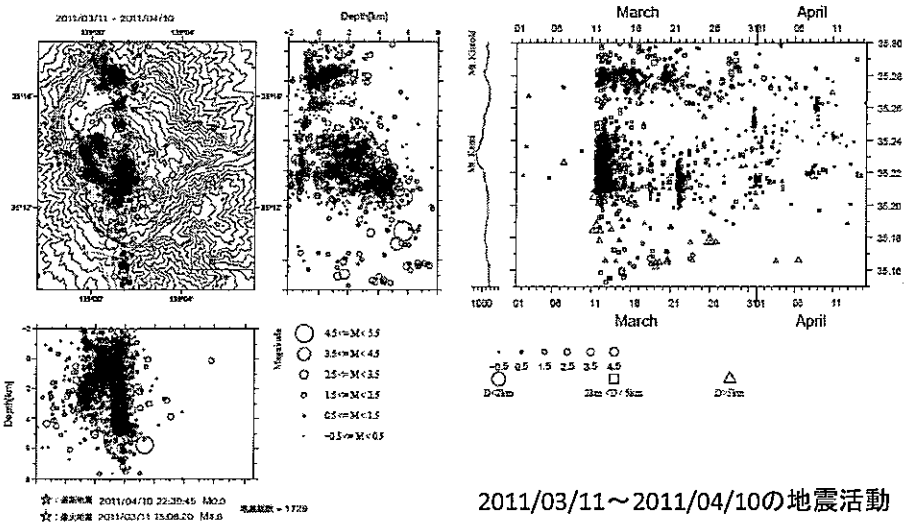
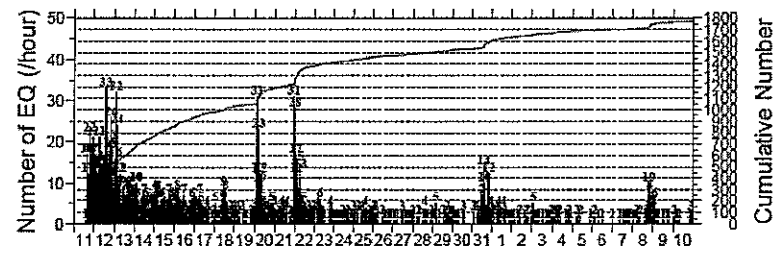


図1: 深さ12.5 kmにおける6地域でのクーロン応力変化。A: 北海道・東北・信越地域の逆断層。B: 中部地域の横ずれ断層。C: 西関東～房総の斜めずれ断層。D: 東海地域の逆断層。E: 伊豆半島～伊豆諸島の横ずれ断層。F: 太平洋プレート内の正断層。それぞれの地域で不確定性を考慮して複数パターンを計算し、最大値を表示。緑線は活断層分布(活断層研究会, 1991)、灰色線は地域区分境界を示す。

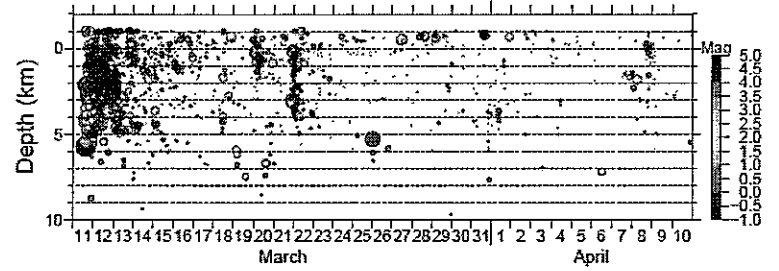
3月11日東北日本太平洋沖地震後の 箱根の群発地震活動



1時間毎の地震発生数と地震累積回数



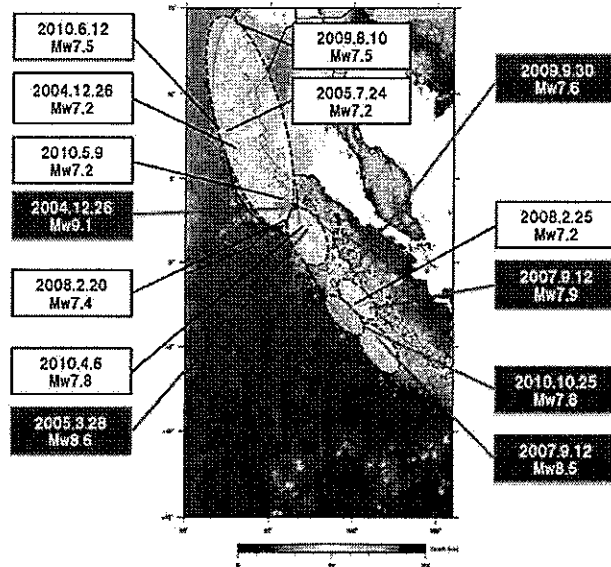
深さとマグニチュードの時間変化



● 4.5 ● 3.5 ● 2.5 ● 1.5 ● 0.5 ● 0 ● -0.5 ● -1.0 ● -1.5 ● -2.0 ● -2.5 ● -3.0 ● -3.5 ● -4.0 ● -4.5 ● -5.0 ● -5.5 ● -6.0 ● -6.5 ● -7.0 ● -7.5 ● -8.0 ● -8.5 ● -9.0 ● -9.5 ● -10.0 ● -10.5 ● -11.0 ● -11.5 ● -12.0 ● -12.5 ● -13.0 ● -13.5 ● -14.0 ● -14.5 ● -15.0 ● -15.5 ● -16.0 ● -16.5 ● -17.0 ● -17.5 ● -18.0 ● -18.5 ● -19.0 ● -19.5 ● -20.0 ● -20.5 ● -21.0 ● -21.5 ● -22.0 ● -22.5 ● -23.0 ● -23.5 ● -24.0 ● -24.5 ● -25.0 ● -25.5 ● -26.0 ● -26.5 ● -27.0 ● -27.5 ● -28.0 ● -28.5 ● -29.0 ● -29.5 ● -30.0 ● -30.5 ● -31.0 ● -31.5 ● -32.0 ● -32.5 ● -33.0 ● -33.5 ● -34.0 ● -34.5 ● -35.0 ● -35.5 ● -36.0 ● -36.5 ● -37.0 ● -37.5 ● -38.0 ● -38.5 ● -39.0 ● -39.5 ● -40.0 ● -40.5 ● -41.0 ● -41.5 ● -42.0 ● -42.5 ● -43.0 ● -43.5 ● -44.0 ● -44.5 ● -45.0 ● -45.5 ● -46.0 ● -46.5 ● -47.0 ● -47.5 ● -48.0 ● -48.5 ● -49.0 ● -49.5 ● -50.0 ● -50.5 ● -51.0 ● -51.5 ● -52.0 ● -52.5 ● -53.0 ● -53.5 ● -54.0 ● -54.5 ● -55.0 ● -55.5 ● -56.0 ● -56.5 ● -57.0 ● -57.5 ● -58.0 ● -58.5 ● -59.0 ● -59.5 ● -60.0 ● -60.5 ● -61.0 ● -61.5 ● -62.0 ● -62.5 ● -63.0 ● -63.5 ● -64.0 ● -64.5 ● -65.0 ● -65.5 ● -66.0 ● -66.5 ● -67.0 ● -67.5 ● -68.0 ● -68.5 ● -69.0 ● -69.5 ● -70.0 ● -70.5 ● -71.0 ● -71.5 ● -72.0 ● -72.5 ● -73.0 ● -73.5 ● -74.0 ● -74.5 ● -75.0 ● -75.5 ● -76.0 ● -76.5 ● -77.0 ● -77.5 ● -78.0 ● -78.5 ● -79.0 ● -79.5 ● -80.0 ● -80.5 ● -81.0 ● -81.5 ● -82.0 ● -82.5 ● -83.0 ● -83.5 ● -84.0 ● -84.5 ● -85.0 ● -85.5 ● -86.0 ● -86.5 ● -87.0 ● -87.5 ● -88.0 ● -88.5 ● -89.0 ● -89.5 ● -90.0 ● -90.5 ● -91.0 ● -91.5 ● -92.0 ● -92.5 ● -93.0 ● -93.5 ● -94.0 ● -94.5 ● -95.0 ● -95.5 ● -96.0 ● -96.5 ● -97.0 ● -97.5 ● -98.0 ● -98.5 ● -99.0 ● -99.5 ● 100.0

神奈川県温泉地学研究所
update: 2011/04/15 9:48

今後、どうなっていくのか？(スマトラでは)



本震を除くと、2004年12月から2010年12月までの6年間で14個のM7以上の地震が起きている。

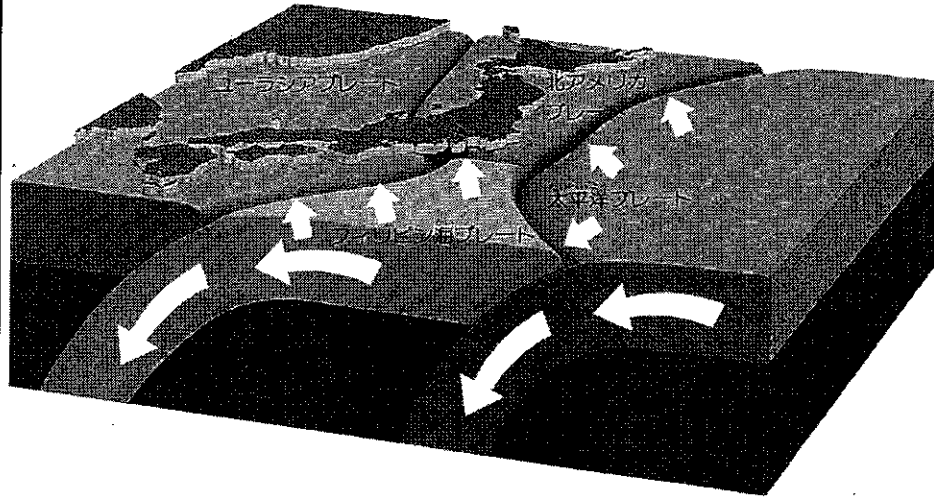
II 神奈川県に影響を与える地震

地震は、どこで起こっているか？

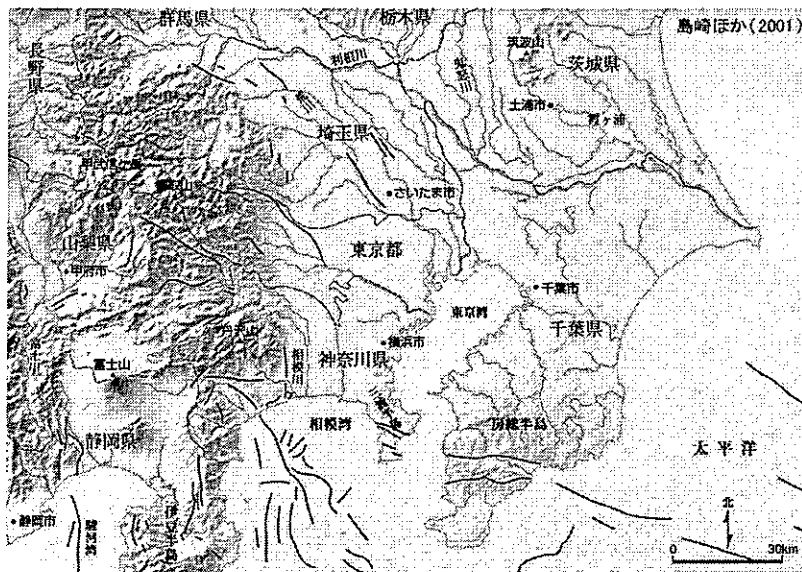


図1 世界の地震分布

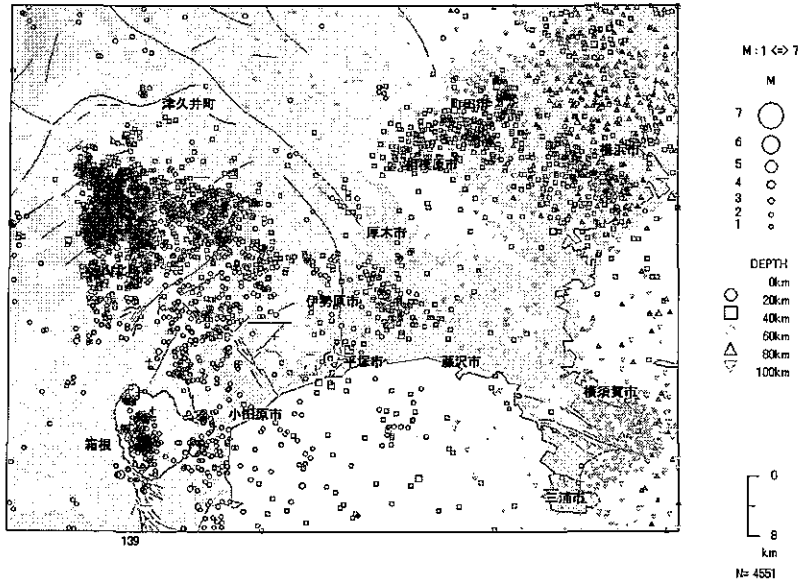
日本周辺のプレート分布図



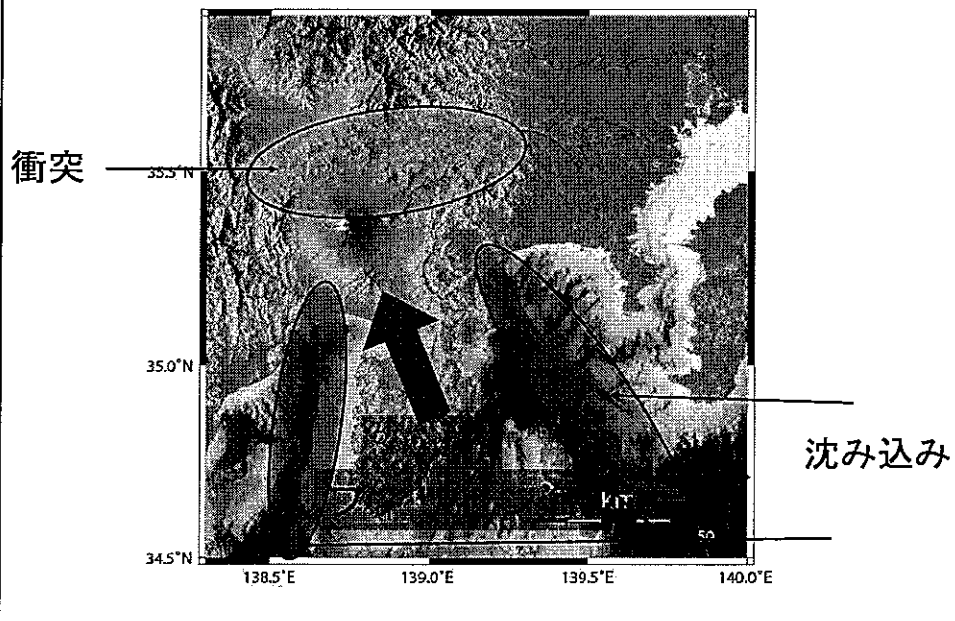
関東の活断層



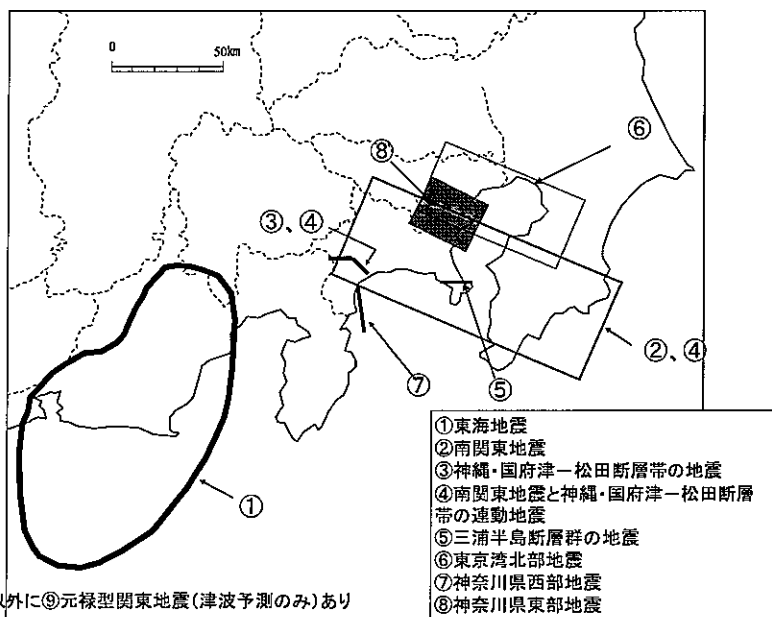
神奈川県及びその周辺地域の地震活動 (1990~2006)



神奈川県西部地域周辺のプレート境界

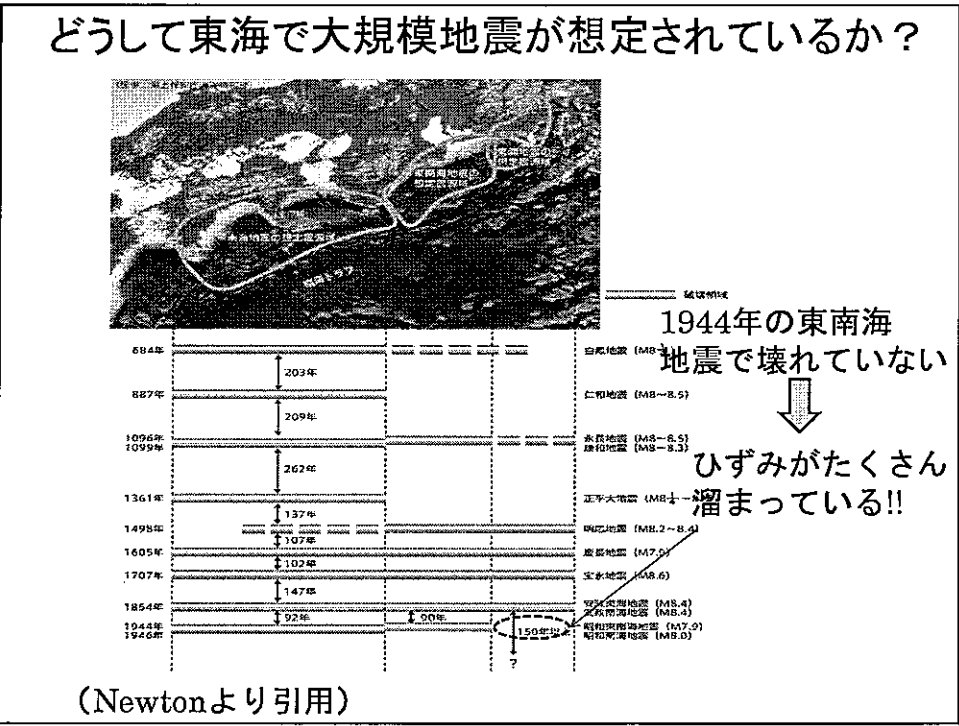
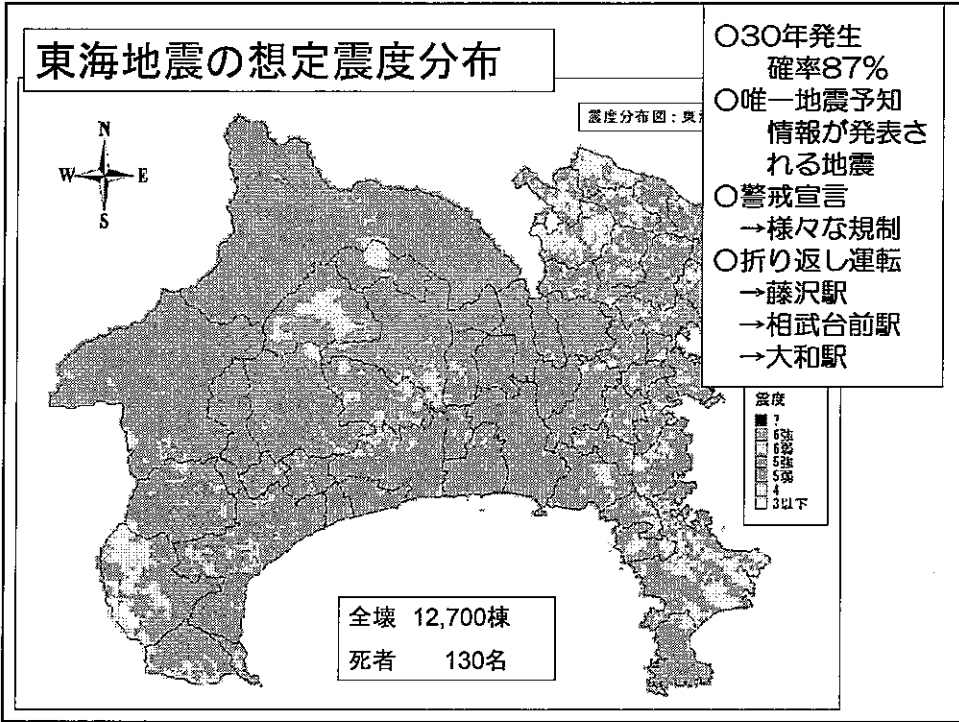


想定地震の震源分布

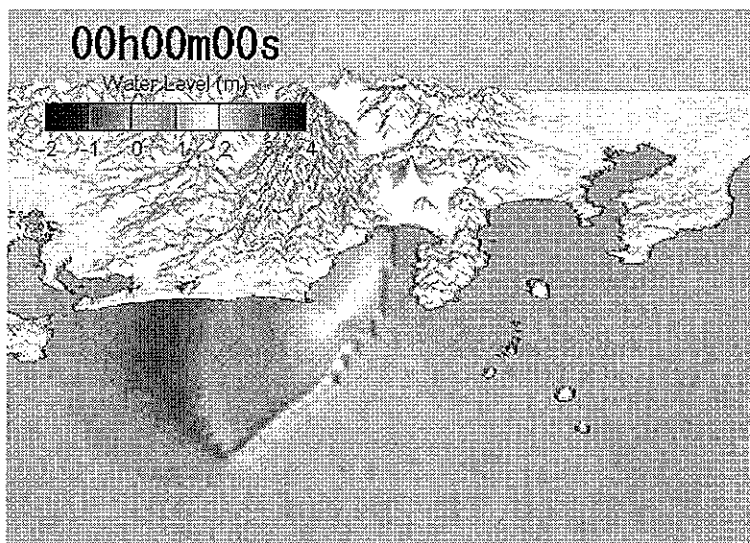


被害想定結果(暫定、最大値(全焼冬18時、死者夏正午))

想定地震	全壊	死者数	経済被害
東海地震	12,720	130	6.2兆円
大正型関東地震	436,720	11,090	62.7兆円
神縄・国府津－松田断層帯	120,900	2,610	18.5兆円
南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動	508,010	14,580	73.2兆円
三浦半島断層群	201,530	5,760	40.4兆円
東京湾北部地震	33,660	440	10.6兆円
神奈川県西部地震	22,420	2,610	2.5兆円
神奈川県東部地震	16,870	390	6.7兆円

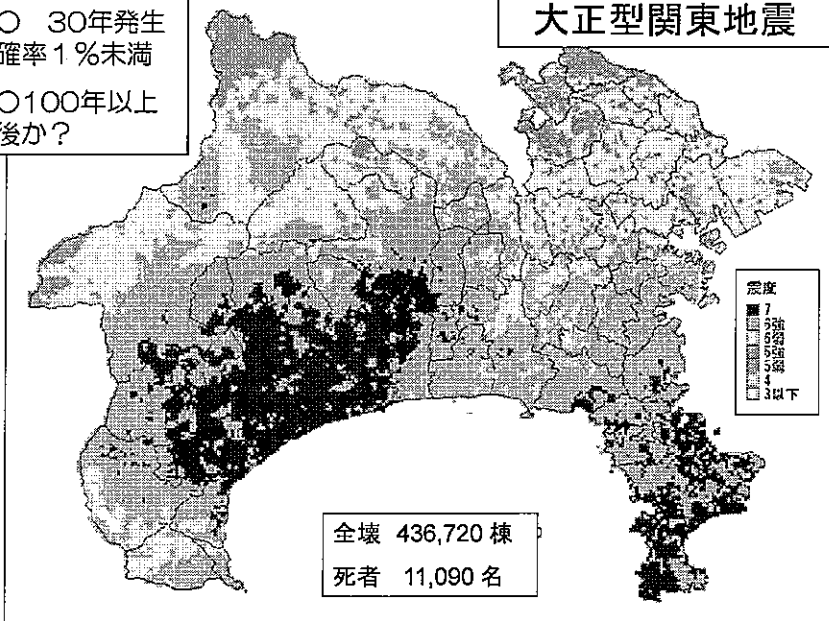


東海地震の津波想定

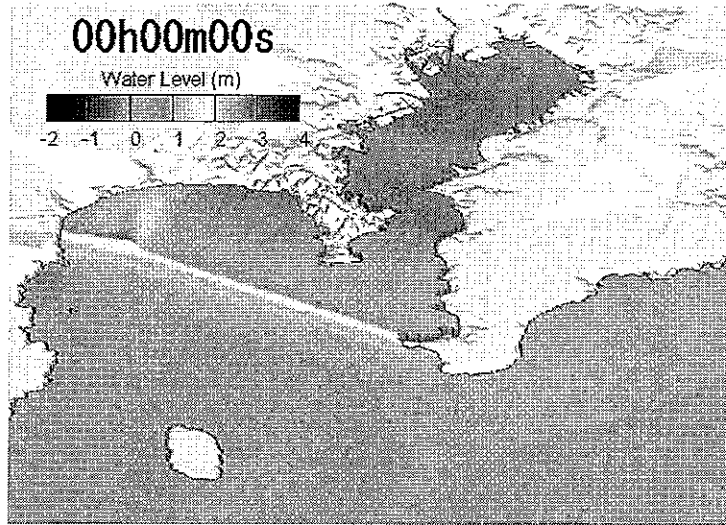


- 30年発生確率1%未満
- 100年以上後か？

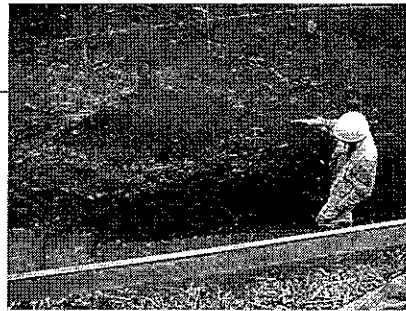
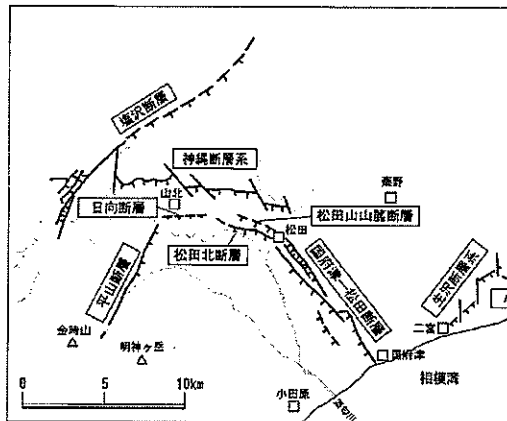
大正型関東地震



南関東地震の津波想定



神縄・国府津一松田断層帯



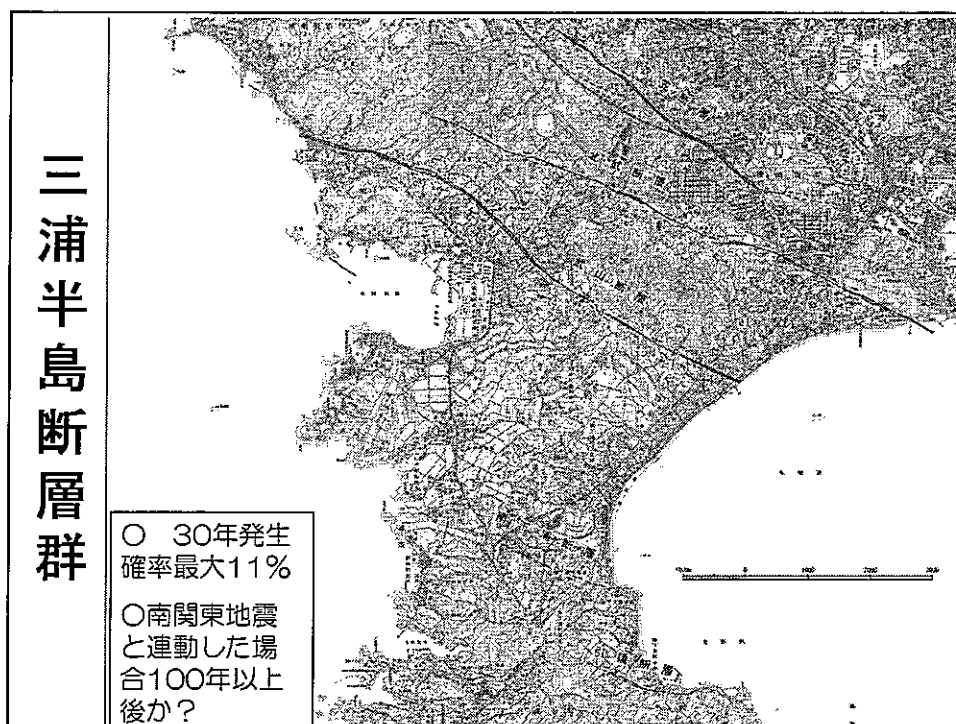
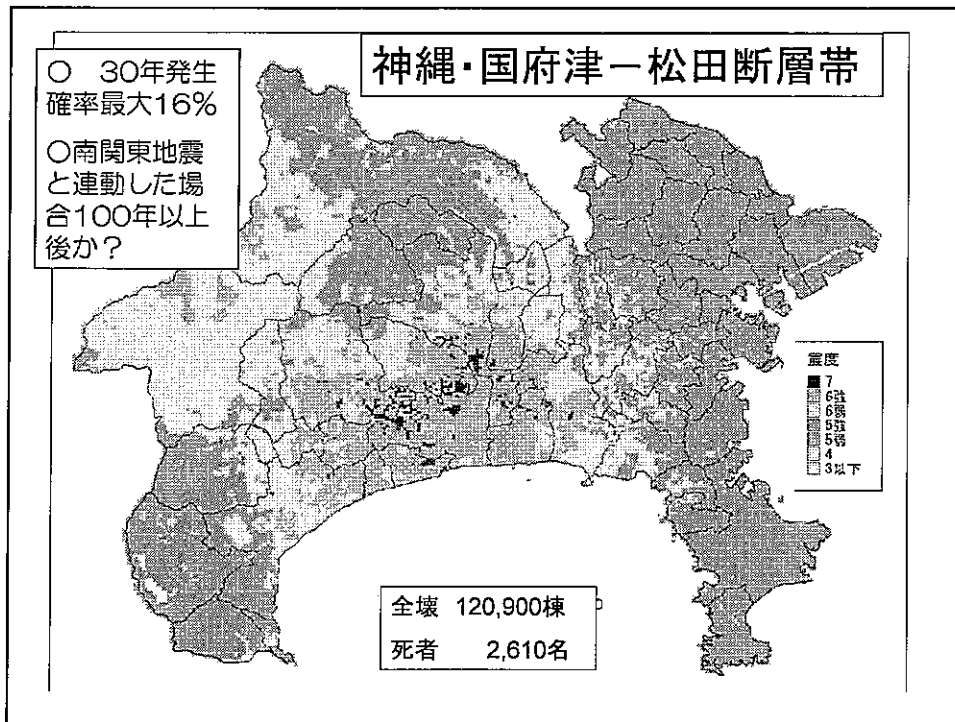
最新活動
：約650～900年前
活動間隔
：約1000～1100年
今後数百年以内
30年発生確率：16%

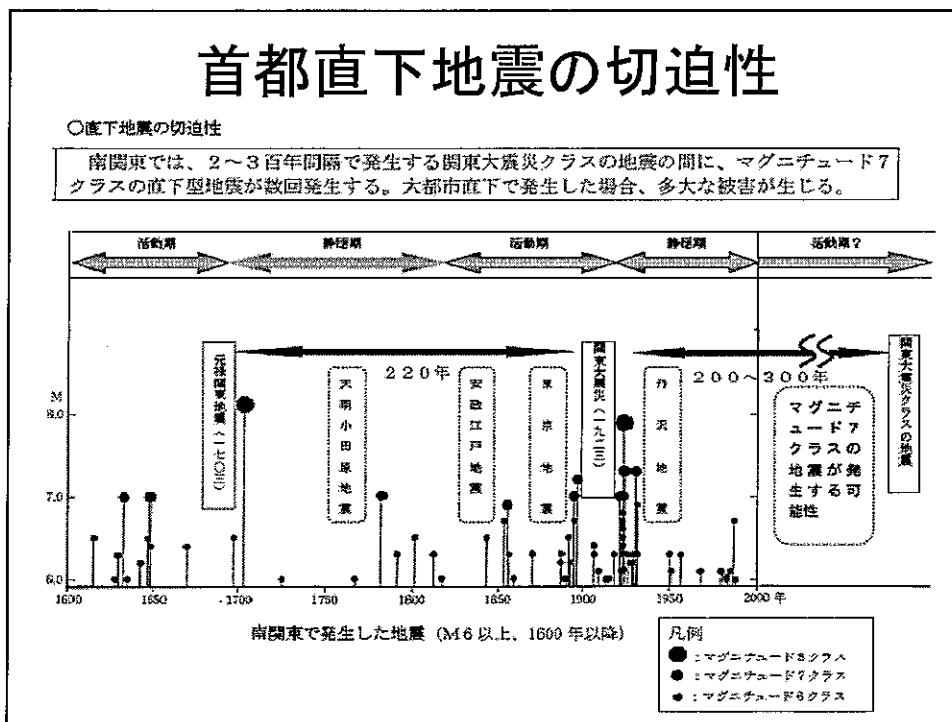
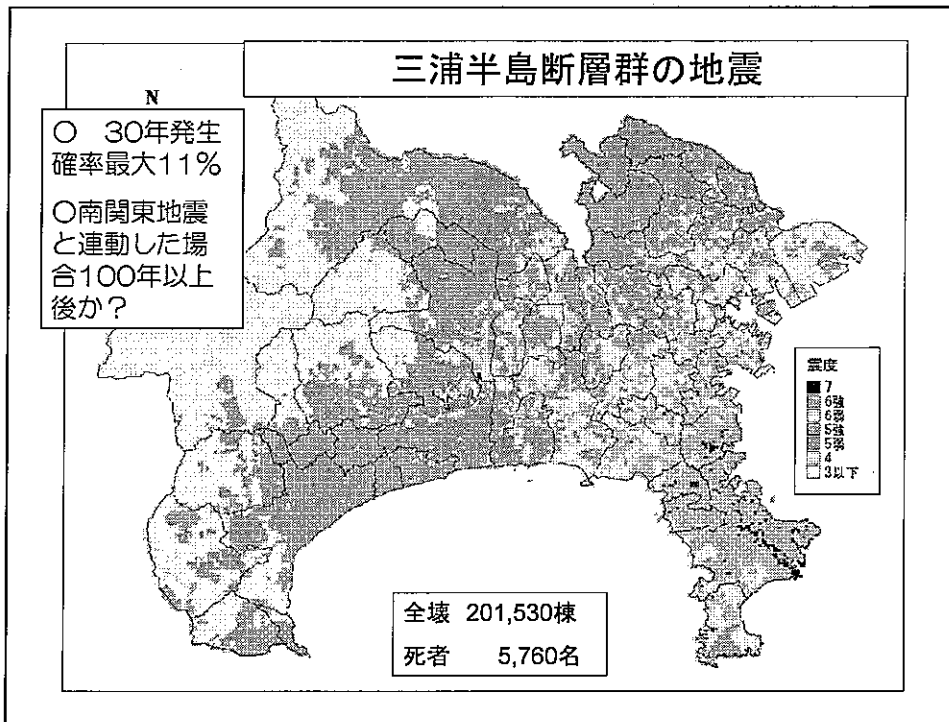
図1-1 神縄・国府津-松田断層帯略図
(活断層研究会, 1991をもとに作成し, 日向断層を加筆)

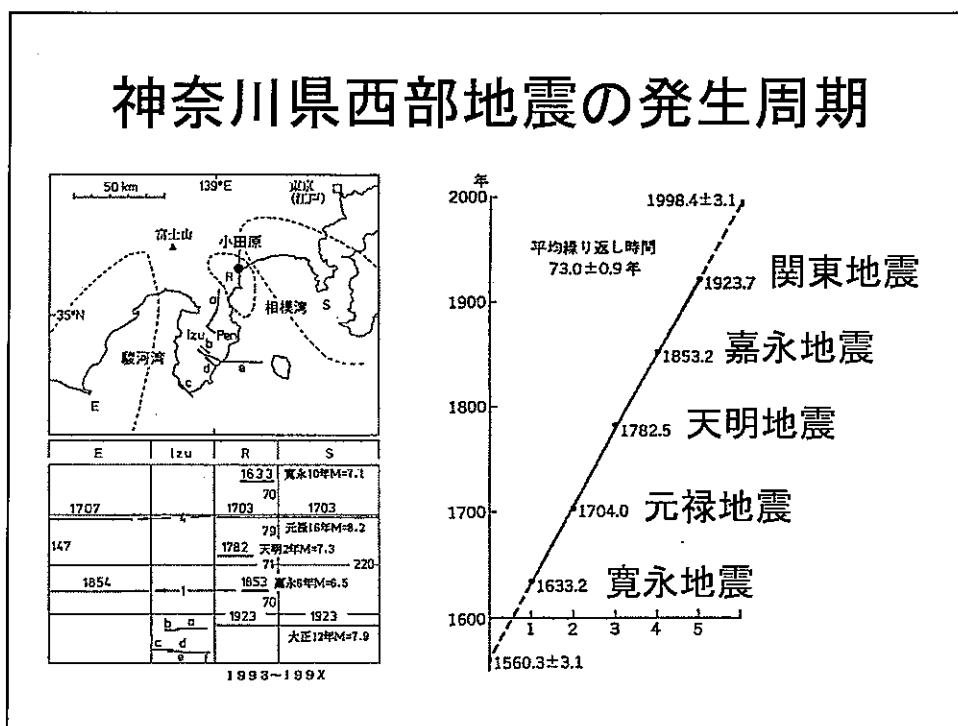
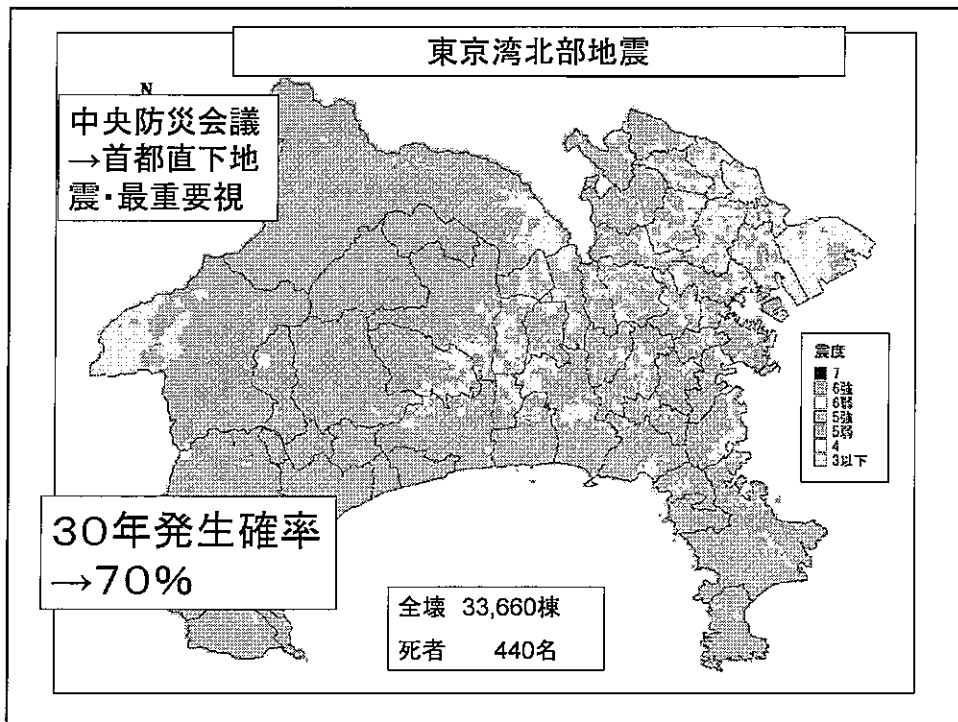


神縄・国府津-松田断層帯

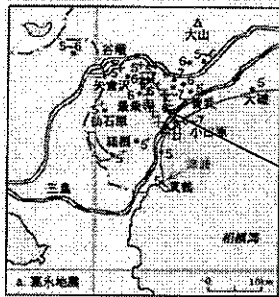




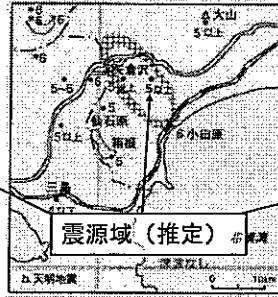




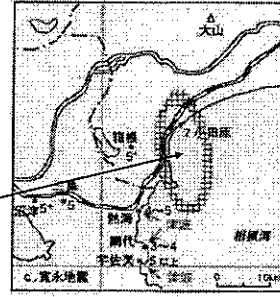
過去の被害地震



1853年嘉永小田原地震 (M6.5)



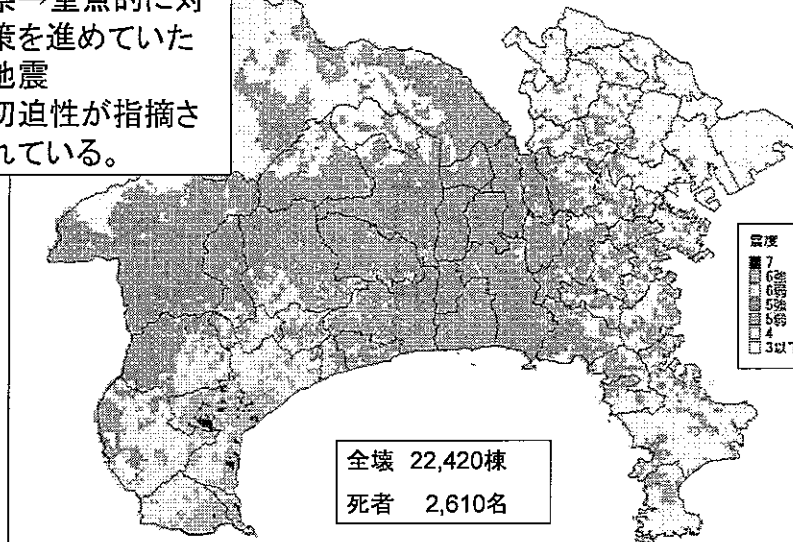
1782年天明小田原地震 (M7.3)



1633年寛永小田原地震 (M7.1)

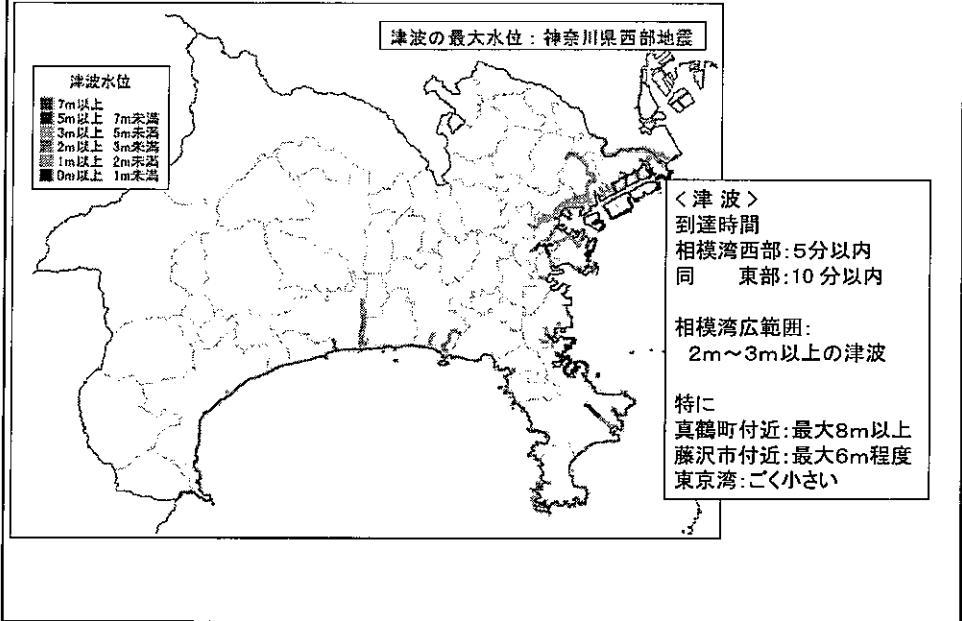
神奈川県西部地震

県→重点的に対策を進めていた地震
切迫性が指摘されている。

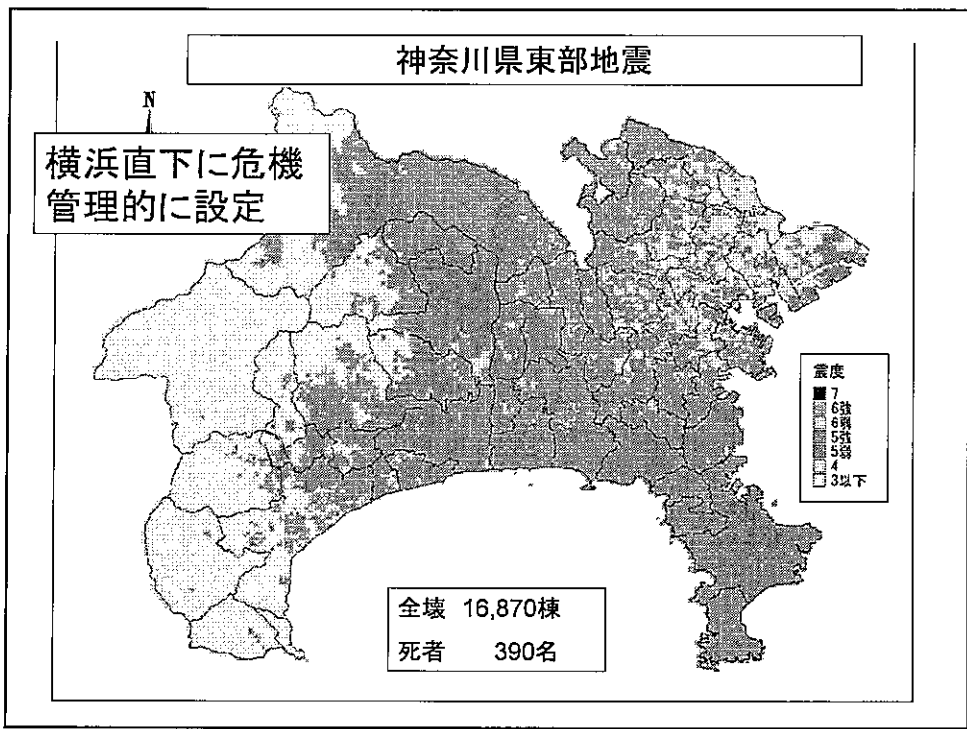


全壊 22,420棟
死者 2,610名

津波の想定



神奈川県東部地震



III 地震災害の種類、震災の教訓



平成7年 阪神・淡路大震災



平成23年 東日本大震災

毎日新聞より

○建築物の被害



阪神・淡路大震災

突然の揺れ(阪神・淡路大震災)



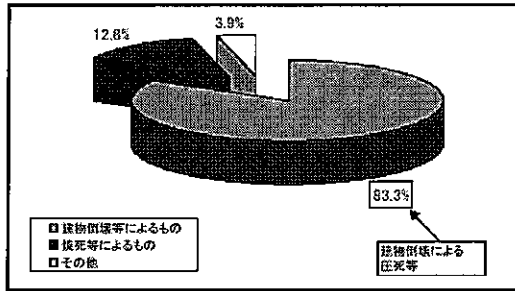
○ 建物内の被害



新潟中越沖地震
(新潟日報)

阪神・淡路大震災における死因

阪神・淡路大震災における神戸市内の犠牲者のうち、8割強が建物倒壊等による。

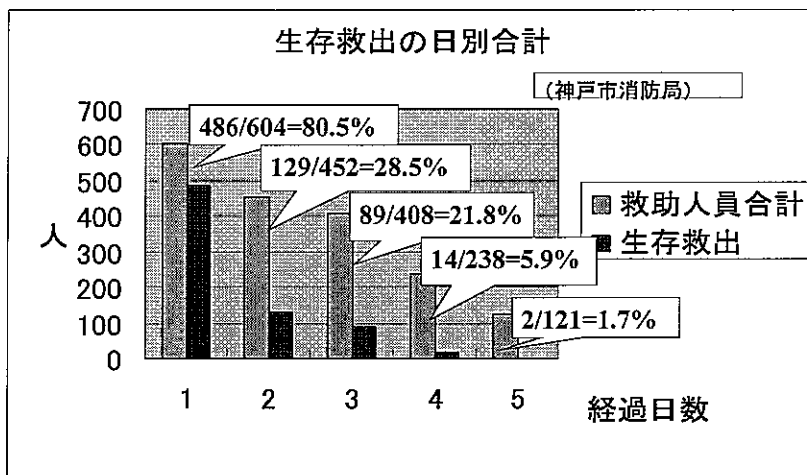


死 亡 原 因	人 数	割合
建物倒壊等によるもの	3,043	83.3%
窒息（胸部・胸腹部・体幹部等の圧迫）	1,967	53.9%
圧死（胸部・頸部・全身の圧痕損傷）	452	12.4%
外傷性ショック（火傷・打撲・出血等）	82	2.2%
頭部損傷（外傷性くも膜下出血・頸蓋骨骨折等）	124	3.4%
内臓損傷（胸部又は胸腹部損傷）	55	1.5%
頸部損傷	63	1.7%
打撲・圧減傷	300	8.2%
建物倒壊以外の原因による	466	12.8%
焼死・全身火傷（一酸化炭素中毒を含む）	444	12.2%
窒息不全等	15	0.4%
衰弱・凍死	7	0.2%
その他	142	3.9%
合 計	3,651	

（出典「神戸市内における検死統計」（兵庫県監察医、平成7年））

○ 人命救助は、最初の72時間

生存救出率の変化



教訓 耐震化が命の危険を減らす

- 死者の発生原因の7～8割は建物倒壊、家具の下敷きによる圧死、窒息死
- 昭和56年以前の建物に被害が集中した
- 耐震診断、耐震補強工事で安心を！
- 建物の耐震化、家具の固定(最低限:寝室)ガラスの飛散防止等が必要

実験映像(耐震補強の有無)



独立行政法人

NIED 防災科学技術研究所
National Research Institute for Earth Science and Disaster Prevention



兵庫耐震工学研究センター

実大三次元震動破壊実験施設

E-Defense E-ディフェンス
Hyogo Earthquake Engineering Research Center



○ 津波による被害



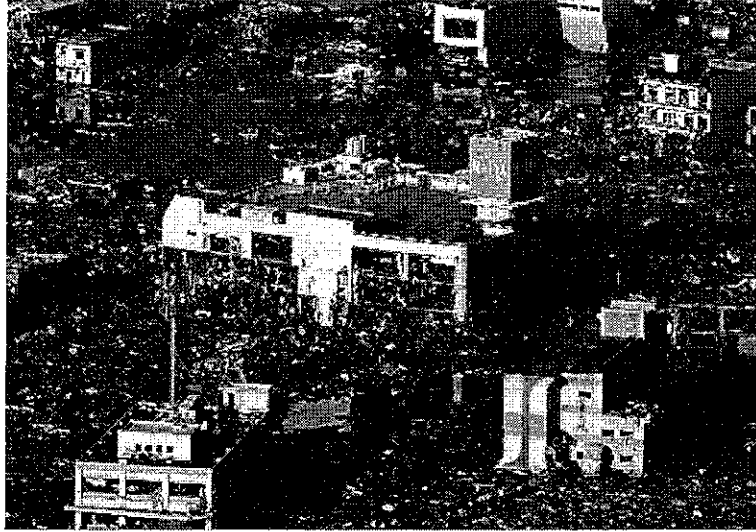
北海道南西沖地震(奥尻島)



インドネシア
Banda Aceh Collapsed building by Tsunami

東北地方太平洋沖地震

岩手県陸前高田市



朝日新聞より

南三陸町(津波襲来時の様子)



You tube より

宮城県南三陸町



教訓 津波からの避難 速く、できる限り高いところに

- 沿岸や低地に居る時には、地震を感じたらすぐ避難。
- 緊急地震速報、地震情報に注意
- 津波の高さは、それ以上の海拔まで遡上
- 津波の威力は 速さ、高さ、強さ
- 津波避難ビル、津波避難場所は日頃から確認

○ 火災被害

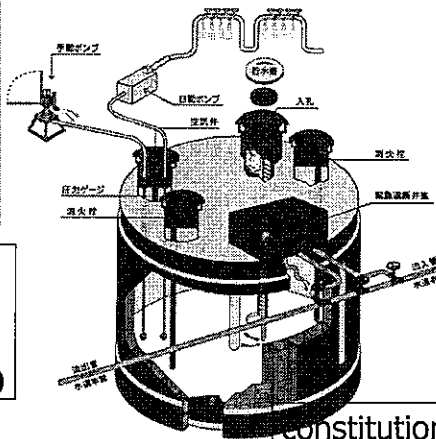


給水対策(水の備蓄)



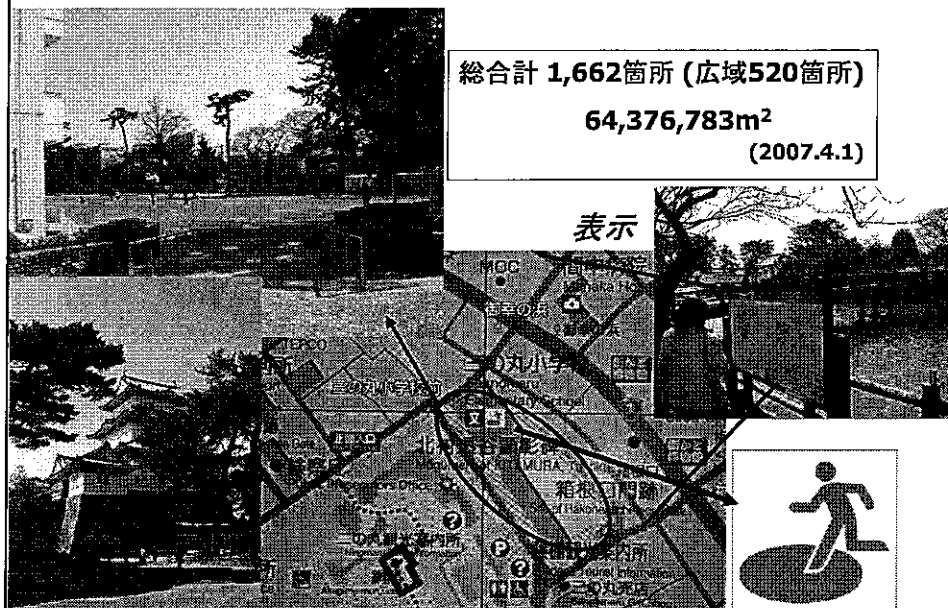
飲料水兼用耐震性貯水槽

耐震性貯水槽飲料水兼用型の透視図



合計: 36,520 m3
 タンク総数: 407基
 ろ水機: 1,181箇所 1,399台
 (2008.4.1)

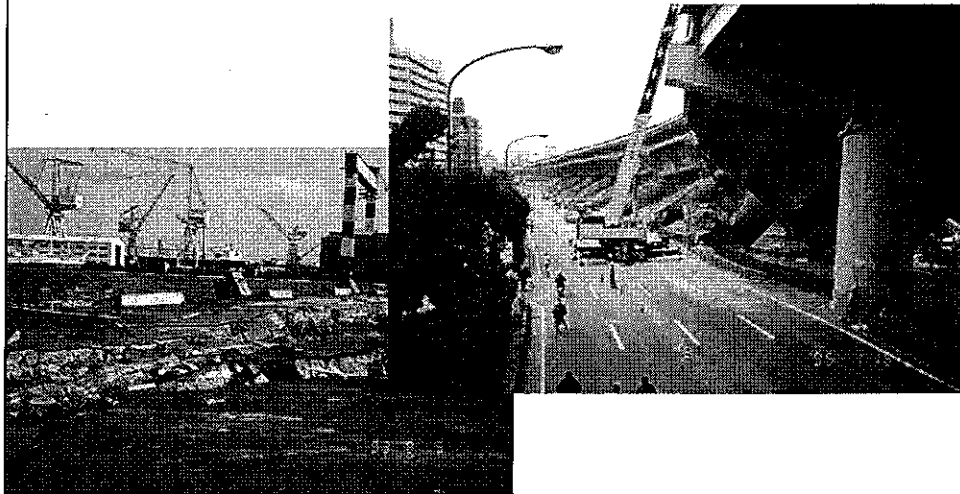
避難地(場所)



教訓 避難時はブレーカーを落とす

- 停電が復旧した時に火災が発生。
- 日頃から、消火器の準備
- 避難する時には、ブレーカーを落とし、戻ってきた時には、ブレーカーを戻す前後で安全確認を。
- 初期消火が重要。
- 広域避難地は延焼火災における最終避難地

○道路、橋りょう、港湾等の被害



新潟中越沖

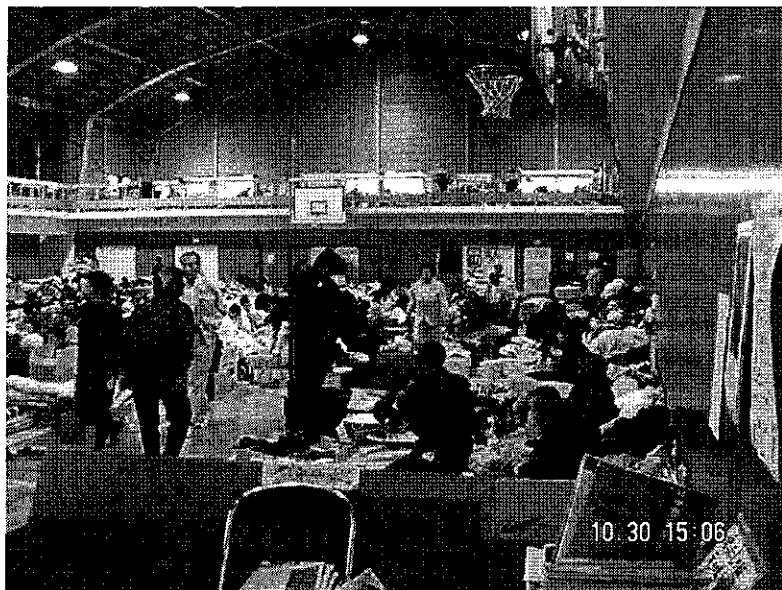


吉嶺充俊, 地震被害写真集, 首都大学東京 土質研究室

教訓 安否情報の収集のしくみを知る

- 交通の途絶。帰宅困難。電話の不通。
- 親類、友人の安否が分からなくて心配であった
- 知っておこう災害時伝言ダイヤル(171)
- ボランティアや公的機関からも情報がある
- 親類相互で伝達ルールを
- 公衆電話は災害時優先電話

避難所の様子 新潟県中越地震



教訓 迅速な避難と健康管理は重要

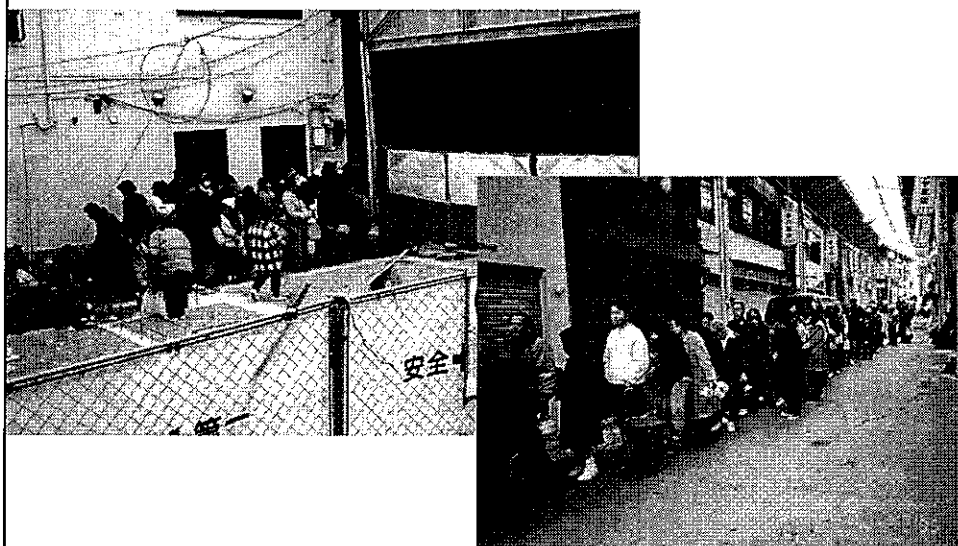
教訓① 持病薬はメモしておく

教訓② 食事に気を付け、水分を補給

教訓③ 早めに医療救護所へ

- 避難が必要な時には速やかに避難
- 要援護者対策は共助で
- 生活不活発病、エコノミークラス症候群を防ぐ
- 災害後の疾病内容は変化していく
- 医療器具の調達は困難に
- 平常時の介助者とよく話し合っておく

○ ライフライン被害





乾パン: 1,336,388 食
アルファ米: 1,175,368 食
サバイバルフード: 1,889,355食
粉ミルク: 20,198 kg
毛布: 688,874 枚
おしめ: 1,167,943 枚
発電機: 5,182 機
投光機: 6,515 機
組み立てトイレ: 42,171 組

...etc

教訓 水・食糧・生活必需物資の備蓄は工夫で

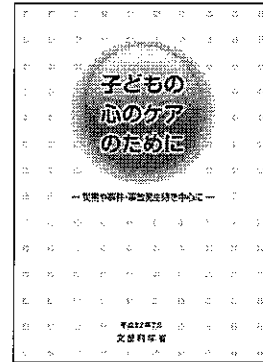
- ライフライン被害の復旧は長期にわたり、電気、水道、ガスの順序で復旧していく
- 停電は、給水へ支障を与える
- 水の備蓄は、日頃の工夫で
- 成人1人当たり1日3ℓの水が必要
- トイレ使用不能は、健康にも悪影響
- 災害生活の体験を(和式のできない小学生)

教訓 お子さん特有の対策を確認しておく

- 自我の形成前の心的障害の可能性(PTSD)
- 退行現象の発生

＜事前に対策を確認しておく＞

- 文部科学省等からパンフレット
- 地震に対する対策を事前に体験させておく。
各地の防災センター等で
遊び感覚で



施設職員対応能力の強化

マニュアルの作成

- 作成した人・段階では徹底→継続性、改善？
- 作成するノウハウがない。知識や経験がないと作成できない。
- マニュアルは万能ではない。

訓練の実施(マニュアルの検証)

- 展示型から図上演習や住民参加型へ
- 頭の訓練、実務的対応能力の強化
家庭、施設ごとに30秒、3分、30分、3時間の
シミュレーションを考えるのも良い訓練

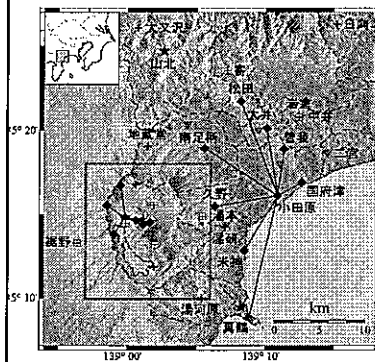
図上演習風景

(2009.5.17DIG防災理解教室in小田原 社団法人小田原青年会議所)



最後に

温地研での観測体制



- ★ GPS観測
- ◆ 光波測量基線
- 傾斜観測
- ▽ 地下水位観測
- + 地震計

ご清聴ありがとうございました。

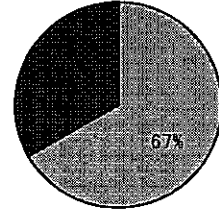
保育所における防災アンケート集計結果

神奈川県保育会

依頼 市町村数 30市町村
回収 市町村数 23市町村

質問 1. 防災計画の中に保育所が含まれていますか。

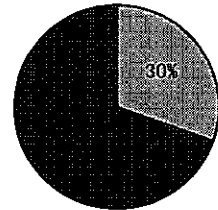
・いる 16市町村
・いない 7市町村



□いる ■いない

質問 2. 広域避難場所において、保育所園児の対応がなされていますか。

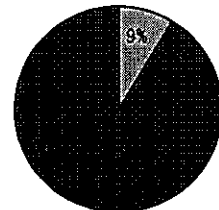
・いる 7市町村
・いない 16市町村



□いる ■いない

質問 3. 保育園を広域避難場所にする予定はありますか。

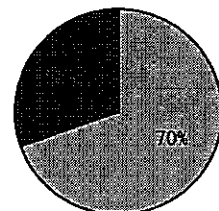
・ある 2市町村
・ない 21市町村



□ある ■ない

質問 4. 東日本大震災後に市町村の防災計画の見直しをされていますか。

・いる 16市町村
・いない 7市町村



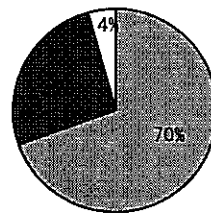
見直しをしない理由をお教え下さい。

□いる ■いない

- ・国の中央防災会議による計画の見直しが終わっていないため。(1件)
- ・今年3月に改定したため。(1件)
- ・国・県の津波浸水予測及び地震被害想定が公表後取り掛かる。(1件)
- ・国・県の指針決定の状況を見ながら見直す予定。(5件)

質問 5. 公私立保育所の防災マニュアルを把握されていますか。

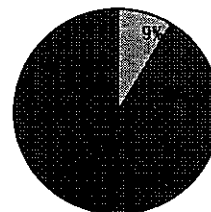
- ・いる 16 市町村
- ・いない 6 市町村
- ・未回答 1 市町村



□いる ■いない ◻未回答

質問 6. 公私立保育所に被害はありましたか。

- ・ある 2 市町村
- ・ない 21 市町村



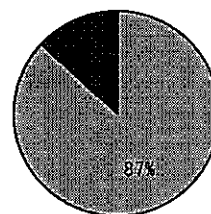
□ある ■ない

ある場合は、被害状況を教えてください。

- ・壁に亀裂が入った。
- ・停電になった。

質問 7. 大地震発生の際の被害想定はされていますか。

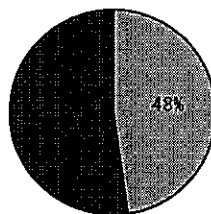
- ・している 20 市町村
- ・していない 3 市町村



□している ■していない

質問 8. 津波浸水予測の把握をされていますか。

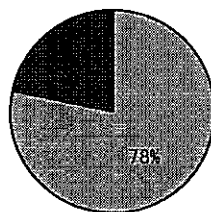
- ・している 11 市町村
- ・していない 12 市町村



□している ■していない

質問 9. 活断層の把握をされていますか。

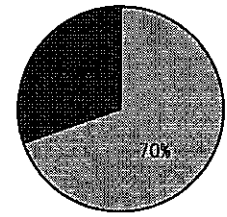
- ・している 18 市町村
- ・していない 5 市町村



□している ■していない

質問10. 液状化しやすい地区の把握をされていますか。

- ・している 16 市町村
- ・していない 7 市町村



□している ■していない

質問11. 災害時、保育所にどのような役割を求めますか。(複数回答)

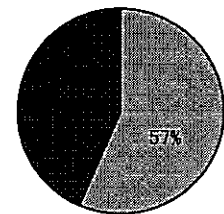
- ・児童の安全確保、誘導、避難、保護者への引渡し。(9 件)
- ・近隣住民の一時的な避難場所。(4 件)
- ・保護者等の情報収集及び情報提供。(2 件)
- ・震災後数日間耐えられる防災力の強化。(1 件)
- ・園児以外の乳幼児の保育。(1 件)
- ・被害の防止(1 件)
- ・避難施設に指定しており中、長期的に生活する場所(1 件)

質問12. 市町村の指令系統はどのようになっていますか。

- ・防災計画に基づき指令する。
- ・対策本部→担当課→保育所へ指令伝達。

質問13. 企業による節電対策のための日曜保育を実施していますか。

- ・している 13 市町村
- ・していない 10 市町村

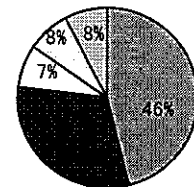


□している ■していない

している場合

①保育所は何箇所開園していますか。

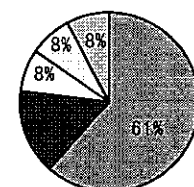
- ・1 箇所 6 市町村
- ・2 箇所 4 市町村
- ・3 箇所 1 市町村
- ・4 箇所 1 市町村
- ・9 箇所 1 市町村



□1箇所 ■2箇所 □3箇所
□4箇所 □9箇所

②保育士の配置人数は最低何人ですか。

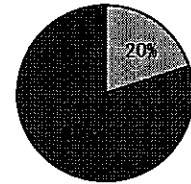
- ・2人 8 市町村
- ・3人 2 市町村
- ・4人 1 市町村
- ・6人 1 市町村
- ・未回答 1 市町村



□2人 ■3人 □4人
□6人 □未回答

③昼食について。

- ・給食提供 3 市町村
- ・弁当持参 12 市町村



□給食提供 ■弁当持参

④弁当持参の理由をお聞かせ下さい。(複数回答)

- ・調理員の配置が困難のため。(5 件)
- ・希望人数が少数のため。(3 件)
- ・食材の調達が出来ないため。(2 件)
- ・国からの通知で弁当持参可のため。(1 件)
- ・通常時の休日保育において給食を提供していないため。(1 件)
- ・職員の人件費の問題。(1 件)
- ・給食提供の体制が整えられないため。(2 件)

⑤給食提供の場合の費用はどのようになっていますか。

- ・無料 2 市町村
- ・徴収 1 市町村



□無料 ■徴収

- ・徴収の場合の金額設定はどのようになっていますか。

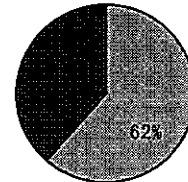
一食300円

⑥日曜保育の保育料はどのようになっていますか。

- ・無料 13 市町村
- ・徴収 0 市町村

⑦日曜保育のための補助金を支出していますか。

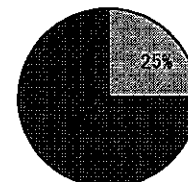
- ・している 8 市町村
- ・していない 5 市町村



□している ■していない

⑧その補助金の支出元はどこですか。

- ・市・県 2 市町村
- ・安心子ども基金 6 市町村



□市・県 ■安心子ども基金

No. 11-09

2011. 6. 21

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆議論の結果を明文化した中間とりまとめ（案）の作成に◆

～基本制度WT第13回会合が開催される～

去る6月16日(木)に、子ども・子育て新システムWTが開催され、(1)こども指針(仮称)ワーキングチームにおける議論の報告について、(2)子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)について、協議が行われました。

子ども・子育て新システムの中間とりまとめ(案)については、これまでの議論の結果を明文化することが必要であるとの意見が多く委員から出されました。本会から委員として参画している菊池副会長からは、WTは、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱をベースに議論がすすめられてきたと認識しており、今後も引き続き基本制度案要綱をもとに議論していくことが大事であること。それを中間とりまとめに明記すべきであること。また、社会保障改革案に示された工程や所要額と新システムの施行時期や所要額とにずれがあることを指摘しました。WTではこれらの意見を踏まえ、次回の会合までに整理することが確認されました。

こども指針(仮称)WTの議論の報告については、6月13日の第6回会合において、子ども・子育てに関する指針について、一定の共通理解を得たとして中締めとされています(詳細は、本ニュース8頁からのこども指針(仮称)WT第6回会合の議事概要を参照)。子ども・子育てに関する指針は、「基本指針」(仮称)とこども園(仮称)に指定された施設等が遵守すべき要領(指針)の2部構成であり、施設類型によって異なる要領(指針)があることと、これまで議論してきたこども指針(仮称)の創設とどう整理するのか等の意見が出されました。

議事内容(進行:末松副大臣)(事務局作成)

《敬称略》

(1)出欠状況・資料の確認

(2)末松副大臣あいさつ

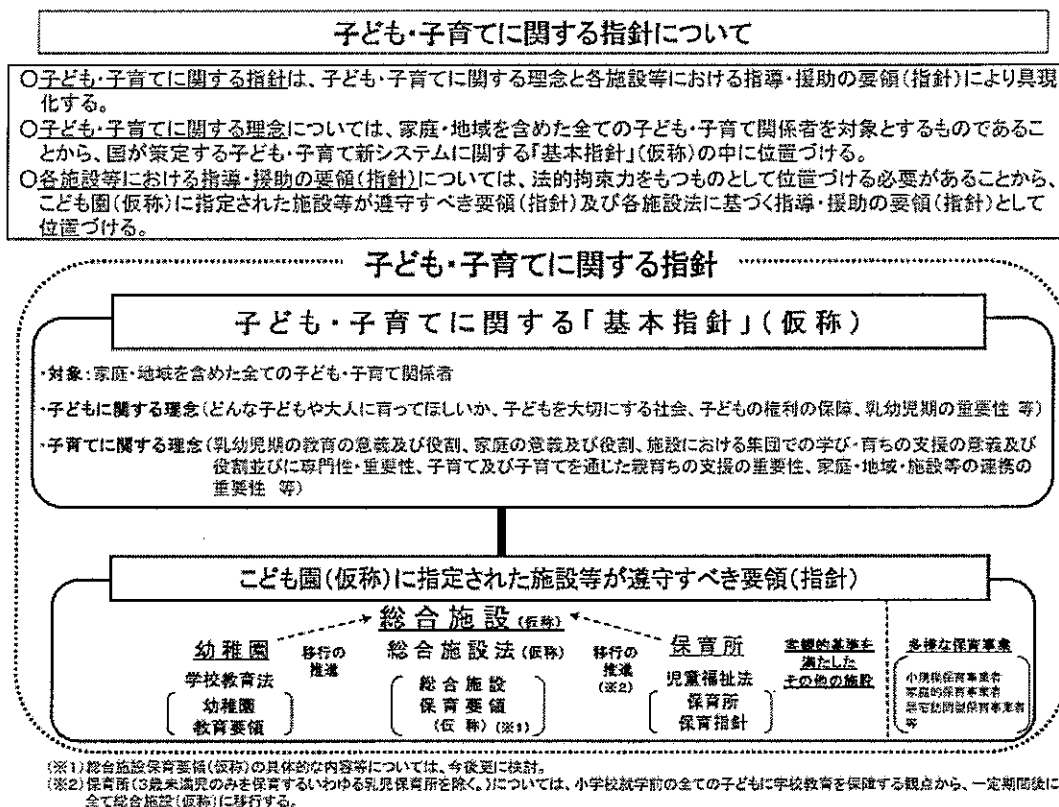
5月31日の基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」)では、新システムの実施に向けた考え方において追加所要額1兆円超と示した。その後、6月2日社会保障改革に関する集中検討会

議に示された社会保障改革（案）では、改革の優先順位や個別分野の主な改革項目（充実／重点化・効率化）に子ども・子育て支援があげられた。また、これら項目の充実や重点化・効率化にかかる費用について、2015年の追加所要額として0.7兆円程度が示され、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討することとしている。

(3) こども指針(仮称)ワーキングチームにおける議論の報告について

【資料説明(事務局)】

【資料1-1 P2】6月13日こども指針(仮称)WTの意見をふまえ一部加筆



【無藤こども指針(仮称)WT座長の報告】

・昨年9月以降、理念や基本的考え方、構成、教育・保育時間、発達過程、教育・保育のねらい、地域との連携等について、6回にわたり検討を行い、6月13日のWTにおいて、一定の合意点に至り中締めを行った。こども園(仮称)を想定し、第1章では理念や子育て全体にかかるもの、第2章では、専門的に保育をどう行うかといったイメージであった。その大枠は残してある。幼保一体化において、総合施設(仮称)の設置が示された。総合施設(仮称)は幼稚園と保育所を統合したもので、当初のこども園(仮称)のイメージと重なる。また、従来の幼稚園、保育所は残るのでいくつかの類型として示している。子ども・子育てに関する指針として、基本指針部分と個別の施設の要領や指針の2段階構成として、それぞれにしっかりと書き込むことが必要である。内容については、

- ① 理念は、家庭・地域を含めたすべての子ども・子育て関係者を対象に、国が策定する
- ② 子ども・子育て新システムに関する「基本指針」(仮称)に位置付ける。また、日本の子ども

達がどう育ってほしいのか、家庭教育や総合施設（仮称）、幼稚園、保育所と矛盾することのないようにしていきたい。

- ③ 各施設等における指導・援助の要領（指針）は、法的拘束力をもつものとして位置付ける。
- ④ 総合施設（仮称）については、養護と教育を一体化した総合施設保育要領（仮称）を作成する。

以上について提示し、共通理解を得た。

・6月13日こども指針（仮称）WT以降の修正点は、幼稚園、保育所は総合施設（仮称）への「移行の推進」の趣旨を図に書き込んだ点である。

・新システムは6月中にとりまとめ、税と社会保障一体改革と歩調を合わせることで、こども指針（仮称）WTも中締めすることで了承を得た。新システムが、待機児童対策に留まらず、乳幼児期の子どもがどう育ってほしいのか、子どもの可能性をどう引き出すのか、こども指針（仮称）の理念を踏まえ子ども中心の制度が構築されるよう、財源の確保も含め尽力いただくことを座長として期待したい。

【意見交換】

坂崎委員（日本保育協会）：各座長に確認したい。①幼保一体化では総合施設（仮称）が示されたが、将来的には一本化されるものであり、こども指針（仮称）は一本化するとの認識をもっていたが、類型ごとの要領や指針を位置付けている。このことについて、こども指針（仮称）WTはどう評価しているのか。②幼保一体化WTは、こども指針（仮称）がこのように一本化されないことを、あらかじめ承知していたことか。また、総合施設（仮称）に向けて一本化していくという認識でよいのか。③社会保障改革案に示された0.7兆円を含む1兆円超に量の拡大や質の改善がどう反映しているのか見えない。また、今後、総合施設保育要領（仮称）の検討においては小児保健等を踏まえた保育のプロを養成してほしい。

無藤こども指針（仮称）WT座長：大きな方向性は、坂崎委員の発言のとおり、基本理念は一本化される。そのもとに、各施設の要領・指針に分けた理由は3点ある。①さまざまな施設がこども園（仮称）に指定され、その施設の要領（指針）は法的に位置づけられるが、それぞれの施設の機能は異なる。②各施設現場では、日々の保育を展開していくためには、施設として1つの要領や指針として整理されているほうが便利。③総合施設保育要領（仮称）は、現行の幼稚園教育要領と保育所保育指針であり、一部移行するものもあるが基本は変わらない。また、客観的基準を満たしたその他の施設は基本的には総合施設保育要領（仮称）を当てはめる。多様な保育事業は、まだはっきりとはしていないが、何らかの指針等を作る必要がある。また、幼保一体化WTの議論と矛盾はない。幼稚園、保育所はそれぞれの根拠法があり、それを変えることはできないので、総合施設（仮称）の根拠法が必要となる。今後のスケジュールを考えると1年で一本化はできないが、実態としてはあまり変わらないと考える。

大日向幼保一体化WT座長：こども指針（仮称）は一本化されることを前提にWTをすすめてきた。幼保一体化WTの中締めは「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下、基本制度案要綱）に照らすと不完全であり課題を残しているが、法案に向けてのプロセスであるとして、WTの委員も賛同したと思っている。すべての子どもに良質な環境を提供するための第一歩である。幼保一体化は喫緊の課題であり、税と社会保障の一体改革のスケジュールとあわせて法案化することであった。課題は継続して議論されることが重要である。

末松副大臣：大日向座長も無藤座長も目指すものは同じ。財源については、税と社会保障一体改

革において、2015年までに段階的に消費税が上がる。2013年から新システムの仕組みが実施されるが、まずはできるところから始め、財源がそろえばさらに進めていくということだ。2015年の1兆円超は、量の拡大に4,000億、質の改善はそれを上回るものとなる。

宮島委員（日本テレビ放送網解説委員）：スケジュールに変更はあるのか。今国会に提案することを前提に議論をしてきており、そのためかなりの妥協をしてきている。しかしそのスケジュールが延びるのであれば議論の内容も違ってくる。確認であるが、これまで議論してきていることは、幼保一体化すること、待機児童の解消に向けた量の確保である。今の状況では一体化ではなく3元化にみえる資料となっている。めざしてきたものは多様な事業者の参入とイコールフットリングである。中間とりまとめが不完全で一人歩きしてしまうことは避けたい。誤解がないよう整理することが必要。

末松副大臣：今国会に提出する予定でいたが、東日本大震災等の影響でずれた。また、税と社会保障改革一体改革も新システムについても、地方自治体や産業界と継続した話し合いが必要である。中間とりまとめは、先ずは紙の上で決まったこと、決まっていないことを示すこと。誤解や不安のないよう、2013年度に向けてシステムを開始したい。

山口委員（日本子ども育成協議会 副会長）：こども指針（仮称）は学校教育法と児童福祉法それぞれの法律があるので、実質的にすぐには一本化できないと理解した。総合施設（仮称）の設置主体に株式会社を例外的に対象とすることを今後の検討としたのは学校教育法との関係からか。現状でも3元化であるので、学校教育法にこだわらなくてもよいのではないか。また質を担保する問題は、総合施設法（仮称）において、株式会社やNPOが参入しても担保できるものを考えていけばよい。多様な設置主体の参入とイコールフットリングはWTにおいても多くの賛同を得ている。

濱谷文科省課長：（山口委員の意見に対し）総合施設（仮称）は学校教育施設として設置基準等を位置づけることで質の担保につながるという整理から、学校教育法と児童福祉法に位置付けている。学校教育には公共性、継続性、安定性が必要であり、設置主体は学校法人や国、地方公共団体、例外的に株式会社等としている。この整合性をいかに図るかということであり、参入を前提としての具体的な要件や考え方は今後の検討となる。

北条委員（全日本私立幼稚園連合会）：こども指針（仮称）を一本化することは総意の意見ではないと思っている。小学校指導要領と乳幼児期の保育は、質的な違いが明確であり一本化することが正しいとは思わない。幼保一体についてスピード感が必要であるが、現時点では子どもの最善の利益が担保されていない、また教育の継続性、安定性の観点から慎重に検討する必要がある。

渡邊委員（全国町村会）：こども指針（仮称）のとりまとめは、基本制度案要綱に記載されていることから乖離している。基本制度案要綱では幼保一体化であり、こども指針（仮称）の創設である。これでは、基本制度案要綱を変えるということか。

大日向幼保一体化WT座長：基本制度案要綱は道しるべであり、幼保一体化WTの中締めはプロセスである。基本制度案要綱に手が加わることは承知していない。幼保一体化WTではさまざまな意見が出たが、本日の中間とりまとめは文章化されることが大事であり、まずは第一歩としての実をとっていきよう議論していくことが必要である。

(4)子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ（案）について

【資料説明(事務局)】

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム(第13回)	資料 3-1
平成23年6月16日	

子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)

平成 23 年 6 月 日
基本制度ワーキングチーム

- 本ワーキングチームは、昨年9月に子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下に設置され、以降、13回の議論を重ねてきた。また、同時に設置された幼保一体化ワーキングチームについては9回、こども指針(仮称)ワーキングチームについては6回、それぞれ開催され、随時、本ワーキングチームにおいて議論の状況の報告を受け、議論を重ねてきた。
- 本ワーキングチームとしては、子ども・子育て新システムの全体像、給付設計の在り方、幼保一体化の在り方、質改善(機能強化)の在り方等について、別添の通り、中間的に議論をとりまとめた。
- 質改善(機能強化)については、量的拡充と合わせて1兆円を超える額を提言しているが、その実現のためには財源の確保が不可欠であり、政府においては、その確保に向けて最大限の努力をされたい。
- 本ワーキングチームとしては、今回、中間的に議論をとりまとめたが、社会保障と税の一体改革の工程表(案)にあるように、税制抜本改革とともに法案提出ができるよう、①国、地方及び事業主の負担の在り方、利用者負担の在り方、既存の財政措置との関係など費用負担の在り方、②国における所管の在り方、③ワークライフバランスの在り方、④国の基準と地方の裁量の関係など地域の実情に応じた給付・事業の提供のための仕組みの在り方、など残された課題について、できる限り速やかに検討を再開したい。また、検討に当たっては、実施主体である地方公共団体など関係者と十分に意見交換を行うこととしたい。
政府においても地方公共団体など関係者の理解を得た上で、成案化されたい。

【意見交換】

高尾委員(日本経済団体連合会): 公費対応を基本として企業負担の新たな追加は求めるべきでないと主張してきた。この中間とりまとめ(案)に事業主負担の記載があり、それが前提となっているかのように受け取れる。経済界の意見を代表して述べてきている。この文言は削除していただきたい。それができないのなら、中間とりまとめは容認できない。

田中委員(日本商工会議所特別顧問): 事業主負担については、見直すべきとってきている。この中間とりまとめ(案)は、これまでの議論と整合性が取れていない。

駒村委員(慶応義塾大学教授): 新システムと財源は切り離しての議論はすべきではない。これは教育、保育だけの問題ではなく労働政策にも関わること。両立支援は、労働者が保育に不安を

持たないようにすることで生産性の向上や離職の抑制など企業も受益者となるものである。また企業福祉や中小企業などの補完的な機能を果たす。そういった観点からのメリットがあるということも理解することが必要。

奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）：若い子育て家庭にとって、保育環境が整うことは、労働の意欲の向上や継続につながる。経済団体や企業の関係者にとってもステークホルダーは必要であり、お金も口も出すというスタンスにたってほしい。OECDでも就学前教育は重要でありその後の生育に関して大きな役割を果たすといわれており、保護者、子育てひろばの関係者として、経済界からも応援をお願いしたい。

宮島委員：経済界にとっての不全感、これまで保育において多様な運営主体の参入が認められていたにもかかわらず、参入が進まずサービスが広がらず利用者にとっても使いにくいものとなっていた。ニーズにそったサービス、労働につながるサービスの内容であれば経済界も納得する。産業界の意見が反映される仕組みが大事。

田中委員：子ども・子育て支援にかかる財源は、国民全体で負担するものである。子ども・子育て支援においても賃金や雇用の確保は重要であり、中小企業の労働分配率が9割あるなか、企業に負担を求めることは賃金や雇用に悪影響を与えることになる。社会保障改革案に示された0.7兆円と税制抜本改革以外の財源も含めた1兆円超の差額分は公費負担とするべきである。

菊池委員（全保協副会長）：WTにおいては、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱をベースに議論がすすめられてきたと認識している。そのことを中間とりまとめに明記すべきである。あわせて今後も引き続き基本制度案要綱をもとに議論していくことを中間とりまとめに記述されると、経緯が明確になる。

社会保障改革案では、2015年に0.7兆円程度、2025年に1兆円程度となっている。子ども数が減少していくことが考慮されていると思われるが、質的改善等を含めた金額としては期待していた額になっていない。また、制度施行は2013年、財源の投入は2015年では、2年間のずれが生じる。財源確保は前提であり、このままでは全国の会員保育所に説明ができない。今後の議論は早く再開してほしい。また全国保育協議会は、基本制度案要綱をもとに、7項目（①児童福祉としての役割を維持するべき、②制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき等）を主張してきているが今後の議論においても考慮していただきたい。

事務局：2025年の所要額は全体の費用推計なかで見込んだ額、2015年は量的拡充の途上であり2017年をその目標としている。2025年に1兆円超をめざして議論をしていく。

渡邊委員（全国町村会）：ここまで取りまとめたことに敬意を表す。今後の検討について町村会の立場から3点申しあげる。①財源確保をしたうえで制度設計を行い、法案として提出することが前提であるが、新システムがすぐに動き出すかのような錯覚がある。財源については、量的拡大、質的改善が確実に担保されなければならない。それがないまま先走りされると、現場を担う市町村やサービスを受ける住民にしわ寄せがいく、②今後は準備時間を十分にとってすすめてほしい。市町村は新システム事業計画（仮称）の策定、利用者のニーズ把握、保育を必要とする認定等多くの事務が発生することを考慮してほしい、③社会保障改革など、その推進に国と地方は車の両輪であり、信頼関係を構築していくことが必要。

山縣委員（大阪市立大学教授）：制度が一元化されなかった結果、こども指針（仮称）も下部構成が3類型となり分かりにくい。こども指針（仮称）WTの資料では、幼稚園と保育所は総合施設（仮称）に移行の推進を行うこととされているが、欄外では保育所（3歳未満児のみを保育

する保育所は除く)は総合施設(仮称)に移行すると書かれており、幼稚園が残ると理解できる。これでは実質は総合施設(仮称)と幼稚園の2元化となり、この制度では親の経済力により利用施設が左右されることになる問題が生じると認識している。また、指定制ではこども園(仮称)給付の第4類型(客観的基準を満たしたその他の施設)は学校教育法や児童福祉法にも位置付けられないのか。すべての地域の子どもに同じものを提供するという観点からどう整理されているのか。共助と連帯の仕組みからの検討をお願いしたい。

大日向幼保一体化WT座長: 幼保一体化はプロセスをまとめた。こども指針(仮称)の理念は崩さない。資料3-2はこれまでの議論の経過を寄せ集めたものであり、これをどう成文化していくかが大事。

濱谷文科省課長: 指定制は質の確保の客観的基準について、こども園(仮称)基準を同じものとする。認可外は学校教育上、児童福祉法上の位置づけがないので、指定制度のなかで客観的な基準、人員配置や設備等の基準を満たすことを想定している。

尾崎委員(全国知事会/高知県知事): ここまでの取り組み敬意を表す。一方、中間とりまとめ(案)に関する資料3-1、3-2には課題があるので、成案にむけて十分な協議の場を設けていただき、不明な点は事務レベルでも協議させていただきたい。また、大枠として定まったものと検討課題は明確に分けてほしい。資料3-2に示された財政スキームは具体的な検討は行われていない。子ども・子育て包括交付金(仮称)は今後検討とされているが十分に議論していただきたい。また地方に裁量権があるもの、ないものが不明確であり国と地方の役割分担、仕組みの検討が必要。所要額については詳細な積算や社会保障改革案に示されている税制抜本改革以外の財源は何を意味するのか示していただきたい。地方の役割について、給付や事業の実施は市町村、社会的養護等は都道府県の役割が重要となる。新システムでの位置づけ、財源の確保、地方の多様性をふまえた都道府県の役割を明確にさせていただきたい。地方の裁量権は、ナショナルミニマムは確保された上で拡大できる仕組みを議論したい。待機児童問題、過疎地の問題など地域状況はさまざまであるが、どこに住んでいても、必要なサービスを等しく利用できるよう議論すること。社会保障改革案における効率的事業の必要性や子ども手当等については、与野党間でのそのあり方も含めて調整していただきたい。

岡本委員(日本労働組合総連合会): よく取りまとめていただいた。課題は多いがWTで出された意見をここでとりまとめ(案)として整理することが必要。①こども園(仮称)の利用にあたって、低所得者など、最も利用支援を必要とする者の利用を保障をすること。そのためには、市町村の権限と責務を明確に位置づけ、優先的に利用を保障すべき子どもの利用に関する調整等の権限を明示すること、②給付の一体化が目指されているが、一般財源化された公立保育所運営費相当についてもあらためて確保し、ここへの財源として確保していく必要がある、③これまで保育所における公費負担割合は約6割と他の社会保障制度に比べると相対的に低い。利用者負担の公平性を図り、価格設定は公定価格として応能負担を原則とするべきである。

秋田委員(東京大学大学院教授): 短期間でのとりまとめに敬意。課題は多く今後もさまざまな委員の意見交換が必要。この背景には保育関係者や保育士養成校の不安が大きく混乱のないよう周知してほしい。すべての子どもに質の高い保育を保障するためのプロセスであり、量的な整備だけでは逆効果となりかねない。今後、目指すべき方向や今後の課題について文書化したものを示すことが必要。保育は公共性、継続性、安定性を考えたときに公共的なものであるからこそ社会保障改革案(改革の優先順位)でトップに上げられている。また、それぞれが費用負担をする

ものの国として公費割合は増していく方向で財源確保をお願いしたい。親や保育関係者の願いは質の確保であり、特に3～5歳については学校教育体系につながる良質なものを提供することは人材育成の観点からも国が責任を負うべきもの。客観的な基準を満たした総合施設(仮称)について、多様な事業者参入の意見もあるが、両論併記として学校教育については原則国が責任を負うものであることを明記していただきたい。総合施設(仮称)の基本は国が責任をもつということだ。また、待機児童や就学前教育を利用する子ども親だけではなく、家庭で子育てする親と子どもに十分な支援が受けられるものとしてほしい。

池田委員(全国国公立幼稚園園長会):量的拡大だけではなく、質の向上とそのため財源確保に大きな課題がある。新システムは、子どもが豊かに育つことを保障するものである。この国を担う人材育成の観点からも、幼児教育は人格形成の基礎をつくり、義務教育およびその後の教育の基礎となるものである。

末松副大臣:成文化したものを示す。もう一度WTを開催するか検討したい。(都合により退席)

山口委員:(秋田委員の発言を受けて)学校教育法に位置付けられた施設であれば、質が担保されるのか。形式的に整えられているから良いわけではない。両論併記は避けるべき。

北条委員(全国私立幼稚園連合会):親の都合、労働政策の観点からの議論が多く、子どもの視点や教育政策からの議論が少ない。また、総合施設(仮称)は幼児教育の位置づけを明確化することが必要等、6項目について意見書を提出した。

田中委員:企業が費用負担することに合理的な理由があるか。企業が費用を負担するのは当たり前ではなく、社会全体で負担することが長い目を見た場合にメリットがある。また企業規模はさまざまであり、現実的には負担は重い。

P D C A サイクルを新システムに取り込むことを提案したい。制度導入後の実施プロセスが重要であり、法案に明記することで、その取り組みがデータとして蓄積され今後活かせる。

大日向幼保一体化WT座長/基本制度WT座長代理:末松副大臣も言っていたが、基本制度案要綱をもとに、これまで議論してきたことを成文化することが必要。成文化(案)の作業を事務局が行い、それをもとに次回開催とする。

村木統括官:口頭で説明するとどうなるかという書きぶりで成文化した資料を作成する。

田中委員:今後検討すべき事項を明示してほしい。

菊池委員:資料提示は、早めにしていただきたい。

村木統括官:努力する。

以上

◆第9回幼保一体化WTの取りまとめを受け、「子ども・子育てに関する指針」の案が提示される◆

～こども指針(仮称)WT第6回会合が開催される～

去る6月13日に、こども指針(仮称)ワーキング(以下、WT)第6回会合が開催され、本WTは今回で中締めとし、今までの意見を16日に行われる基本制度WTに報告することが確認されました。これは、6月20日にまとめられる予定の税と社会保障の一体改革案に向けて、子ども・子

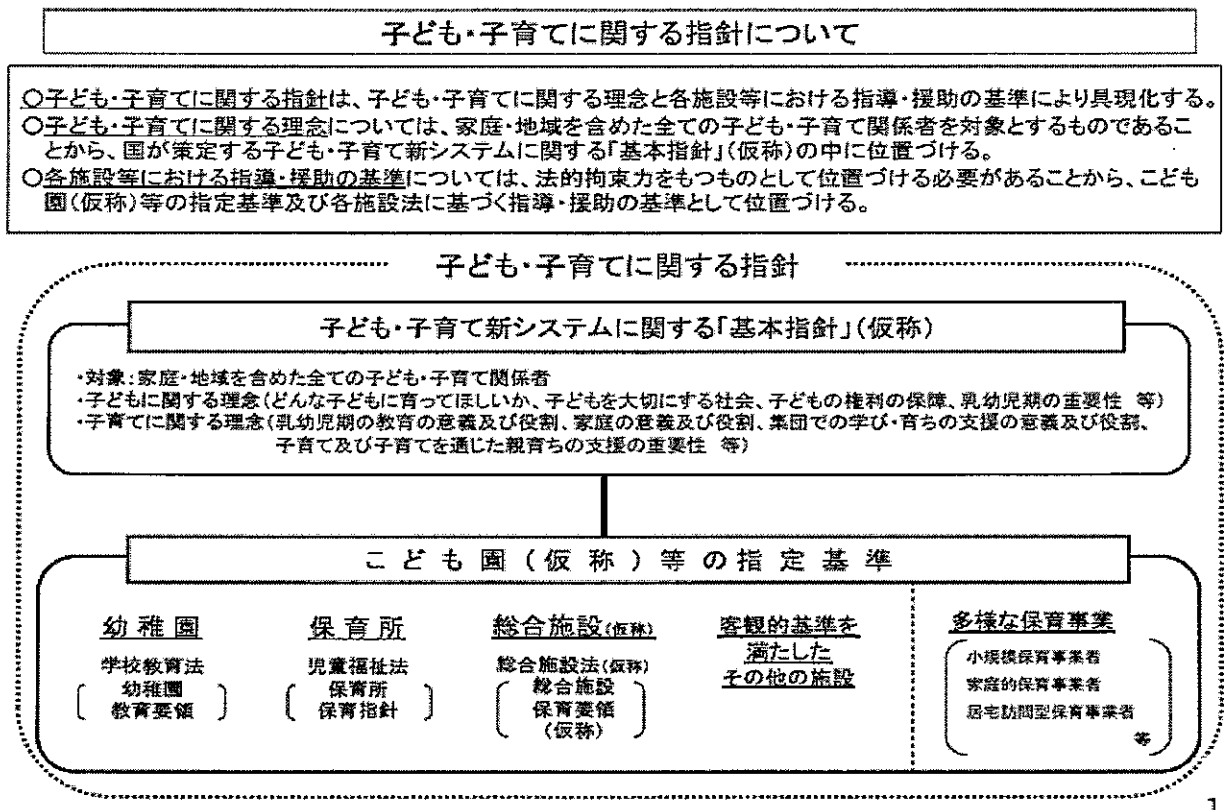
育て新システム検討会議の一定のまとめを報告することによるものです。

第6回こども指針(仮称)WTに先立ち、5月29日に開催された第9回幼保一体化WTで、給付については一体化するとされましたが、こども園(仮称)等の施設は、幼稚園、保育所、総合施設(仮称)、客観的基準を満たしたその他の施設の4類型としてまとめられました。

すべての子どもに質の高い保育を保障し、家庭における子育てに資するため、幼稚園教育要領と保育所保育指針を統合した「こども指針(仮称)」を策定することを目的に進められて来た本WTですが、幼保一体化WTのまとめを受け、あらたに、子ども子育てに関する理念と各施設等における指導・援助の基準で構成した「子ども・子育てに関する指針」を策定することとされました。子ども・子育てに関する理念は国が策定する「基本指針」(仮称)に位置付け、各施設等における指導・援助についてはこども園(仮称)等の指定基準及び各施設法に基づく指導・援助の基準として保育所保育指針、幼稚園教育要領、総合施設保育要領(仮称)を位置付けるとされました。

本会から委員として参画している御園愛子全保協保育施策検討特別委員会委員(全国保育士会顧問)は、すべての子どもに質の高い保育を保障するために、幼稚園教育要領、保育所保育指針を統合して、こども指針(仮称)を策定し、こども指針(仮称)に基づいて全ての子どもに保育を提供することを目的として今まで議論してきたが、幼稚園、保育所、総合施設でそれぞればらばらに根拠法や指針等があることで現場が混乱する等の意見を述べました。WTでの検討の論点および当日の議事概要は下記のとおりです。

【こども指針WT 資料1-1 P1】



議事内容(進行:無藤座長)(記録は事務局)

<<敬称略>>

【資料説明（事務局）】

・子ども・子育てに関する指針は、①子ども・子育てに関する理念、②幼稚園・保育所、総合施設、多様な保育事業等において具体的に事業をすすめるにあたり、設置者や事業者、現場における幼稚園教諭・保育士などが具体的に指導・援助をする際の基準の2つで構成するとしてきた。

①理念は、新システムにおける事業者、各施設のみならず、地域、家庭を含む全ての子ども・子育て関係者、家庭を対象とするものである。このことから子ども・子育てに関する理念については国が新システムについての「基本指針」を策定し、その「基本指針」（仮称）の中に位置づけてはどうか。

②各施設等における指導・援助の基準は、こども園（仮称）等の指定基準及び各施設法に基づく指導・援助の基準として法的拘束力を持つものとして位置づける。

・子ども・子育て新システムに関する「基本指針」（仮称）(①)をふまえて、こども園（仮称）等の指定基準（②）を策定する。

無藤座長：（資料補足）資料 1-1 P1,2 は、これまでの議論したことのイメージに大枠は沿っている。資料 1-1 の P1（子ども・子育てに関する指針について）は、こども園（仮称）等のなかに幼稚園、保育所、総合施設（仮称）、客観的な基準を満たしたその他の施設（無認可保育所等）、多様な保育事業が入っており、総合施設法（仮称）を根拠法とする総合施設（仮称）がその中心となっているという図である。これは、基本制度 WT と幼保一体化 WT の議論において出された方向性に基づいたものである。

資料 1-1 P2（総合施設保育要領（仮称）上の取扱い（イメージ図））については、用語の使い方や、図の描き方について今までいただいた意見をできる限り反映させている。今回、大枠が決まれば基本制度 WT に報告していく予定である。

【意見交換】

藤森委員（全国私立保育園連盟）：法律用語のすりあわせについては、誤解のないように、もう少し議論をする時間があると良かったように思う。また、子ども・子育てに関する理念が、「新システムに関する「基本指針」（仮称）」という言葉でくくられることに違和感を感じる。資料 1-1 P1 の図では、指定基準の中に保育所保育指針が入っている。私たちは保育所保育指針も幼稚園教育要領も「子どもに関する理念・子育てに関する理念」が書かれており、基本指針（仮称）の理念に含まれるものと考えていた。（保育所としての）指定を受けるために、保育所保育指針のなかに子ども・子育てに関する理念が書かれているのではないと思う。

無藤座長：「基本指針」はあくまで仮称で、最終的に世の中にわかりやすい形に変わる。幼稚園教育要領、保育所保育指針がまったく今までのままなのかということも今後の議論。幼稚園、保育所、総合施設（仮称）のそれぞれのベースとなるところは共通なので基本指針（仮称）に入れるべきだと思う。「こども園（仮称）等の指定基準」については、施設として認めていく際に基準を満たしているかの基準である。ここの使い分けをどういう形でやるのかについては法的な整理が必要と考えている。

松田委員（NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会）：子ども・子育てに関する指針は、それぞれの自治体で計画、策定、実施をされるサービスや施策において、質と量の面からみて指標となると考えている。また、施設の質だけでなく、計画がきちんと行われているかという評価の指標となるものだとも思われるので、その視点も指針の中にも入れてほしい。幼稚園、保育所が新しい施設になるための指針ではなく、（家族、地域等の）当事者に寄り添うものであってほしい。

渡辺委員（全国認定こども園連絡協議会）：基本指針の下に指定基準があるが、子ども・子育て新システムの基本指針をきちんと作ってから議論されるべきであった。企業が参入することもいいが、子どもが過ごす環境（いわば、子どもが自分らしさを発揮しながら、社会・世界に広がっていく環境）を整えるためにどのような仕組みが必要か議論されるべき。今、子どもたちのおかれている現状を踏まえた上でどのように保育を考えていくか議論されながら、定まっていくべきだと思う。

無藤座長：議論の順序としては、基本指針（仮称）を作ってから統合施設保育要領（仮称）を作ることになると思う。また、指定基準は、客観的な基準を満たしたその他の施設は基本的には統合施設保育要領（仮称）を適用するようにする予定。多様な保育事業については、どの指定基準に準じるか検討する必要がある。

御園委員（全保協）：全ての子どもに質の高い保育を保障するために、幼稚園教育要領、保育所保育指針を統合して、こども指針（仮称）を策定し、こども指針（仮称）に基づいて全ての子どもに保育を提供することを目的として今まで議論してきたが、資料 1-1 の P1 のように幼稚園、保育所、総合施設でそれぞればらばらに根拠法や指針等があると現場は混乱する。また、多様な保育事業については他のものと点線で区切られているが、先ほどの説明では新システムの中に類型化し、規範性を持たせるということではなかったか。また、最終的には総合施設（仮称）に一本化していくということであれば、5つを横並べにするのではなく、総合施設（仮称）は他の4つよりも上に書いてある図にするべきではないか。そして、こども園（仮称）等の指定基準は法的拘束力を持つとのことだったが、基本指針（仮称）の法律上の位置づけはどうなるのか。

無藤座長：図の描き方については同感である。基本制度WTに報告するまでに修正をしたいと思う。

事務局：法制度上、総合施設に一本化するのではなく市町村の計画に基づいて地域ごとに実施してほしいと思っている。また、国が策定する基本指針（仮称）は子ども・子育てに関する理念が大前提だが、これは、各自治体で新システムに基づく計画の策定、実施等をするときの指針となるものなので、新システム全体の指針としての位置付けである。

島田委員（日本保育協会）：始めはすべての子どもに対して良質のもの（保育）を提供するためにこども指針（仮称）作るはずだったが、資料 1-1 の P1 の図では幼稚園教育要領も保育所保育指針も残っているのは疑問である。総合施設保育要領（仮称）があつて、それに基づき幼稚園、保育所を運営するなら分かるが、それぞれに幼稚園教育要領、保育所保育指針が残っていると、総合施設保育要領は何のためにあるのか分からない。また「学校教育」という言葉が社会に出ていったときにいわゆる「詰め込み教育」に世の中が走ってしまわないか危惧している。

無藤座長：言葉については、事前に丁寧な説明をしていく必要がある。また、総合施設（仮称）への移行を促進するために補助金等のあり方についても明確にすべきと考えている。総合施設保育要領（仮称）は保育所保育指針と幼稚園教育要領の共通部分を中心として補足して策定していく予定。

田中委員（全日本私立幼稚園）：幼稚園としては、小学校の義務教育以前から教育は可能であると示してきたので、嬉しく思っている。ただ、義務教育ではないので「早期から施設に入らなければならない」と保護者に誤解されないようにしていかなければいけない。

王寺代理（NPO 法人全国認定こども園協会）：保育事業のあり方が多様化する一方で、地域ごとに（保育の質の）格差が生まれることが懸念される。保育の質の担保は、今回策定される基本指針

(仮称)と施設整備や人的配置基準(こども園(仮称)等の指定基準)になると思う。その点から考えて、施設が一本化されない法整備のなかでその指針、基準が何本もあるのは避けてもらいたい。指針、基準は一本であってほしい。

無藤座長：保育の質の保障については、幼稚園教育要領にも保育所保育指針にも明記されているので総合施設保育要領(仮称)のなかでも守っていくべきものである。また、総合施設(仮称)の質の保障については行政に確実にやっていただく。

荒木委員(全国国公立幼稚園長会)：新システムの基本指針として理念が示されることは素晴らしい。これが各地域においていくことで質が保障されるのではないか。こども園(仮称)等の指定基準が幼稚園、保育所、総合施設(仮称)それぞれにあるのは分かりやすいと思う。

岡上委員(全国幼児教育研究協会)：こども園(仮称)等の指定基準として幼稚園教育要領、保育所保育指針があるのは疑問。名称の工夫が必要だと思う。総合施設については幼稚園、保育所の共通部分をまとめるだけでなく「良質の保育」という視点からまとめてもらいたい。また、私たちがふだん行っているPDCAサイクルを整えるためには、教員、保育士の資質向上が不可欠である。そのためには、研修の確保についても指針に盛り込んでもらいたい。

無藤座長：質の保障という点から、研修の保障は大切な視点である。単に面積基準、人員配置について述べるだけでなく、質まで監督できるように指針に書くべき。

竹下委員(保育園を考える親の会)：保護者としては、機会の平等と正しい情報公開のもと、入りたいところに入れるのかを気にしている。

無藤座長：量的拡充についてはしっかり行う方針である。また、多様化に伴い、混乱が生じることのないよう情報公開をしていくとともに、施設を移る際、子どもの発達の連続性が保障される仕組みである必要がある。

秋田委員(東京大学大学院)：(幼稚園、保育所、総合施設など)いろいろな形が残ったとしても、最終的には総合施設(仮称)が一つの理念型であり中心であると分かる図にしてほしい。また、それぞれの現行法に準じながらも、(理念などの)共通する部分というものを図に表してほしい。基本指針(理念)の理念の具現化された共通性がこども園(仮称)等の指定基準として設定されると分かりやすいと思う。また、「保育は専門家の仕事である」ということを子育てに関する理念のなかで書き込み、個別の指定基準と基本指針(仮称)のなかで、その基本理念が見えるようにしてもらいたい。そして、新システムのなかで集団で行われる行為は「保育」であるということ「総合施設保育要領(仮称)」でも入れていただきたい。

藤森委員：総合施設(仮称)になる過程で幼稚園、保育所が段階的に残るのは分かるが、幼稚園教育要領と保育所保育指針がそのまま残るのは疑問。

渡辺委員：総合施設(仮称)と認定こども園は何が違うのか？

無藤座長：今の認定こども園と異なる点は、総合施設法(仮称)で法律が一つになるので会計が一本されることである。実態としては、幼稚園、保育所を一体化した保育の展開として変わらないが、運営面が今までより明確になる。

松田委員：子育て支援や施設の連携については、施設の機能という点から指定基準の方に書かれているが、理念として書いていただきたい。

島田委員：保育の質を考える際、財源の話は避けては通れない。山口県では自動車業界の営業日の関係で7～9月は土日も運営することになっているが、最低基準のなかで配置を考えるのは相当厳しい現状である。配置基準についてはぜひ盛り込んでほしい。

無藤座長：配置基準等については、幼稚園、保育所のより高いほうを適用する予定。配置基準については何らかの改善が必要だと認識している。

御園委員：総合施設は、人が育ち、育てる場として人類普遍の価値である子育てを共有、継承して広げていくことを通じて社会に貢献できるような施設にならないといけないと思う。また、保育所では様々な所から実習や体験学習等を受け入れている。このようなことから、是非新しい指針では「次世代育成」について示してほしいと思う。

無藤座長：次世代育成についてはいままでどこのWTでも議論されてこなかったが、是非今後議論していきたい。実習を受け入れて指導する際の時間、人員の補助については今後制度化していくべきだと思っている。

秋田委員：次世代の養成の面、どんな子どもに育ててほしいのかという理念、学童クラブや放課後についても考えていく必要がある。そのなかで「全ての子ども、子育て関係者」というのが、乳幼児期の子ども子育て家庭と、保育関係者と捉えられがちだが、この総合施設保育要領（仮称）も小学校以上の教員につながっていくものであってほしい。教育委員会は重要な役割を担っていくので、基本指針の対象者として含めてほしい。

無藤座長：学童保育については、その保育のあり方や小学校との連携について議論を重ねることが必要だと感じている。

田中委員：子育ての支援についてはかなり明確に打ち出されたが、幼児教育はどうあるべきで、システムがどのように構築されていくのかという点を加えてほしい。

和田政務官：政権交代以降、このようなWTが多く重ねられているが、これは画期的なことである。社会保障をすすめるためには財源が必要だが、子ども・子育て分野に優先的に配分するためには、皆さんの意見がまとまっていて統一して世の中にアピールされていくことが重要と考える。

無藤座長：本WTで基本指針（仮称）のあり方が鮮明になったと思う。表現の仕方やまとめ方において修正が必要な部分もあるが、大筋として納得してもらえたと理解している。本WTは本日で中締めとさせていただくが、終了ではない。まずは、これまでの議論を私が16日に行われる基本制度WTに報告させていただくが、報告内容については、座長に一任していただく。

「子ども・子育て新システム検討会議」における上記3つのワーキングチームの資料は、下記のURLをご参照ください。（または、内閣府>少子化対策ホームページ 新着情報からご覧ください）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#kihon>

また、ワーキングチームの当日の会合の様様も上記のURLから動画で見ることができます。

◆夏期の電力需給に対応した休日保育特別事業等の

実施にかかる経費は安心こども基金を活用◆

～全保協では実施にともなう課題を調査～

厚生労働省は、6月17日付けで夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法について、都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課あてに事務連絡を発出しました。このことは、全保協ニュースNo.11-07においてもご案内してきたところですが、今後あらためて休日保育、延長保育、家庭的保育各事業の実施方法について（案）が示されました。また、事業を実施する上で新たに必要となる経費については、安心こども基金を活用することが示され、これら財政支援の内容を含む正式な通知は改めて送付されることとなります。（詳細は、別添資料をご参照ください。）

全保協では、国民・地域のニーズに応える取り組みを進めることを前提に、良質かつ安全・安心な保育を提供するために、各県保育組織の協力により本事業の実施にあたっての課題を把握しているところです。今後、出された課題をとりまとめ、本事業を円滑に対応していくために国への要望書を提出する予定としています。

◆丸紅基金の東日本大震災復興助成金が確定◆

～平成23・24年度で5億円の上乗せ、締切は7月末～

丸紅基金は、この度の東日本大震災によって、設備・機器・車両・家屋等が損傷し、活動に支障をきたしている、社会福祉法人、NPO法人等の団体に対し、「東日本大震災復興助成」として、平成23年度および平成24年度合計で5億円の助成を行うことを決定いたしました。平成23年度の助成申し込みは次のとおりです。

1. 助成金額

平成23年度・平成24年度合計で5億円

助成申込金額は、1件あたり500万円を上限とします。

2. 助成の対象案件

震災復興助成は、わが国における社会福祉事業（福祉施設の運営、福祉活動など）を行う民間の団体が実施する案件で、次の条件を具備するものを対象とします。

(1) 申込者（実施主体）は、原則として非営利の法人であること

（ただし、法人でない場合でも3年以上の継続的な活動実績があり、組織的な活動を行っている団体は対象とする）

(2) 今回の東日本大震災により、設備・機器・車両・家屋等が損傷し、活動に支障をきたしていること

(3) 一般的な経費不足の補填でないこと

3. 選考基準

選考にあたっては、震災による被害が甚大で緊急性が高いものを優先とします。

4. 申込方法

申込は、当基金所定の申込用紙に必要事項を記入の上、原則として下記添付書類と共に事務局宛に送付願います。

なお、既に申込を締め切っている丸紅基金・第37回社会福祉助成に申し込んだ案件と同じ案件での申込み、別の案件での申込み、ともに可とします。

(詳細は、下記のURL、または社会福祉法人丸紅基金お知らせ記事一覧をご参照ください。)

<http://www.marubeni.or.jp/news/tabid/56/Default.aspx?ItemId=48>

事 務 連 絡
平成23年6月17日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管課 御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法について

夏期の電力需給対策に対応した休日保育等の実施については、「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施について」（平成23年5月18日雇児保発0518第1号）及び「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育事業、休日保育事業及び家庭的保育事業の実施にあたっての具体的方策について」（平成23年5月18日付事務連絡）により、利用者ニーズの把握と実施体制の確保についてお願いしているところです。

今般、事業の実施方法について、別紙（案）を作成しましたのでお知らせします。

市町村におかれましては、別紙（案）に基づき、事業を実施していただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へ周知の上、円滑に事業が実施できるよう御配慮ください。

また、事業を実施するに当たり、新たに必要となる経費にかかる財政支援については、安心こども基金を活用して行います。

なお、財政支援の内容を含む正式な通知は追って送付します。

（連絡先）

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

保育課地域保育係 島田・平井

電 話 03-5253-1111（内線7928）

F A X 03-3595-2674

電力需給対策に対応した休日保育特別事業等の実施方法 Q & A

6月17日時点

番号	事業	区分	質問	回答
1	事業全体	財政支援	電力需給対策に対応した休日保育等を実施した場合は、保育対策等促進事業で申請してよいのか。	安心こども基金において実施する。
2	事業全体	財政支援	基準額や補助率は示されないのか。	調整中であり、決まり次第連絡する。
3	事業全体	対象児童	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により保育が必要な児童と、そうでない児童をどのように把握するのか。	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により保育が必要な児童であることの証明については、市町村の判断による適切な方法で把握いただきたい。例えば、就業証明書等の確認等。
4	休日保育特別事業	対象児童	認可外保育施設などを利用している児童は対象に含まれてよいのか。	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により休日において保育が必要な児童であれば、休日保育特別事業の対象として構わない。
5	休日保育特別事業	実施要件	既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により保育が必要な児童を保育した場合には、保育対策等促進事業における利用児童数に計上してよいのか。	既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う就業時間等の変更により保育が必要な児童となる児童を保育した場合は、保育対策等促進事業における休日保育事業における利用児童数として計上せず、電力需給対策による休日保育特別事業として実施いただきたい。
6	休日保育特別事業	保護者負担	休日保育特別事業に係る保護者負担は徴収しなくてよいのか。	電力需給対策に伴う就業時間等の変更により保育が必要な児童が、保育日を振り替えて休日保育を利用する場合には保護者負担を徴収しないこと。 (例) 電力需給対策による保護者の就業日の変更に伴い、保育所の利用日が水曜日から日曜日に変更した場合は、1週間の総保育時間に変更がないため、保護者負担は徴収しないこととする。
7	延長保育促進特別事業	対象事業	公立保育所において、既に11時間の開所時間を超えた延長保育を実施している保育所が、延長時間を拡大せずに電力需給対策に伴う企業就業時間により保育が必要な児童を預かる場合は事業の対象となるのか。	公立保育所において既に延長保育を実施している場合は、延長保育推進特別事業及び延長保育特別事業の時間延長に伴う加算は対象とならないが、延長保育特別事業の利用児童数に伴う加算は対象としてよい。
8	延長保育促進特別事業	実施要件	延長時間については上限の時間制限があるか。	延長時間については上限の時間は設けていない。 利用者ニーズに基づき、適宜延長時間を設定していただきたい。
9	延長保育促進特別事業	保護者負担	延長保育特別事業に係る保護者負担は徴収しなくてよいのか。	電力需給対策に伴う就業時間の変更により保育が必要な児童が、通常の保育時間を振り替えて延長保育を利用する場合には保護者負担を徴収しないこと。
10	家庭的保育特別事業	対象事業	既に、家庭的保育の延長に対し、地方単独事業として補助を行っている。この場合、家庭的保育特別事業として保育時間の延長を実施すると国庫補助の対象となるのか。	電力需給対策に伴う時間延長・日数増加は事業の対象となる。

(別紙) 休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法について(案)

I 休日保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、日曜日、国民の祝日等(以下、「休日等」という。)においても保育が必要な児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は市町村が適切と認めた者とする。

4 対象児童

本事業の対象となる児童は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)(以下「法」という。)第24条の規定に基づく保育の実施の対象となる就学前児童であって、電力需給対策に伴い企業等が就業時間等を変更することにより、電力需給対策期間中の休日等においても保育が必要な児童とする。

5 対象事業

- (1) 電力需給対策実施期間において、新たに休日保育を実施する事業
- (2) 既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

6 実施要件

- (1) 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)(以下「最低基準」という。)第33条第2項の規定に基づき、対象児童の年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士又は児童福祉法第6条の

2 第7項に規定する家庭的保育者（以下「保育士等」という。）を配置すること。

ただし、配置する保育士等の少なくとも半数以上は保育士とし、その数は全体で2名を下回らないこと。

既に休日保育を実施している保育所等において、電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要な児童を預かる場合は、電力需給対策実施期間に限り、上記の実施要件により実施することができる。

- (2) 対象児童に対して、適宜、間食又は給食等を提供すること。
- (3) 本事業の実施場所は、保育所又は継続的な使用が確保される最低基準第32条に定める設備の基準を満たす施設とすること。
(また、特定の児童を対象とする事業所内保育施設等は除く。)

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

II 延長保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、保育所の開所時間を越えた時間帯に保育が必要となる児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は、市町村(特別区を含む。以下同じ。)又は保育所を経営する者とする。(公立保育所も対象とする。)

4 対象児童

本事業の対象となる児童は原則として保育所等の利用児童であって、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更することにより保育が必要となる児童とする。

5 対象事業

(1) 延長保育推進特別事業

- ① 電力需給対策実施期間において、新たに延長保育を実施する保育所が、(2)①アの事業を実施する場合に、保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

(2) 延長保育特別事業

① 時間延長に伴う加算

ア 電力需給対策実施期間において、保育所の11時間の開所時間の前後において、更に30分以上の延長保育を実施する事業。

イ 既に延長保育を実施している保育所が、電力需給対策実施期間において延長保育時間を更に30分以上延長する事業。

② 利用児童数に伴う加算

電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更により保育が必要となる児童を保育する事業。

6 実施要件

(1) 延長保育推進特別事業

- ① 11時間の開所時間内に児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配すること。

(2) 延長保育特別事業

- ① 延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下ることはできない。
- ② 延長時間区分については、利用ニーズに応じて1日ごとに定めて構わない。
- ③ 同一保育所又は駅前等利便性の高い場所に設置した施設において開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は、前後の延長保育時間及び対象児童数を合算することはせず、前及び後ろそれぞれ延長時間を定めること。
- ④ 事業の実施に当たっては、保育所の他、公共的施設の空き部屋など適切に事業が実施できる場所を確保すること。
- ⑤ 対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供すること。

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

Ⅲ 家庭的保育特別事業

1 事業の目的

電力需給対策に伴う就業時間等の変更により、家庭的保育者による保育時間の延長等が必要となる児童を保育することを目的とする。

2 実施期間

電力需給対策実施期間

(平成23年7月～9月。ただし、電力需給対策による就業時間等の見直しにより期間外に影響が及ぶ場合を含む。)

3 実施主体

実施主体は市町村とする。

4 対象児童

対象児童は、原則として、現に保育対策促進事業における家庭的保育事業を利用している児童のうち、電力需給対策に伴い企業が就業時間等を変更したことにより保育時間または保育日の変更が必要となる児童とする。

5 対象事業

- (1) 電力需給対策に伴い企業が就業時間を変更することにより、家庭的保育者の保育時間を延長する事業。
- (2) 電力需給対策に伴い企業が就業日を変更することにより、家庭的保育の実施日を増加する事業。

6 実施要件

- (1) 電力需給対策により、家庭的保育者の保育時間が電力需給対策前の保育時間より延長された場合に、加算の対象となる。

(例) [電力需給対策前]

児童A 8～18時、児童B 8～18→保育時間8～18

[電力需給対策後]

児童A 8～18時、児童B 11～21→保育時間8～21(加算対象:3時間)

- (2) 電力需給対策により、家庭的保育者の保育日数が電力需給対策前の保育日数より増加した場合に、加算の対象となる。

(例) [電力需給対策前]

児童A=月～金、児童B=月～金→保育日数=5日

〔電力需給対策後〕

児童A=月～金、児童B=火～土→保育日数=6日(加算対象:1日)

(3) 保育の開始(終了)時間または実施日が変更になった場合でも、家庭的保育者の保育時間や保育日数が変わらない場合は、加算の対象としない。

7 利用料

本事業を実施するに当たっては、保護者負担を徴収しないこと。

No. 11-10

2011. 7. 7

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

◆子ども・子育て新システムの間とりまとめがなされる◆

～基本制度WT第14回会合が開催される～

昨日7月6日(水)に、子ども・子育て新システム基本制度ワーキングチーム(以下、「WT」)が開催され、子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ(案)について、協議が行われました。

WT冒頭に末松副大臣より、「6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部にて『社会保障・税一体改革成案』が、2010年代半ばに消費税10%の方針をもって決定された。子ども・子育て分野の所要額として0.7兆円が計上され、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の財政措置が今後検討されることとなった。本WTでの中間とりまとめを行い、早期の法案提出をはかっていきたい」との、あいさつがありました。その後、中間とりまとめ(案)について意見交換が行われました。

本会から委員として参画している菊池副会長は、今回の中間とりまとめは、議論の到達点であり今後も不動のものであること、新システムのスタートと財源確保とは同時で行われるべきこと、幼保一体化については完全な一体化に向けてのプロセスであること、質の改善には保育士の処遇改善が前提であり今後も拡充をはかること等について発言しました。

各委員からは、多様な事業主体の参入や、費用負担のあり方、財源確保と新システムの施行時期等について意見がだされ、中間とりまとめに、「平成23年度法案提出、25年度施行めざす」旨を記載することで合意を得、字句の微調整や、「中間とりまとめ」の取り扱いをめぐっての今後の政府各方面との調整は末松副大臣預かりとされたうえで、これをもって「中間とりまとめ」とすることで合意されました。

なお、今後の予定としては副大臣は「中間とりまとめ」において、今後の検討課題とされている事項について「秋にはWTを再開し、この場の皆さんに引き続き議論をお願いしたい」と述べ

ました。

全保協では、7月5日（火）に正副会長会議及び常任協議員会を開催し、子ども・子育て新システムの間とりまとめに関して、全保協としての方向性を協議し、従来から主張してきた7項目を基本に、次の5点について確認し、今回の基本制度WTに、全保協の意見として提出しました。本会は今後、本会の主張してきた7項目を中心に「間とりまとめ」において実現した事項、今後の検討課題とされた事項について精査し、本会として今後の対応方針を固めるべく協議をすすめていくこととしています。

**子ども・子育てに関する新システムに関する間とりまとめへの
全国保育協議会の意見**

1. 新システムの法案提出ならびに制度施行は、財源確保とあわせて行われるべき
2. 今後の検討にあたっては、幼保一体化の最終的な姿である「幼稚園・保育所・認定こども園の垣根を取り払った」完全なる一体化を念頭において行うべき
3. 今後、詳細な検討がなされる質の改善（機能強化）については、子どもの健やかな育ちを保障するためにも、項目の拡充と財源の上積みを目指したものであるべき
4. 経済的な理由によって利用が妨げられることのないよう、利用の制限につながる上乗せ徴収は認めないようにすべき
5. 再開される検討の場には、基本制度ワーキングチームを構成した関係団体や地方公共団体が引き続き参画できるようにすべき

議事内容（進行：末松副大臣）（事務局作成）

《敬称略》

(1)出欠状況・資料の確認

(2) 末松副大臣あいさつ

6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部にて「社会保障・税一体改革成案」が、2010年代半ばに消費税10%の方針をもって決定され、子ども・子育ては優先分野に位置づけられた。子ども・子育て分野の所要額として0.7兆円が計上され、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の財政措置が今後検討されることとなった。

本WTでの検討結果を間とりまとめとし、早期の法案提出をはかってまいりたい。

(3)意見交換の概要

●多様な事業主体の参入について

委員意見

山口委員（日本こども育成協議会）

(1)子ども・子育て新システムの基本制度案要綱にも明示され、前々回の本WTにおいても末松副大臣より「コンセンサス」である旨の発言があったにもかかわらず、間とりまとめの本文では「一定の要件を満たした法人（株式会社・NPO等）」が地域の実情に応じた例外との記載になっている。これでは、参入障壁が温存されてしまう。

(2)あいまいな表現が残って恣意的な取扱いが残らないように図ってほしい。

濱谷文科省課長／村木政策統括官

(1)の点について、指定制の中で、完全なイコールフットイングを図ることは大前提である。言い換えれば、学校教育法に位置づけられる総合施設(仮称)は学校であって、現行の法体系では高い公共性の観点から、公立もしくは学校法人までしか設置認可されないが、今般の総合施設(仮称)への多様な参入は大前提であり、大変換である。その中で、公共性の高い学校運営という点で、公立や学校法人等と同様に並列とするのか、財産寄付等を課している条件もふまえて並列とするのか両論があるため、今後の検討課題とするところである。なお、教育・保育が継続的・安定的に提供されるのが大事な点である。

小宮山副大臣

(1)の点について、総合施設(仮称)に関しては、一定の要件を満たした株式会社の参入は OK である。全ての条件を公立・学校法人とイコールとするのか、例外として扱うのかは今後詰めていく。

末松副大臣

(1)の点に関する今後の検討では、学校に民間が入ることを含めて、財産寄付等もふまえた上でイコールフットイングとなるように検討を急ぐ。2 ヶ月程度後の検討再開までに整理をしたい。

事務局

(1)の点について、21 ページのとりまとめ本文の記載の最後に、下記斜字を追記する。

※ 一定の要件を満たした法人を国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人と同じ扱いとするか、学校教育体系の原則に基づき、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とし、一定の要件を満たした法人は地域の実情に応じた例外とするか、については、今後検討する。なお、認可については、その透明性の確保についても今後検討する。

倉田委員(全国市長会)

(2)の点の指摘については、4 年に 1 度首長選挙もあり、恣意的な取扱いはいらないと考える。また、市町村の裁量をこの部分で縛るといえるのはいかがなものか。

尾崎委員(全国知事会)

地域の実情イコール恣意性と捉えるのはおかしい。ただし、透明性の確保については賛成である。

●財源確保と新システムの施行について

倉田委員(全国市長会)

新システムの施行には財源の裏付けが必要であるが、税と社会保障の一体改革が閣議決定もされていない状況にある。今後、総合施設(仮称)に関する法案の提出と、子ども家庭省(仮称)の創設はどのように進むのか。中間とりまとめでは「今後の検討」とされた課題が多いが、その検討はどの場で行うのか。また、「中間とりまとめ」は少子化社会対策会議の決定事項までとはならないか。

中島委員(日本労働組合総連合会)

公立保育所運営費の一般財源化の結果もふまえた上で「既存の財政措置との検討」を進めてほしい。応諾義務に関し、利用者保護の仕組みを本WTの責任として入れ込む必要がある。

市町村関与の仕組みにおいて、「あっせん」と「調整」では弱く、「措置」では利用者の任意

性が排除される。その中間にある「要請」を入れ込めないか。

公定価格への上乗せ徴収は、低所得者への減免を講じても利用排除へとつながる危惧がある。今後の具体的検討においてさらに知恵を出すべき。

菊池委員(全国保育協議会)

今回の「中間とりまとめ」は、議論の到達点であり、今後不動のものであることと理解している。新システムの早期スタートは関係者の総意であるが、財源確保と同時で行われるべき。

幼保一体化については、今般の整理はとりあえずのスタートであり、完全な一体化に向けてのプロセスであるということを確認したい。

今般の検討に際しては、全国保育協議会では質の改善に期待をしてきた。現行の制度的矛盾解消も含め、保育士の処遇改善なくして質の改善は実現できない。示されている1兆円超で理想的な実現が叶うとは思えないので、今後も段階的に拡充を図っていただきたい。

上乗せ徴収については、一定の配慮のもと低所得者からの徴収免除等の要件を課せられたことにより、そのもの自体を否定するものではないが、実態としてなお経済的理由により利用制限につながるようであれば上乗せ徴収は認められない。一部の子どもが排除されることのないように制度設計をいただきたい。

宮島委員(日本テレビ放送網)

新システムの施行時期は早急にしていきたい。23年度中に税制の議論が詰められて、何らかの結論が得られるところであり、23年度中に法案を提出し25年度に施行をめざすとの旨を中間とりまとめに書き込むべき。税制の議論に何らかの遅れがあれば、その時点で対応を考えればいいのではないか。できるところから新システムをはじめるとするのは総意ではないのか。

幼保一体化は今がプロセスであり、今後一本化をめざして引き続き検討を行うという具体的な記載が必要。子ども家庭省(仮称)への一本化についても、詳細に書き込むべき。

駒村委員(慶應義塾大学教授)

中間とりまとめの本文に、子ども・子育て会議(仮称)の中身を、これまでの議論にあった例示も含めて書き込むべき。

坂崎委員(日本保育協会)

できることからやるというのは総意ではない。財源の確保なく仕組みだけ変えて現場が混乱するという事態を招くことは許されない。

公の役割がまとめられた点は評価する。ただ、総合施設の中身に関する議論はしたが、社会保障の公の部分と学校教育法の公の部分を整理し、中教審との関係も含めて今後きちんとした整理が必要。

こども指針(仮称)の将来的なまとめに向けた検討に際しては、保育の中身をふまえて、あり方を議論していただきたい。

奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)

いろいろな点でズレはあれが、プロセスの中で進めて行き、モデル的な取り組みも含めてとりあえず乗り越えていくしかないのではないか。その上で審議を尽くしてまとめ上げ、制度的な齟齬なく一体化へ向かうべきである。

北條委員(全日本私立幼稚園連合会)

幼稚園としては、多様性の保障を強く申しあげたい。一本化には反対である。また、年度で

法案提出と施行を区切るのにはわかに賛成できない。子育てに関する理念の明確化と併せて、新システムの検討の中で、さまざまな点で（こども指針(仮称)、子ども・子育て新システム 等）使われている「こども」の概念整理をお願いしたい。

末松副大臣

震災もあった中で、財源たる消費税について2010年代半ばに10%としたことについて理解をいただきたい。財源が確保されて新システムを進めるという原則に立っている。財源と新システムは密接不可分であり、法案は、財源の確保が前提となるものである。

一方、法案提出を早急にという与党内の意見もあり、政治的状況もふまえて対応したい。ただ、2013年時点で財源の確保が無くても「子ども・子育て会議(仮称)」はスタートできるのではないかと。できるところから進めるという意味は、年度で区切ったときの税制改革とのずれをふまえてのことである。

今後、国と地方の協議や、民間関係者との協議に時間もかかり、子ども手当の検討も併せてにらみながらの法案提出となる。検討の場としては、ここでできることはこの場で行う。なお、中間とりまとめは少子化社会対策会議の決定までには至らない。その取り扱いについては各方面と調整を行う。

施行時期に関する中間とりまとめへの記載は、「23年度法案提出、25年度施行をめざす」旨の記載を入れることとする。

小宮山副大臣

財源なくして、実施を市町村へ押し付けることの不安は理解できる。なるべく早く法案提出を図り、2013年にできるところはスタートしたい。今まで以上に財源確保をしながら、本格的な新システムのスタートまでに、予算確保も含めていい形でできるようにしていく。

子ども家庭省(仮称)への創設に向けた旗は降ろさない。今後まずは、文科省の幼稚園担当と厚労省の保育担当と内閣府の幼保連携室を一体化していくことを考えている。

大日向幼保一体化WT座長

幼保一体化については、あくまでも今までの議論の到達点のものであり、プロセスである。基本制度案要綱に示されている施設区分の一本化の実現は意見のあった委員の皆様と同じ思いである。今回のとりまとめ本文の2ページの最後にそれに関わる記載を入れ込んだところである。

事務局

中間とりまとめの本文は、一般財源化の影響も含めて既存の財政措置との検討をすすめていくということで読み取っていただいてもかまわない。子ども・子育て会議(仮称)については、検討の際に示した（当日資料1-3の54ページ）内容を中間とりまとめの本文に入れ込む。

【資料1-3の54ページ】

子ども・子育て会議(仮称)= 関係当事者が主体的に子ども・子育て支援施策にかかわる、新たな行政運営の仕組み

○ 有識者、地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、関係団体、NPO等の子育て支援当事者等が、子育て支援施策のプロセス等に参画・関与できる仕組みとして、国に子ども・子育て会議(仮称)を設置

<考えられる機能>

・国の基本指針(仮称)(地方自治体の計画策定の指針等)その他の重要方針の審議

- ・新システムの対象となる施策のあり方についての審議
- ・各年度の事業方針の審議、費用の使途実績、事業の効果等の点検・評価など
- 地方にも、関係当事者が新システムの運営に参画する仕組み(例:地方版子ども・子育て会議)を設けることと具体的な方策について今後検討

●全国一律の基準と地方の裁量について

尾崎委員(全国知事会)

ナショナルミニマムは確保すべきである点には大賛成であるが、ナショナルミニマムの確保と全国一律基準での実施とは意味合いが異なる。

中島委員(日本労働組合総連合会)

地方分権と社会保障は対立概念ではない。財源が厳しい自治体へお金をまわしていくのが基本ではないか。

●費用負担について

松本委員(日本商工会議所)

事業主負担については合意していない。この中間とりまとめには賛同できない。

藤原委員:代理(日本経済団体連合会)

費用は公費対応が基本である。企業は、震災もあって日本の中での事業活動を継続するか検討している状況。その点や、消費税の議論のぐらつきや復興財源の確保、基礎年金の2分の1負担などもふまえて今後の議論に参加していく。

駒村委員(慶應義塾大学教授)

新システムは労働施策の一環でもある。企業は直接・間接の受益がある。利害関係者として費用負担をしたうえで堂々と新システムの施行に関わって欲しい。

事務局

資料 1-1 の 4 つめの○ならびに資料 1-2 の 29 ページにあるように、事業者負担は今後の検討である。

●新システムに係る財政制度について

尾崎委員(全国知事会)

市町村を通じて財政・資金支援が行われるというのは理解できる。ただ、今の時点で交付金の中身について議論がされていないのに「中間とりまとめ」にここまでの記載がなされていないものか。

22 年 6 月 29 日閣議決定の「地域主権戦略大綱」では、一括交付金にミシン目をいれず、義務的経費も含めないとの内容であったが、子ども・子育て包括交付金はミシン目が入る状態となる。大綱との整合性という論点が残っている点は確認をしておきたい。

事務局:村木政策統括官

このWTでは、子ども・子育てに関する議論をきちんと行う。

●今後の検討について

尾崎委員(全国知事会)

今後の日程表を、関連する検討事項も含めて記載の上で示して欲しい。

末松副大臣

昨年10月以来、3つのWTで合計29回の総合的な検討をいただいた。いろいろな状況もあったが、前向きな発言などを経て中間とりまとめに至ったことは歴史的な流れを作ったことと認識している。しっかりと実用・実現してまいりたい。

なお、秋に本WTは再開する。引き続き、この場にいる皆様には議論をお願いしたい。

本WTの資料は、下記のURLをご参照ください。(または、内閣府>少子化対策ホームページ 新着情報からご覧ください) また、ワーキングチームの当日の会合の様態も上記のURLから動画で見ることができます。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html#kihon>

◆夏期の電力需給に対応した延長・休日保育等が実施◆

～全保協では、国に対し要望書を提出～

夏期の電力需給対策として企業の就業時間等の変更に対応した延長・休日保育事業等が7月より実施されています。

全保協では、保育所が、延長・休日保育事業等の実施にあたっての課題等について、アンケートを実施しました。市町村より休日保育等の実施の要請を受けた当該都道府県・指定都市保育組織からは、週7日の勤務体制に加え、早朝、夜間等に対応するための職員確保、給食実施による調理員の確保等の課題が出されました。

これらの意見を受け止め、今夏の節電対策の一環として行われる延長保育や休日保育等の保育ニーズに、通常の保育と同様の実施体制が円滑に確保できるよう、去る6月28日に全保協および全国保育士会では、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長あてに、「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した延長保育・休日保育事業の実施に関する要望書」を提出しました。

今里保育課長からは、6月17日付け事務連絡「夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した休日保育特別事業、延長保育特別事業及び家庭的保育特別事業の実施方法について」に示した電力需給対策実施期間における休日保育特別事業等の内容により対応を図られたいことの説明があったとともに、厚生労働省として7月以降、本件にかかる保育現場の休日利用等



今里保育課長(写真左から2人目)に要望内容について説明する小川全保協会長(写真左から3人目)と上村全国保育士会会長(右端)

の実態について調査していきたいとする旨の報告がありました。

【別紙】

全社児発第 179 号
平成 23 年 6 月 28 日

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局長 高井 康行 様

夏期の電力需給対策に伴う企業の就業時間等の変更に対応した
延長保育・休日保育事業等の実施に関する要望について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
会長 小川 益丸
全国保育士会
会長 上村 初美

今夏の電力需給対策による企業の就業日時等の変更にともない、延長保育や休日保育等をもって保育需要への対応をはかることが保育所に求められています。

保育所は、良質かつ安全・安心な保育を提供し、国民・地域からの負託に応えることを大前提として取り組む所存ですが、実施体制の構築にあたって円滑に対応できるための次のような配慮を要望します。

1. 人員配置

- 早朝・夜間も含めた週 7 日の開所にあたり、利用曜日により保育内容が著しく異なることの無いよう、保育所は対応にあたります。
- しかし、現在の雇用体制では、週 7 日の勤務体制(シフト)の構築や労働法規遵守の点において、現実的な対応は難しい状況です。
- ついては、次のような配慮を求めます。
 - ・ 週 7 日分の人員体制を確保する上での人件費等の経費補助
 - ・ 現在の雇用体制で週 7 日開所に対応した際の割増賃金等を考慮した経費補助
 - ・ 雇用に際するマッチング等の支援(7~9 月の期間限定雇用の困難さに係る対応)

2. 保育所における食事の提供

- すべての開所日において児童への食事を提供する必要があることから、調理室の週 7 日稼働が求められます。
- 夏場にあつて食中毒発生の危険性も高まることから、園内調理の重要性は高まります。
- その対応には、調理員の増員をはかる必要があり、次のような配慮を求めます。
 - ・ 調理員の配置増に係る経費補助

3. 「保育に欠ける」認定の変動に伴う保育利用への影響

- 土日の企業活動により、両親(保護者)の休日が異なる場合、自治体において保育に欠ける日が減少すると解釈から利用制限が課せられることの無いように配慮を願います。

4. 利用料の徴収

- 通常の週 5~6 日を超える日数の保育提供の要望が保護者から寄せられ、自治体が入所決定をした場合の運営費支給や実費負担の取扱いについて早急に明示願います。

5. 夏期の電力需給対策

- 電気事業法第 27 条に係る制限緩和対象として、「生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備に老人福祉施設、介護保険施設、障害者福祉施設、障害者支援施設等」が掲げられているが、週 7 日開所にあつて保育所がこの対象となるよう配慮を願います。

6. その他

- 上記の対応は、電力需給対策としての当面今夏限定の取り組みであり、延長保育・休日保育の実施に際し、各自治体へ柔軟な運用に係る助言を示されるなどの配慮を願います。

◆東日本大震災により離職された社会福祉事業

従事者への就職支援について◆

東日本大震災の発生に伴い、福祉分野においても社会福祉施設等に大きな被害が生じました。地震発生後3か月が経過し被災地では生活復興にむけて動きだしており、働く場を失った社会福祉施設等の職員に対する就職支援が重要となっております。

全社協中央福祉人材センターでは、特に被害が甚大であった岩手県、宮城県、福島県の社会福祉協議会（以下「社協」）福祉人材センターと調整し、各都道府県社協福祉人材センターを通じて居住等の配慮を要する被災者（福島第一原子力発電所の事故に伴う避難者を含む）用求人情報の周知と就職支援等に取り組むことになりました。具体的には、被災者の求人について、各福祉人材センターの登録手続きが必要となります。また福祉人材センターの紹介により被災者を雇用する場合は、被災者雇用開発助成金を活用することができます。詳細は各都道府県社協福祉人材センターにお問い合わせください。

◆平成23年度第二次補正予算（案）示される◆

7月5日、政府は東日本大震災からの復旧に向けた総額2兆円の第二次補正予算（案）を閣議決定しました。内容は福島第一原子力発電に関する被害を含む東日本大震災の被災に関する支援事項となっております。厚生労働省関係では、特に福島県内外の保育所等の園庭の放射線量の観測と表土除去処理事業の実施が項目にあげられています。報道では、今月15日に国会に提出され、月内の成立をめざす見通しとされています。



平成23年度厚生労働省第二次補正予算(案)の概要

計：45億円

1 二重債務問題への対応 40億円

被災した医療施設・社会福祉施設等の再建を支援するため、(独)福祉医療機構が行う医療・福祉貸付について、次の措置を実施できるよう、同機構の財務基盤を強化する。

- ・旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)
- ・災害復旧のための新規貸付条件のさらなる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)

※ なお、政府全体の中小企業向け対策の中で、生活衛生関係営業者の二重債務問題への対応を行う。(中小企業庁において計上)

2 児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策の実施 4.6億円

福島県内外の保育所などの園庭のうち毎時 $1\mu\text{S V}$ (マイクロシーベルト)以上の放射線量を観測したものについての表土除去処理事業に支援を行う。

3 東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業従事者の被ばく管理データベースの構築

89百万円

[労働保険特別会計]

東京電力福島第一原子力発電所において、緊急作業に従事した労働者の作業内容、被ばく線量等を管理するためのデータベースを作成する。

(参考)放射線モニタリングの強化(文部科学省において一括計上)

[うち厚生労働省分]

食品・水道水に含まれる放射性物質の検査体制の強化のため、検疫所や国立試験研究機関の放射線の測定機器を整備する。

項 目	担当部局課室名
1 二重債務問題への対応	社会・援護局福祉基礎課（内2869） 医政局総務課（内2520） 健康局生活衛生課（内2434）

項 目	担当部局課室名
2 児童福祉施設等の園庭の放射線量低減策の実施	雇用均等・児童家庭局総務課（内7830）

項 目	担当部局課室名
3 東京電力福島第一原子力発電所の緊急作業従事者の被ばく管理データベースの構築	労働基準局安全衛生部労働衛生課（内5496）

項 目	担当部局課室名
（参考）放射線モニタリングの強化（文部科学省において一括計上）	大臣官房厚生科学課（内3808） 食品安全部情報企画課経理係（内2404）